

第1節 大学紛争とその余波

第1項 昭和43年の状況

1. 全国的動向

昭和40年代前半とりわけ昭和43(1968)年から昭和44(1969)年にかけて、わが国の大多数の大学では激しい紛争の嵐が吹き荒れた。京都大学もまたその例外ではなく、昭和44年1月以降紛争が全学に拡大し、教育研究活動が甚だしく阻害されるに至った。以下本学における大学紛争の経過を述べるに先立ち、昭和43年における大学紛争の全国的動向について簡単に述べておくことにしたい。

昭和35(1960)年の日米安全保障条約改定阻止運動、昭和37(1962)年の大管法反対運動の後一時沈滞していたわが国の学生運動は、昭和40(1965)年頃から再び活発化した。即ち、昭和40年の日韓条約反対運動に続いて、昭和42(1967)年10月、11月には佐藤栄作首相の東南アジア訪問および米国訪問に反対する学生らの激しいデモが行われ(第1次および第2次羽田事件)、翌昭和43年には米国原子力空母エンタープライズの佐世保寄港阻止闘争が展開された。ところで注目すべきは、この時期には以上のような政治問題をスローガンとする学生運動と並んで、学内問題を直接の契機とする学生運動が頻発するに至ったことである。まず昭和40年に慶應義塾大学において学費値上げに反対する学生の激しい闘争が起こり、これを皮切りに翌昭和41(1966)年には早稲田大学、昭和42年には明治大学、昭和43年には中央大学、関西学院大学その他で学費値上げ反対運動が展開されている。また昭和43年4月には日本大学において、巨額の使途不明金の存在が報道されたことから理事の総退陣

を要求する運動が起こり、全学ストへと発展した。

私立大学における学費値上げ問題以外に大学紛争の主要な火種となったのは、医学部におけるインターン(研修医)制度および登録医制度、学生寮や学生会館の建設または管理、大学の統合移転、管理運営機構の改革等の諸問題であり、これらの問題を契機として、国立大学においても昭和43(1968)年には紛争が全国的な広がりをもたらすに至った。とりわけ東京大学では、昭和41(1966)年以来インターン制度を巡る学生および研修医の反対運動が問題化していたが、昭和43年には3月の医学部における学生処分に端を発した紛争が全学に広がった。同年6月安田講堂を占拠した学生を排除するため大学側が警察力を導入したことが紛争をエスカレートさせ、ついには翌昭和44(1969)年度の入学試験の中止という事態を招いたのである。医学部における紛争が特に昭和43年初めに激化したのは、インターン制度に代えて登録医制度を設けるという医師法改正案が国会に上程されたことによるが、これについては少し後に説明することにする。昭和43年末の朝日新聞社の調査によると、昭和43年に紛争を起こした大学は全国で115校ほどに上り、その内紛争の越年が確実な大学は実に68校に及んだのである。そのうち、翌年の入試実施が危ぶまれていたのが東京大学、東京教育大学、東京外国語大学であり、また日本大学、中央大学など10を超える大学が校舎の一部をバリケード封鎖されたまま年を越すことになる(『朝日新聞』12月27日付)。

このように昭和43年に全国の大学を席卷した学生運動は、昭和30年代までの学生運動とは明らかにその性格を異にしていた。即ち、その中心的な推進力となったのは、いわゆる三派系(新左翼系)の学生であり、彼らはノンセクトラジカルの学生とともに共闘会議を組織して、「大学解体」のスローガンの下に既成の大学制度を全面的に否定しようとしたのである。彼らの運動はそれまでの民青系学生指導下の学生運動に比べて著しく暴力性を強めており、自らの要求を貫徹するためには従来のような授業放棄に留まらず、学長や学部長に「大衆団交」を強要し、また建物の長期にわたる占拠やバリケード封鎖を強行したのである。

第7章 京都大学の再編と発展

このような大学闘争とも呼ぶべき学生運動の高揚には様々な原因が指摘されている。すなわち、昭和35(1960)年頃からの日本経済の高度成長と大学進学率の上昇の中で生じた学生の質や意識の変化と、大学の旧態依然たる教育や管理体制との間のギャップ、管理社会化の進展に伴う若者の不安や焦燥感の増大、あるいは戦後の復興期に生まれた世代に特有な権利意識の強さなどである。また同時に、この時期に米国やドイツ、フランス、イギリスで起こった「大学革命」や、中国における文化大革命の影響も見逃すことはできない。しかしこれらは、昭和43～44(1968～69)年大学紛争高揚の一般的背景あるいは土壌をなすにすぎず、個々の大学における紛争の発生と拡大は、それぞれの大学に固有な要因に規定されるところが極めて大きかったのである。

2. 医学部の紛争

前述のように東京大学において全学的紛争の発端となったのは昭和43年3月医学部における学生処分であった。この処分は登録医問題を巡るトラブルを契機とするものであったのだが、京都大学においてもこの年、医学部における登録医制度反対闘争から極めて深刻な事態が発生したのである。

わが国では第2次世界大戦後間もなく、アメリカ進駐軍の命令により医学研修制度としてのインターン制度が発足した。この制度については早くから多くの問題点が指摘されており、昭和37(1962)年頃から学生、研修医の間にその廃止を求める運動が起こっていたが、昭和43年1月インターン制度を廃止して代わりに登録医制度を設けるという医師法一部改正案が国会に上程されたことから、登録医制度に対する反対運動が俄に高まりを見せるに至った。この登録医制度とは、無給であったインターンの1年間を有給の2年間の研修に置き換え、研修終了とともに登録医の資格を与えるが、医師国家試験の方は医学部卒業と同時に受験でき、合格すれば免状が与えられるというものであった。この登録医制度に対しては四二青年医師連合(昭和42年度のインターン)をはじめ主な大学の医学部学生自治会は、現行の制度の改善にはならないとして強く反対していたが、京大でも青年医師連合(以下、青医連)

第1節 大学紛争とその余波

京大支部は医学部自治会とともに全学闘争委員会を結成して、国家試験ボイコット、大学院入試ボイコットを決めたほか、2月13日から無期限ストライキに突入した。このストライキのために期末試験は実施不可能になり、医学部の卒業予定者のほとんどは卒業延期を余儀なくされることになる。ところが3月15日の大学院入試当日、青医連、学生らの受験ボイコットの呼び掛けに従わずに受験しようとした1名の受験者に対して、青医連の幹部らが暴力行為、不法監禁を行ったという容疑で、4月7日京都府警の警官約300名によって医学部内の青医連事務局など10カ所の搜索が行われ、研修医や学生5名が逮捕された(『京都新聞』4月8日付)。

京大構内への警官の立ち入りは、昭和30(1955)年の第2次瀧川事件以来13年ぶりであり、しかもこうした大がかりな強制捜査は京大の歴史上初めてのことであっただけに、それが学内に与えた衝撃は大きかった。この学内強制搜索を不当とする学生らは7日午後、病理学講堂で岡本耕造医学部長代理、柏祐賢学生部長ら大学側の出席を求めて、約9時間にわたって抗議の「団交」を行い、翌8日には学生の全学自治組織である同学会が正午から法経第7教室で警官導入に対する抗議集会を開き、奥田東総長との「団交」を要求した。総長はいわゆる大衆団交には応じない方針を決めていたが、学生らが納得しないので「説明会」の形式で学生らと話し合うことを決意し、4月8日夕～9日午前2時、10日午後～11日未明、12日夕～13日朝の3回にわたり、「説明会」という名目で長時間「団交」が行われることになる。これらの「団交」において学生らは、7日の搜索を大学の自治の侵害にかかわる公安事件であると強く主張したのに対して、総長は刑事事件と考えたと繰り返し述べて譲らなかった。しかし3回目の話し合いで総長は、搜索のその後の進展から見て、警察側に初めから学生、研修医の自治活動を破壊する意図があったとの疑いがもたれるとの見解を示し、その方向に発展しないよう配慮されたいとの申し入れを13日京都府警に対して行った(『京都新聞』4月13日付夕刊)。また医学部教授会は4月19日、学生、青医連との「団交」を拒否して2カ月以上も事態を放置し、警官の立ち入りを招いたことを反省し、直

第7章 京都大学の再編と発展

ちに事態の解決に努めるとの声明を発表した。

医学部では4月中旬から6月上旬までの間に、教授会と学生、研修生が作る全学闘争委員会との間で合計9回、延べ94時間に及ぶ話し合いが重ねられ、その結果、卒後研修の方式について両者の間で一応の合意が成立し、6月13日の学生大会で4カ月ぶりにストライキの中止が決定された。京大方式ともいべきその卒後研修の方式とは、①昭和42、43年学部卒業生が全員京大病院で研修を受けられるようにする、②研修内容については、教授会と青医連京大支部との合議合意で決める、③登録医制度にからむ事務手続きも合議合意の上で行う、の3点を骨子とするもので、これによって教授会と研修生との話し合いでより充実した実地研修を行ってゆくという形ができ上がったのである(『京都新聞』6月14日付)。

こうして昭和43(1968)年1月に始まった医学部紛争は教授会と学生、研修生の間のねばり強い話し合いによって一度は解決を見た。しかし翌昭和44(1969)年初めには、現行の医局制度の解体を封鎖を含む実力闘争によってかちとろうとする一層ラディカルな運動が一部学生、若手医師らによって展開されることになる。

一方、この昭和43年末には総長と寮生との長時間団交が行われ、翌昭和44年大学紛争の直接の契機となる寮問題が全学的問題として浮上するに至った。その切っ掛けとなったのは、昭和43年11月5日に評議会が、長期的な学園整備の青写真「京都大学20年長期計画試案」を学内に公開する方針を決めたことである。これは、将来の大学像の決定に各層の意見を反映させようという総長の意向に発するものといわれるが、吉田寮・熊野寮の寮生らはこの長期計画に盛り込まれた新寮計画について、学生の意見を取り入れぬ一方的な試案であるとして強く反発した。こうして寮自治会は同年12月12日夕刻から13日午後零時半まで、長期計画の白紙撤回と即時新寮建設、炊事人の公務員化などを要求して奥田総長、岡本道雄学生部長らと徹夜で話し合いを行うことになった。この「団交」で大学側は、炊事人は欠員があり次第公務員化するよう努力すると約束しただけで、学生の要求を退けたのだが、これ以後

学生らは増寮闘争を、国大協自主規制路線粉碎、財政公開などをスローガンにした全学的な闘争へ発展させてゆこうとするのである。

第2項 昭和44年の紛争

1. 京大紛争の勃発

京都大学における大学紛争は、昭和44(1969)年に入るとともに寮問題を契機として全学的紛争へと発展するに至った。

昭和44年1月、吉田寮・熊野寮の寮生によって組織された寮闘争委員会は、無条件増寮、20年長期計画白紙撤回、財政全面公開の3項目要求を掲げて「総長団交」を強く要求した。これらの問題については、前年12月12、13両日長時間にわたって総長と寮生との会談がもたれたばかりであったので、大学側は直には学生の要求に応じなかったが、寮生たちは「総長団交」を強く求めて1月14日夕刻学生部に押しかけ、岡本道雄学生部長との話し合いに入った。奥田総長は当日、概算要求その他の用務のために上京中であったが、同夜遅く予定を変更して帰洛、15日午前1時から学生部会議室において学生部長同席の下に、約100名の寮生らと上記3つの要求項目について「団交」を行うことになる。

「団交」は2回の休憩時間を挟んで翌16日午前1時頃まで24時間に及んだ。まず寮生側が寮の管理権を従来通り完全に寮生のものとした上で増寮の予算要求を行うことを要求したのに対して、総長はそのような形での増寮要求は引き受けられないと述べ両者の主張は平行線を辿った。次いで寮生側が財政の即時全面公開を要求したのに対して、総長は前向きの姿勢で部局長会議に諮っていると答えた。さらに20年長期計画の白紙撤回に関しても総長は、寮に関する部分については既に昨年12月の会談で白紙撤回したが、全面的な撤回は全学に関係があることであり、寮問題を討議するこの会談で論じることが適当でないと返答した。「団交」の最後に寮生側の最後通告に対して総長は、①無条件増寮はできない、②長期計画の全面的白紙撤回はできない、③

第7章 京都大学の再編と発展

財政公開は実現の方向で検討する、と答えた。この返答のいずれをも不満とした寮生は、16日午前1時「団交」決裂を宣言し、直ちに学生部建物を封鎖した。これが京大紛争の発端であり、以後寮闘争委員会、教養部闘争委員会ら「封鎖貫徹」を叫ぶ学生と封鎖に反対する同学会執行部学生との対立が日増しに激化することになる。16日正午から学生部バリケード前で封鎖支持派学生の全学決起集会が、一方法経第1教室では、封鎖に反対する五者連絡会議(職員組合、同学会、院生協議会、生協、生協労組で構成、議長は川口是職組委員長、以下「五者」と記す)の集会が開かれ、午後には「同学会行動隊」が実力による封鎖解除を試みるなど学生同士の衝突も起きている。

2. 学生部封鎖の解除

このような事態に対して大学当局は、1月16日夜の部局長会議で対策を協議した後、17日岡本学生部長名で「学生部封鎖の事態について」という文書を全学に配布し、今回の学生部占拠に至った経過を説明するとともに、占拠学生に対して速やかに封鎖を解いて話し合いの場に戻るよう求めた。さらに総長は翌18日正午時計台前で開かれた全学集会(出席者約6,000名)において「所信表明」を行い、事態解決のために全京大人の総力の結集を訴えた。次いで18、19両日には「五者」との「総長団交」が延べ20時間にわたって行われたが、そこでも、大学側の弱腰を非難し封鎖の即時実力解除を要求する「五者」に対して、総長はあくまで説得による解決を主張し、実力行使には慎重な姿勢を続けたのである。この1月18～19日には東京大学本郷構内に機動隊が出動して安田講堂をはじめすべての建物の封鎖を解除したが、テレビに写し出されたその凄惨な光景と東大の施設などの荒廃が京大の教職員、学生の危機感を一層高め、自主防衛という「五者」の主張が多くの支持を集める1つの原因となったことは疑いがない。

1月20日午後総長は教官多数とともに学生部前に行き、バリケードに向かって封鎖解除を呼び掛けたが、同夜開かれた部局長会議と学生部委員会との合同会議では、翌日に予定された全国学園闘争勝利全関西総決起集会(寮闘

争委員会・文学部学友会・医学部自治会共催)による学内の混乱拡大を防ぐために学外者の立入りを禁止することが決定された。そして翌21日には11時頃から各門を多数の教職員、学生で固めて入構しようとする者に学生証を提示させ、学外者の立入りを阻止した。こうして本部構内での開催が不可能になった総決起集会は、午後3時過ぎから教養部正門前で開催され、羽仁五郎が講演を行った。午後5時ヘルメット、ゲバ棒で武装した他大学の学生多数が本部正門に突入を図ったため混乱が発生、正門を固める学生、教職員は防衛手段として立看板などでバリケードを築いてゆき、それに向かって何度もデモが試みられたが突入は阻止された。投石などで多数の負傷者が出たため、午後5時40分岡本学生部長は道路上の学生を排除すべく機動隊の出動を要請したが、東一条通に座り込んだ約200名の京大生が機動隊を交差点の西へ押し返した。その後道路上の学生は教養部A号館1～2階に各派ごとに分かれて入り込んで集会をもち、深夜から明け方まで本部正門へのデモを繰り返したが、内部からの激しい放水によって突入を阻止された。

翌22日も、早朝から時計台前で「五者」の集会が開かれ、「日大、東大共闘派学生700名が京都に向かって出発した」との噂が流れ(のちにデマと判明)、さらに正午には教養部に集合した約150名の学生が本部正門へ突入を図って放水で阻止されるなど、学内は騒然たる状況が続いた。大学側は封鎖発生以来連日部局長会議を開いて収拾策を協議してきた。大学当局の方針はあくまでも説得によって事態の解決を計ることにあったが、今や封鎖解除を迫る学生らの行動はますます激しくなり、当局としても彼らの実力行動を抑えることはもはや不可能となった。午後7時封鎖解除を要求する学生約100名がヘルメットを着用して学生部前へデモを行い、8時頃から座り込んでいる封鎖支持派の学生をごぼう抜きし始めた。封鎖解除派学生は学生部の窓に向かって放水を行い、封鎖学生がこれに投石で応じた。この間総長、学生部長らは繰り返し封鎖学生に自主的退去を呼び掛けたが応答はなく、封鎖解除派は翌23日未明にかけて激しい放水の中、バリケードの取り壊しを進めていった。こうして午前4時半までに1階の封鎖が解除され、次いで2階への階段

第7章 京都大学の再編と発展

のバリケードも撤去された。そして午前10時25分学生部2階の窓に白旗が掲げられ、立て籠っていた約60名の学生は窓から梯子をつたって外に出た。

このように学生部封鎖の解除は、警察力によらず大学当局と封鎖に反対する学生、教職員による「自主防衛」という形をとって行われた。このいわゆる「京大方式」については当時賛否両論がたたかわされた。封鎖支持派は1月21～23日を「狂気の3日間」と呼んで実力解除を強く批判したが、総長が結果的にこのような方式を容認したのは教官、学生の間に警察の学内立ち入りに反対する意向が強く、性急な警察力の導入が東大の例から見てもかえって紛争を拡大すると判断したためである。またこの時点では「京大は京大人の手で守ろう」という大学当局の呼び掛けに積極的に応じる学内各層の盛り上がりがあった。しかしこのような形で封鎖解除が学生間の対立を深め、紛争の長期化を招いたことは否定できない。

さて、学生部建物から出た封鎖学生は1月23日、封鎖支持の学生とともに法経第1教室で学生部長を拘束して「総長団交」を要求した。一方、大学側は同日午後2時から時計台前で全学緊急集会を開催し(参加者約3,000名)、総長は大学改革のための各グループ、各クラスでの十分な討議を要望、終了後参加の教官らは総長を先頭に本部構内を行進した。大学主催の全学集会は24日と25日にも開催された。また23日夜から翌日にかけて本部各門のバリケードが撤去された。なお、23日夜総長は寮生らと会談し、彼らの要求する25日の「団交」に出席することを約束した。

これより先、21日夜寮闘争委員会と文学部、医学部、教養部の各闘争委員会によって全学闘争委員会準備会(のちの全学共闘会議)が結成されており、今回の「総長団交」の相手はこの全学闘争委員会準備会であった。25日午後2時から総長は学生部長とともに法経第1教室での「団交」に出席する。会場には寮生を中心にした共闘派学生、大学当局の態度を不満とする一般学生ら約1,500名が詰めかけ超満員であった。学生側は、①学生部封鎖解除の自己批判、②寮3項目要求の即時承認、③逆封鎖＝ロックアウトの自己批判、④機動隊導入準備否定、捜査協力拒否、⑤今回の闘争に対する不処分、⑥奥

田総長の国大協会会長辞任、⑦総長、学生部長の辞任と学生部の解体、⑧大衆団交の場における以上の諸点の文書確認、の8項目要求を提起し、バリケードの構築と実力による封鎖解除によって寮闘争を破壊したのは大学の責任であると激しい口調で返答を迫った。これに対して総長は、本部各門のバリケードは学外者の立ち入りを防ぐために学生、教職員の間から自発的に盛り上がった大学防衛であり、学生部の実力封鎖解除も暴力であったとは思わないと応酬、両者の主張が咬み合わないまま「団交」は翌26日午前3時一旦休憩に入り、総長、学生部長は壇上で仮眠をとった。同日10時半に再開された話し合いでも依然押し問答が続いたが、封鎖が暴力的に解除された事実を認めて自己批判せよという学生側の主張に対して総長は、①封鎖を実力で解除することが唯一の解決方法であったと考える、②封鎖派の学生と話し合わず一方的に封鎖を実力解除したことを認めるという趣旨の確認書を書くに留まった。「団交」はなおも延々と続き、27日午前3時50分2回目の休憩に入った。そして同日午前8時15分に再開されたが、結局午後3時40分学生側が「団交」の決裂を宣言、38時間に及んだ話し合いは物別れに終わったのである(以上、1月14日から27日までの事実経過については主に『昭和44年学生部封鎖に伴う一連の事態についての経過関係書類』に依拠した。以下『学生部封鎖経過関係書類』と略記。また京都大学新聞社編『京大闘争 京大神話の崩壊』三一書房、1969年、をも参照した)。

3. 紛争の全学への拡大

この「総長団交」で学生の要求を大学側が退けたことによって、1月16日の学生部封鎖に始まった京大紛争は一段落するかに見えた。しかし、大学当局が本意ではなかったにせよ「五者」の封鎖実力解除の方針を認めたことに対する反発は学内各層において想像以上に強く、これ以後2月前半にかけて医・文・工の各学部と教養部で無期限ストライキが決定されるなど、紛争は全学的な広がりをもたらすことになる。医学部では1月27日、本科4回生が医局解体と統一青医連結成をスローガンに無期限ストに入っていたが、医学部

第7章 京都大学の再編と発展

全学闘争委員会(M全闘)主催の学生大会の決議により2月5日学部全体が無期限ストに突入し、同日附属病院構内の外科研究棟が完全封鎖された。封鎖は2月20日には内科研究棟に拡大される。次に教養部では、1月30日の代議員大会において教養部闘争委員会提案の前記8項目要求貫徹をスローガンとする無期限ストが可決され、翌日教養部各門にバリケードが築かれてストに入った。一方文学部では、封鎖を批判した1月19日教授会見解の白紙撤回要求を契機にスト実行委員会が結成されたが、2月1日学生大会の議に基づき、3日教授会「団交」が拒否されたのを機に無期限ストに突入し、直ちに本館入口にバリケードが築かれた。さらに工学部は2月14日から、農学部は2月25日から、それぞれ学生大会の議に基づいて無期限ストに突入する。

さて教養部では、無期限バリケードストに反対する学生自治会執行部が2月7日に代議員大会を開こうとしたが、教養部闘争委員会ら全共闘派学生によって阻止されたため、再度14日に代議員大会を召集することにした。執行部の学生は10日頃から彼らを支持する「五者」の学生、職員とともに会場に予定された法経第1教室に泊り込み、前日夜には同教室につながる本部の建物の入口を閉鎖した。これに対して14日午前2時半頃から角材を持ちヘルメット姿の全共闘派学生約500名が実力排除に乗り出し、投石放水などで攻撃、黄ヘルメットの「五者」の学生も角材、投石などで応戦し、法経第1教室を中心に、小雨の中激しい衝突が4時間半にわたって続いた。双方に約250名の負傷者が出たが、夜が明け始めた午前7時頃全共闘派学生は攻撃をあきらめた。代議員大会は14日午後3時半頃から法経第1教室で開催され、執行部提案の無期限スト即時解除などが可決された。しかし全共闘派はこの代議員大会を認めないと宣言、バリケードを強化して無期限ストを続ける構えを示した。

この2月14日の事態の衝撃は大きく、これを機に教官層の間でも、1月中旬以来の大学当局の方針や両派学生の行動を巡って見解の対立が一層鮮明になった。教養部では、2教官が48時間ハンストに入ったのに続いて2月16日教官有志56名が、「1月21日以後の事態にあたって、大学のにとって来た方針

についてわれわれは再検討を提案する」との声明を発表した。一方教養部学生自治会は、14日の代議員大会の決定に基づいて17日、病氣療養中の羽田明教養部長に代わる三谷健次教養部長代理と「団交」を行い、無期限ストに反対し教養部闘争委員会の行為を糾弾する4項目確認書をかちとった。ところが翌18日の教養部教官協議会(学生部封鎖の際発足したもので、教授・助教授・講師・助手・教務職員約190名で構成)は「学生間の対立が続く現在、一方だけを支持するような行動は紛争をこじらせる」として確認書の不承認を決めた。この結果三谷教養部長代理ら教養部執行部は辞任することになり、紛争解決の見通しはまったく立たなくなった。また19日農学部林学教室教官有志が、総長、各学部長に対して「暴力による解決の試みをいっさい否定することを強く訴える」要望書を提出したが、これに対して経済学部・法学部の教官有志の21日付ビラは、学生部封鎖のごとき暴力行為に対しては敢然と立ち向かうべきであると反論している(京大問題記録編纂会編『レポート・揺れる京大——紛争の序章』現代数学社、1969年、112-122頁)。

このような状況の中で2月20日大学当局は、奥田総長の「全京大人に訴える」と岡本学生部長の「学生諸君に訴える」との2つの声明を発表して、学生部封鎖以来の事態についての反省の上に立って大学における暴力の絶対的否定の立場を表明するとともに、大学の制度改革の必要とその方向を述べて、現下の危機打開のための全京大人の奮起を呼び掛けた。これより先総長は2月14日事件直後に、翌月3日からの入学試験は何としても実施したいと語っていたが、しかし2月20日以降、入試粉碎を叫ぶ全共闘派の本部封鎖への動きとこれを阻止しようとする「五者」らの動きの中で、学内の緊張が高まっていった。全共闘派は21日、時計台前で全関西労学市民総決起集会を開催、23日には同志社大学において立命館大全共闘と共催で全京都労学市民連帯集会を開催した後、約1,500名が京大ヘデモ行進し、本部構内に突入した後教養部構内で集会を開いた。これに対して「五者」を中心とする封鎖反対派は、「入試粉碎を阻止し大学民主化を押し進めよう」という呼び掛けの下に21日「全学ゼネスト」を行った後、本部封鎖阻止のために泊り込みを始め

第7章 京都大学の再編と発展

た。26日午後9時半頃教養部構内に待機していた他大学を含む共闘派学生約400名が本部構内に乱入して時計台建物の封鎖を開始し、27日午前零時半頃封鎖を完了した。しかし午前2時頃から封鎖解除派の学生が反撃を開始、激しい攻防戦の末午前9時までにまず1階の封鎖が解除され、午後5時過ぎには時計台建物の封鎖は完全に解除された。この2月26～27日の事態での負傷者は200名以上に達した。

4. 学外入試の実施へ

この1月下旬以来3度目の流血事件によって学内での入学試験の実施は絶望的となった。大学側はこのような事態を予想して、学外に入学試験場を確保することに努めていたが、奥田総長は2月28日の記者会見で、「入試は全部学外で実施する。入試阻止に対しては、全職員、教官約1,500人を動員して万全の措置をとるが、妨害された場合は再試験も考えている」との最終方針を明らかにした。また京都府警本部は28日夜、3月1日から入試終了まで「京大入試警備本部」を設置し、府警始まって以来の大規模な警備体制をとると発表、同時に奥田総長に対して、今後学生間で乱闘事件が発生すれば、大学側の要請がなくても機動隊を学内に出勤させると通告した(『京都新聞』3月1日付)。

翌3月1日、入試阻止を目指す全学共闘会議は東京および関西の他の大学からの支援学生とともに午後1時頃から時計台前で京大入試粉砕労学総決起集会を開き、一方「五者」側は、全共闘との衝突を避けて農学部グラウンドで全京都の支援労組・市民・学生とともに府市民集会を開催し、入試実施と民主化路線を確認した。両派のにらみ合いで緊迫した空気が流れる中、午後5時過ぎ府警機動隊が2月14日事件の捜査を理由に教養部構内に入り証拠品を押収した。午後7時頃正門付近で学生の投石を受けた機動隊は本部構内に突入、約1時間半にわたって学生と乱闘を続け双方に百数十名の負傷者を出した。学生はその後、東大路通と東一条通の4カ所にバリケードを築いて「解放区」を作ったが、2日午前2時過ぎ機動隊がバリケードを排除した。

大学当局は教養部の強制捜査については前もって同意を与えていたが、警察が本部構内に入ったことには同夜総長は遺憾の意を表明した。

全共闘派の学生は3月2日午前10時頃から本部構内でデモや集会を繰り返していたが、午後4時過ぎ各学部の事務室に押し入り、本部構内各門にバリケードを築いて封鎖した。大学は3日早朝総長名で「封鎖を解除して学外に退去せよ」という主旨の告示を各門に張り出し、同日午前9時から教職員、学生が自発的に各門のバリケードを撤去し始め、正門では封鎖派学生の妨害にあったが、正午過ぎすべての門の封鎖を解除した。

3月3～5日の入学試験はすべて学外で、京都市内8カ所と宇治市内3カ所に分かれて行われることになった。試験場には近畿、京都学院、平安、京都各予備校を主力に京都工芸繊維大学と山城、洛東、私立宇治、私立京都商業(薬学部試験場、当日公表)の4高校、京大宇治研究センター内の工業教員養成所などのほか、2月25日から宇治総合グラウンドに突貫工事で建設したプレハブの仮設試験場5棟(約1,000名収容)が当てられた。志願者数は当初東大入試の中止もあって激増が予想されたが、実際には1万507名と例年よりやや少なかった。しかも、入試実施への不安から他大学、他学部との併願者が多かったためか、欠席者が非常に多く、例年の2倍の13.6%に達した(『京都新聞』3月3日付夕刊)。

3日間の入学試験は、各試験場とも警察が厳重な警戒体制を敷く中で行われ、大きな混乱なしに終了した。3日の午後には、教養部を出た学生のデモ隊が東大路通を南下して試験場へ向かおうとしたが、機動隊によって阻止された。ただ2日目の4日は、3月初めの京都としては12年ぶりの大雪になり交通機関が乱れたために試験開始時刻を繰り下げるなど、予想外の出来事もあった。この入試の実施のために全学で1,500名以上の教職員が動員されたが、各試験場には警戒のため3月1～2日から教官2、3名ずつが泊り込み、交代で不寝番をした。奥田総長は第1日の入試終了後、府警の協力に感謝すると語ったが、連日1,600名以上の警官が警備に当たり、正に「機動隊に守られた入試」であった(以上、2月26日から3月3日までの本部構内と周辺の事

態については前掲『学生部封鎖経過関係書類』による)。

5. 新学期における学内の状況

このようにして入学試験は何とか乗り切ったものの、新学期を目前にして学内正常化の見通しはまったく立たないのみか、いくつかの学部では紛争が深刻さを増した。新入生を収容する教養部では、3月20日山下孝介新部長が選出されたが学生によるバリケードストが続いており、昭和43(1968)年度後期試験も無期延期されたままであった。3月26日総長と教養部長の連名でバリケードの撤去を要請する掲示が出されたが、効果はなかった。これより先文学部では、前述の1月19日教授会見解に対する自己批判を要求する文学部共闘会議(L共闘)の教授会「団交」が、2月25日から3月1日まで実質六十数時間にわたって行われたが、3月11日長尾雅人新学部長が学部の正常化を訴えた「文学部長所信」を発表すると、これに反発した共闘派学生が12日学部長に「団交」を迫り、この「所信」の撤回を約束させた。しかるに翌13日の教授会は「部長所信」を正しいとして、同夜予定されていた「団交」を拒否したため、共闘派学生は14日早朝、学部長の辞任を要求して文学部の本館および東館を封鎖するに至った。文学部と同様無期限ストが続く医学部でも、3月30日に2教授室が封鎖されたのに続いて4月7日には医学図書館へと封鎖が拡大され、研究はほとんど麻痺状態に陥った。3月22日の部局長会議は25日に予定された卒業式および24日の大学院修士学位授与式中止することを決定した。その理由は、例年式場に当てている本部2階の大ホールが去る2月27日未明の学生の衝突で甚だしく荒廃しており、ほかに適当な場所がないためというのが大学側の説明であったが、共闘派学生による卒業式実力粉砕の動きを警戒した措置とも見られた。こうして卒業式は戦後初めて中止され、卒業証書は式当日の25日朝から各学部の事務室や学部長室などで、印刷された総長告示とともに卒業生に手渡されたのである。

新学年に入った4月7～10日には延期されていた教育学部の大学院入試が、9～10日には同じく文学部の大学院入試が、いずれも京都市内の予備校

で実施されたが、入試反対派の学生の妨害によって混乱した。特に9日の文学部の大学院入試では、入試反対派の学生の乱入と、受験生の中の闘争支持学生の座り込みなどで混乱し、学部長は退去命令を出し警察力によって妨害学生を排除して試験を行わなければならなかった。

さて、新年度の入学式は4月11日午前9時から本部2階の大ホールで行われることになっていた。しかし、当日奥田総長、各学部長らが入場した直後、かねて入学式の実力粉砕を唱えていた共闘派学生が式場に乱入して壇上を占拠したため予定された式の挙行が不可能になり、騒然とした中で10時過ぎ総長が人がきの中から「新入生諸君、入学おめでとう」と2度大声で繰り返しただけで閉会が宣せられた。総長が退場した後も新入生たちは壇上の共闘派学生に対して「帰れ、帰れ」のシュプレヒコールを続けたが、10時半過ぎから順次退出した。一方、同日午後3時から大学院の入学式は、僅か10分間とはいえ平穏に行われたが、新年度はこうして冒頭から波瀾の幕開けとなったのである。

新学期の最大の問題は教養部の授業をいかに行うかであった。奥田総長は3月25日「新入生の自宅待機はさせぬ」との大学の方針を語っていたが、山下教養部長は4月8日、教官協議会の検討結果に基づいて、①新入生の授業は例年通り15日から行う、②無試験のまま各学部に取り取ってもらった新3回生については教養部の責任において今年中に進級試験を行う、との基本方針を明らかにした(『京都新聞』4月9日付)。しかし教養部構内はバリケード中であり、また机や椅子のない教室も多く、正常な授業を行うことは望み薄であった。授業は4月15日8時10分から約30教室で始まったが、授業再開は闘争破壊であるとする教養部闘争委員会などの学生が授業中の山下教養部長を連れ去って「団交」を強要し、翌16日には登校した約40名の教官を一時尚賢館に閉じ込めるなど、混乱が生じた。このため18日の教官協議会では、21日の月曜日から正規の時間割による授業は当分の間中止し、代わりに新時間帯による特別講義、講演、セミナーなどを行い、また午後3時以後はクラス討論、クラブ活動、自主ゼミなどのための自由時間とすることを決め

た(『京大広報』No.18)。

この特別講義等は結局7月17日まで実施されて、夏休みに入ることになる。これについては、「各教官は得意のテーマについて講義する機会にめぐまれて内容的にも充実したものであった」、また「これと平行して種々の形式のセミナーが開かれ、その数は特別講義を上廻るほど」であり、「これほど学生の自発的な勉学意欲が盛上がったことはなかった」という積極的評価もあるが(「教養部における授業再開の経過について」『京大広報』No.18)、しかし正規の授業がこれほど長期間にわたって中止された事実は軽視されてはなるまい。なお、未了になっていた教養部の昭和43(1968)年度の成績評定は、結局6月21日を提出期限とするレポート試験によって行われることになり、これにより漸く前年度の授業に結末が付けられたのである。

6. 大学立法への反対行動

さて、大学紛争に対する政府の強い姿勢は、大学の秩序維持のため警官が学内に立ち入るかどうかの最終判断が警察当局にあることを明文化した4月21日の文部省次官通達にも表れているが、4月30日に出された中央教育審議会(以下、中教審)の答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」と、それに基づく大学立法制定への動きは、紛争中の全国の大学に新たな紛糾の要因をもたらすことになった。この中教審答申は、当面する大学紛争の終結のために大学の意思決定とその執行の権限を適当な大学管理者に集中する必要があるとし、また「大学が実質的に崩壊状態となり大学としての存在理由が失われるにいたると認められる場合には、政府は、第三者機関の意見を聞いて、その最終的な処理のために必要な、適切な措置を講ずべきである」と勧告した。この答申をうけて政府は、「大学の運営に関する臨時措置法案」を5月25日国会に提出したが、この法案は、大学紛争に対する学長の報告義務、文部大臣が第三者機関たる臨時大学問題審議会に諮って紛争大学の学長に対して講ずべき措置を勧告し得ること、さらには紛争が長期化し收拾困難と認められた場合、文部大臣が同審議会の議に基づき教育およ

び研究に関する機能を停止し得ることを定めるものであった。この中教審答申といわゆる大学立法に対しては全国の大学関係者から一斉に批判の声が起こったが、京大においても奥田総長は5月20日の評議会に諮って声明を発表し「答申の内容は当面する大学紛争における大学自らの自主的解決をむしろはばみ、権力の不当な介入や大学自治を侵すおそれがある」故その取り扱いには慎重を要し、「いわんやこれに基づく立法化は容認し得ない」と政府に対して強く要望した。さらに法案の国会審議中の6月17日には評議会声明によって、臨時措置法案は「非常事態の名の下に大学本来の管理および研究・教育の体制をゆがめるおそれがある」ばかりでなく、「大学紛争の解決になんら資することなく、かえって事態を悪化させ、紛争の解決をいっそう困難にするものといわなければならない」と強く反対の意を表明した。この総長声明に先立って経済学部長、医学部教授会、法学部長などから、上述の次官通達や中教審答申に対する反対声明が出されていたが、以後7月下旬にかけて学内の10を超える部局から、部局長、教授会、教官協議会、所員会等の名で大学立法に対して基本的に同じ趣旨の反対声明が発表された(以上、反対声明については『京大広報』No.1～6、8～10参照)。

中教審答申と大学立法化の動きは、当然にも学生の広範な反対行動を引き起こし、京大でも5月中旬には、それらの粉碎をスローガンとする全共闘派の運動が新たな盛り上がりを示すに至った。まず5月14日夜医学部全学闘争委員会の学生、研修医約100名が、医学部構内北・南両門にバリケードを築き、附属病院を除く医学部構内全域を封鎖したが、翌15日には全共闘派の学生約300名が時計台前広場で京大総決起集会を開いた後、午後2時頃から学生部建物を再封鎖した。大学側は16日朝、上柳克郎学生部長名で学生部の封鎖を解除するようという要望書を掲示したが、共闘派学生は19日には理学部事務室(22日夜自主解除)、21日には農学部林産工学教室(22日夜解除)および工学部建築学教室へと封鎖を拡大していった。そこで奥田総長は22日午後3時頃「封鎖の拡大は本学の容認できないところである。封鎖を支持する諸君の反省を要望する」との掲示を出した。しかし同日午後4時過ぎ、鉄パイ

第7章 京都大学の再編と発展

ブ、角材などで武装した学外者を含む学生集団が教育学部建物に押し掛け、これを守ろうとした教職員、学生を排除して侵入し、次いで西門脇の附属図書館別館をも占拠した。同集団はその後本部構内の各門に次々にバリケードを築いてゆき、午後7時30分頃正門を最後に封鎖を終わった。これに対して、封鎖に反対する学生らは北部構内に集まり、本部構内の封鎖学生と対峙して緊張が高まった。そこで総長は、22日午後10時頃から部局長会議を開いて事態の收拾につき意見を求めた後、翌23日午前6時から約30分間録音テープによって封鎖・占拠中の学生に対し速やかに学外に退去するように繰り返し放送した。しかし学生はこの退去命令に応じなかったので、午前6時52分約500名の機動隊員が北門から本部構内に入りバリケードを撤去した。さらに機動隊は午前8時頃教養部構内にも入り、10時頃には封鎖学生を構内から追い出した。事前に機動隊の出動を察知した多くの学生は既に構外へ出ていたが、この立ち入りで学生44名が不退去・公務執行妨害罪で検挙された。この日の機動隊の出動は大学側の要請なしに京都府警独自の判断で行われたものであり、総長は直ちに警察に対して事前に大学の了解を得なかったことは遺憾であるとの意を表明した(『京大広報』1969年5月23日付号外)。

機動隊の出動の後、午前9時過ぎから文学部本館、東館、教育学部庁舎、工学部建築学教室、同電気総合館など封鎖中の建物の解除作業が教職員、学生らの手で進められ、23日正午には封鎖中の建物は医学部の内科・外科研究棟、医学図書館を残すのみとなった。しかし機動隊が引き揚げた同日午後、全共闘派の学生は再び教養部構内を占拠して正門にバリケードを再構築し、文学部本館、東館、工学部電気総合館などを再封鎖したのであり、事態は5月14日以前に比べてほとんど改善されなかった。また注意すべきは、この度の封鎖においては去る1月の学生部封鎖の場合とは異なって、中教審答申・大学立法粉碎、アスパック(アジア南太平洋地域閣僚会議)粉碎といった政治問題が前面に押し出され、寮問題をはじめとする大学改革それ自体は後景に退いていることである(『京都新聞』5月16日付)。

さて、農学部では5月末より教授会の公開を要求する共闘派学生が柏祐賢

学部長事務取扱や教授会に「団交」を強要し、要求が容れられないと見るや6月3日農学部本館をバリケード封鎖した。一方工学部では、6月3日の学生大会で無期限ストの解除が可決された。これに対して共闘派学生は、7日の学部長との「団交」決裂後授業再開粉碎を叫びつつ事務室と共同講義室を封鎖したが、封鎖反対派の学生らがこれを解除した。電気総合館も一旦封鎖解除されたが、直後に再封鎖された。教養部と文学部、医学部ではまだストが続いていた。このように紛争の長期化とともに封鎖解除派学生の行動も活発化し、彼らは6月下旬封鎖支持派学生と2度にわたり流血の衝突を引き起こすことになる(『京大広報』No.5、8)。

まず大学立法反対統一行動日の6月23日、本部構内で午後3時頃から全京都全共闘集会と日共系学生を中心とした京都府学連集会とが開かれたが、集会終了後両派が衝突、投石、鉄パイプなどで約3時間にわたって乱闘が繰り返された。この間、正門の木製扉とバリケードが門外から投げ込まれた火炎びんによって焼失するという出来事があった。両派の衝突は30日に予定された教養部自治会代議員大会を巡って再び起こった。その前日の29日、代議員大会の開催を目指す教養部自治会執行部およびこれを支持する学生が午後3時頃ヘルメット姿で附属図書館前に集合し、その一部は全共闘派が封鎖中の文学部東館に攻撃を加えた。これに対して代議員大会粉碎を唱える全共闘派学生が6時過ぎ本部構内に入り、正門から時計台建物両側への路上で激しい衝突が繰り返された。その最中、6時37分頃、機動隊が自主的判断で正門から構内に入り規制したので、騒ぎは間もなくおさまった。翌30日、機動隊は早朝から前日の乱闘事件にかかわる教養部構内と理学部地質学鉱物学教室の搜索を行ったが、全共闘派学生は時計台前で集会を開いた後、午後1時頃今出川通の大学前にバリケードを築き、機動隊と北門、裏門付近で衝突した。このため学内での開催が不可能となった問題の代議員大会は、同日午後加茂大橋北側の鴨川河原で開かれることになった。そこでは教養部の無期限ストの解除が圧倒的多数で決議されたが、全共闘派はこれに対抗して、機動隊が撤去した教養部正門のバリケードを再構築した。

7. 大学改革への取り組み

ところで、前述の中教審答申および大学立法に対する諸声明が一致して強調したのは、紛争解決のための自主的努力の重要性であったが、それではこの時期に京大では大学改革へのどのような取り組みがなされていたのであろうか。奥田総長は昭和44(1969)年1月以来大学改革に積極的姿勢を示し、前述の2月20日の声明においても「大学の自治は教授会の自治であるという従来の考えには反省を要するものがあり」、大学民主化のための具体的方策については「従来の慣行にとらわれず、全京大人の総意を基盤としておし進めるべきものであると考えます」と語っている。京大の部局の中には理学部のように、既に昭和43(1968)年12月以来教官協議会の下部機関として自治検討委員会を作って、学部自治のあり方や学部長選挙手続きなどについて討議を始めていたところもあるが、昭和44年1月の紛争発生後は教養部および各学部において改革検討のための委員会が設置され、教授会の構成と運営、学部長・評議員の選出方式、大学院制度、カリキュラムの改革、経理の公開などの問題が議論されるようになった。その際、いくつかの学部では教官と学生、大学院生、職員との協議の場が設けられ、各階層の意見を汲み取る努力がなされた(『京大広報』No.1～2)。こうして教授会が打ち出した改革の提案の中には、学部長選挙やカリキュラム編成への学生参加といったかなり思い切った内容のものも含まれていたが、しかしそれらの改革案は全共闘派学生の賛同を得るものとはならず、むしろ彼らからは事態收拾のための欺瞞的措施として厳しく批判されたのである。

とりわけ医学部においては、従来の教授を中心とした学部運営体制や学位制度、大学院制度に対して助手、無給医、大学院生・学生等からラディカルな批判が突き付けられた。そうした状況の中で教授会は、昭和44年3月11日の助手・大学院生協議会との「団交」の席で教授会の公開に同意しただけでなく、4月10日の無給医会との「団交」においては、現行の医局講座制の打破、学位制度の廃止、教官の任用人事の凍結等5項目を認めた。さらに同月

第1節 大学紛争とその余波

17日の教授会においては、従来の教授のみによる教授会に代えて、助教授・講師を含めた「拡大教授会」と助手・無給医・大学院生・学生をも含む各層の代表からなる「協議会」とを設け、後者を学部運営の中心に据えるという抜本的な改革案が打ち出された。その後、7月17日の助手会との「団交」においては、出席した教授の多くが現行の学位制度の廃止と学位審査権の放棄だけでなく自らの所持する学位の返上さえも確認したのである(以上、医学部の改革については、山岸司久『京大(医)紛争のピラ』1994年、および『京都新聞』3月12日付、4月11日付、4月18日付、参照)。このような改革案や確認事項を実行に移す際にはもとより多大の困難が予想されたが、ともかくも医学部教授会は、他の階層からの批判を真摯に受け止めながら、いくつかの委員会を設置して学部と病院の管理機構や教官選考方法、学部教育、学位制度、大学院制度等の本質的改革に乗り出すのである。

ところで、このような制度改革にかかわる問題には部局の中だけでは解決不可能なものも多く、それらを全学共通の問題として検討する全学的委員会の早急な発足が望まれるに至った。総長はかねてそうした委員会の設置を考慮していたが、それに先立ち3月26日、改革問題についての全学的討議の場として「月曜会」を発足させた。これは「各部局で当面し、または議論している問題を出しあい、相互に問題解決の資に供するとともに、このような情報交換を通じて共通の認識のうえに立って大学問題を考え、必要に応じて総長に問題提起を行なっていく会」(『京大広報』No.1)であり、各部局長から推薦された2名以内の教官(助手を含む)によって構成され、例会は毎週月曜日午後5時から7時まで開催される。最初の2回の例会では会の性格や出席資格等について討議されたが、第3回からは各部局から現在の問題状況が報告され、また大学における学生の地位、教授会の公開、講座制、大学院制度、教養課程のあり方など各部局で問題となっている事柄について順次意見交換が行われていった。月曜会は、大学紛争終結後も昭和48(1973)年5月まで、計114回にわたって開催されることになる。なお情報提供という点では、紛争勃発後いくつかの部局で「弘報」(あるいは「広報」)が刊行され始めたの

第7章 京都大学の再編と発展

に続いて、5月20日全学の広報委員会による『京大広報』が発刊され(当初は週刊、同年11月以降は月平均2回発行)、学内の出来事や諸委員会の協議内容、各部局の改革の動きなどについて迅速に報道されるようになったことが重要である。月曜会の発足後も、大学改革のための正式の検討機関の設置を望む声は強かったが、漸く6月3日の評議会で、総長の諮問機関として部局に共通する制度改革の諸問題を検討するための委員会として、共通問題検討委員会(仮称)を設けることが決定された。6月17日の評議会ではこの委員会の名称を「大学問題検討委員会」とすることになり、その調査審議事項は、①大学の未来像、②教養課程の改善、③総長選挙制度の改正であり、これらを3つの部会が分担して調査審議すること、また委員は各学部と教養部から各3名、研究所から各1名、教授、助教授または専任講師の中から選出することが決定された(『京大広報』No.6)。本委員会の会合は6月28日を第1回として7月5日、12日、19日と開催されたが、そこでは改革試案作成の姿勢について討議され、タイムリミットを設けず適当な時期に中間答申を行うこと、また第1部会は大学の研究体制の検討から始めて大学の未来像に及び、第2部会は大学教育体制の中で教養課程の問題について立案し、第3部会は大学のあるべき管理運営体制の中で総長選挙制度の改善について検討すること、などが確認された。また委員長として井上智勇文学部教授、副委員長として岡本道雄医学部教授が選出された。

この委員会のその後の審議経過についてはのちに触れることになるが、多くの委員がそれぞれの部局での事態への対処に追われたこともあって答申の提出は当初の予定より大幅に遅れ、最初の答申「教養課程の改善について」が出たのは翌昭和45(1970)年1月10日であった。そして、「大学の未来像について」の答申が出たのは昭和47(1972)年9月であり、「総長選挙制度の改正について」の答申はさらに遅れて昭和48(1973)年6月に提出された。以上の答申の内容については後段で触れることにするが、以上3つの答申を提出したことにより、大学問題検討委員会はその任務を完了したとして、解散されることになる。

8. 大学立法の成立と紛争の継続

さて「大学の運営に関する臨時措置法案」は、与野党の対立の中で実質審議が行われないまま7月29日衆議院本会議において強行可決され、次いで8月3日参議院本会議における強行採決によって成立した。これに対しては京大からも、8月4日の評議会の抗議声明をはじめ、緊急理学部集会、ウイルス研究所全所員集会、経済学部教官協議会、文学部長、工学部長・各教室主任などの名で抗議声明が発せられた(『京大広報』No.13~14)。大学措置法は8月17日から施行されたが、文部省調べによるとその時点での紛争校は66大学であり、そのうち18大学が紛争5カ月以上と認められる「重症校」であった(『毎日新聞』8月18日付)。施行初日の17日には、2月から紛争の続く広島大学に機動隊が導入され、翌18日6カ月ぶりに封鎖が全面解除された。大学措置法の施行に対しては、反日共系の学生らが各地で活発な抗議行動を起こしたが、京大では17日午後、全共闘派の学生が時計台前で大学法粉碎集会を開いた後、9月4~6日に予定された工学部の大学院入試の実力阻止を叫んで工学部事務室の建物をバリケード封鎖した。一方、奥田京大総長が会長を務める国立大学協会は、18日臨時総会を開き大学法への対応策を協議した結果、法律にとらわれることなく各大学は自主解決を強く推進するという態度を打ち出し(『朝日新聞』8月19日付)、また京大当局は、19日の部局長会議において、現段階では大学措置法によって学長に義務づけられた文部大臣に対する「紛争の報告」を行わないことを決定した(『朝日新聞』8月20日付)。

しかし京大の場合、夏休み明けの9月初めになっても相当数の建物の封鎖と教養部、医学部などの門のバリケード封鎖が続いており、とりわけ文・医・農の各学部と教養部では授業再開の見通しはまったく立っていなかった。その上、9月4~6日の工学部の大学院入試が学生の妨害によって中止を余儀なくされるなど、紛争がエスカレートさえた。9月8日に予定されていた教養部の授業再開は29日前後に延期され、11日から新学期の授業が始まったのは経済学部、理学部(4回生のみ)、工学部くらいであり、このまま

第7章 京都大学の再編と発展

では授業日数の不足から全員留年となり、来年度の入学試験の実施にも支障を来すおそれが出てきた。

9. 警察力の導入による全学封鎖解除

奥田総長は、これまで話し合いによる紛争の解決を目指し警察力の導入には慎重な姿勢をとり続けてきたが、数回にわたり部局長会議で討議した上で、これ以上占拠・封鎖を放置することはできないと判断、実力行使の手段をもたぬ大学としては必要最小限の警察力の導入はやむを得ないと考えに至った(警察力導入の決定の経過については、前掲『学生部封鎖経過関係書類』による)。そして、9月13日の部局長会議において警察力の導入の必要についてほぼ意見の一致を見たのであるが、警察の立ち入りの近いことを察知した全共闘派学生は、17日夜時計台建物の中心にある時計塔を封鎖占拠し、18日朝からは屋上にブロックを積み重ねて「とりで」化を進め、徹底抗戦の構えを示した。総長は19日、「秋の学期を迎えて」と題する掲示を出し、封鎖派学生に対して自主的にバリケードを除き占拠・封鎖を解くことを重ねて強く要望した。しかし封鎖派学生は、これをも無視したばかりか、20日午後本部構内正門をはじめとして裏門、北門、理学部南門にバリケードを築き、また法経新館の出入口を封鎖した。そして午後4時30分頃から大学近くの百万遍交差点や教養部西門付近の道路にバリケードを築いて交通を遮断し、これを規制しようとする機動隊と激しい衝突を繰り返した。

この9月20日総長は、学内の正常化のために警察力を導入することを最終的に決断し、同夜部局長会議を開いて了承を得た。そして午後10時「本学の建物を不法に占拠し滞留している諸君は、本日午後12時までに全員本学敷地外に退去しなさい。本日、午後12時以降は、特に総長が許可した者を除き、本学建物および敷地内の滞留並びに立入を禁止します」という退去命令を本部正門など6つの門に掲示し、また学内に放送して、封鎖派学生の退去を待った。翌21日午前6時には総長の代理が封鎖中の各建物の前でマイクにより退去要求を行った。その直後、前夜総長が出動を要請した京都府警を中心と

する機動隊員約2,000名が各門のバリケードを撤去して大学構内に入り、文・教育・工・農・医の各学部と教養部の封鎖・占拠されている建物の封鎖を約1時間半のうちに全面的に解除した。その際、全共闘派の拠点の1つになっていた医学部図書館では、学生が火炎びんを投げつけて抵抗したが、他の学部や教養部では学生は既に退去しており妨害はなかった。ただし農学部では、本館の林産学科研究室に前夜から詰めていた教官10名が、柏農学部長事務取扱の説得にもかかわらず退去しなかったとして、不退去罪で逮捕された。さらに、全共闘派学生が立てこもる時計塔の封鎖解除は、機動隊の放水とガス弾にもかかわらず内部の堅固なバリケードのために難航し、午後6時日没とともに翌日に持ち越すことになった。21日朝、大学当局は構内への立ち入りを23日まで禁止し、22日の授業を休止としたが、総長は「封鎖解除に当たって全京大人に訴える」という声明文を発表して、「今回私がとらざるを得なかった処置を諒とせられ、本学の再出発のために総力を結集されることを希望してやみません」と訴えた。機動隊による時計塔の封鎖解除作業は22日午前6時から再開され、この日も学生が火炎びんや薬品類を投げつけて激しく抵抗したが、午前11時10分機動隊が屋上に到達し、立て籠っていた8名の学生を逮捕して漸く終了したのである(以上については『京大広報』No.15、『京都新聞』9月22日付朝夕刊、参照)。

以上の経過によって、学内の門や建物の封鎖は8カ月ぶりに全面解除された。総長がこの時点で警察力の導入に踏み切ったのは、バリケード封鎖が余りにも長期にわたり、しかも最近拡大強化されつつあること、また学生の卒業・進級に必要な授業時間数から見て9月が授業再開のタイムリミットであることなどを考慮したためであった。総長自身20日夜の記者会見で明言しているように、あくまでも大学独自の判断であり、大学臨時措置法とは無関係であった。しかし機動隊導入は、全共闘派学生はもとより一部の教官からも大学当局に対する厳しい批判を生むことになる。

10. 授業再開への道のり

9月21日からの学内立入り禁止措置は、教養部構内を除いて24日午前8時に解除されたが、大学側は23日の部局長会議において、当分の間、総長の許可を得た場合を除き学外者が構内に立ち入りまた残留すること、同じく本学関係者が午後6時から翌朝午前8時まで構内に立ち入りまた残留すること、さらに学生がヘルメット、角材、鉄パイプなどを携帯・着用して構内に入ることを禁止することを決めており、24日朝そのことを各門に掲示した。23日には各構内に駐留した機動隊は、24日以後昼間は教養部構内と大学周辺をパトロールし、夜間は本部構内に駐留する態勢をとった。こうして24日には工・理・薬の3学部が授業を再開し、経済・教育両学部では教官との討論集会が行われた。翌25日には法・経両学部も授業を再開し、教養部も前日の教授会で10月1日より学部の教室を借りて授業を行うことを決めたが、学生の無期限ストが続く文・農・医3学部では授業再開の見通しはまったく立っていなかった。その上24日には、機動隊導入に抗議する学生らの集会在学内各所で開かれ、文学部の建物が再封鎖されたりしただけでなく、教官共闘を中心とした教官層の間からも大学当局に対する批判が活発化した。なかでも農学部本館では午後、教官共闘主催の不当逮捕抗議集会が、前夜釈放された10教官を迎えて開かれ、総長、農学部長事務取扱を非難するアピールが採択された。また24日には医学部の臨床助手会が、翌25日には同助教授講師会が26日から1週間、外来診療に協力しないことを決めた。さらに、一旦授業が再開された工学部では学生大会の決議により、10月5日から機動隊駐留に抗議するストライキが始まった。一方、総長の諮問機関として全学的な改革案の検討を進めていた大学問題検討委員会の中でも、3名の委員が大学執行部の姿勢を認めている委員会のあり方を疑問として、10月初めまでに辞意を表明するに至った。このように封鎖解除後には、教官層の内部からも執行部を公然と批判する動きが生じたが、しかし京大の教職員、学生全体としては総長がとった措置を支持ないし容認する空気が強かったように思われる。

さて、紛争収拾と翌春の入試実施のかぎをにぎる教養部の授業は10月1日から再開されることになった。教養部の教室の整備の必要から授業は最初、法・経済・理・工4学部 of 教室を使用して行われた。教養部構内には機動隊が駐留して警戒に当たり、各門では教職員による検問が行われるなど、異様な雰囲気の中での授業再開であったが、初日から一部で全共闘派学生による妨害があったものの大きな混乱はなく、かつ日を逐って混乱も見られなくなった。10月11日には機動隊も教養部構内から引き揚げ、15日からは講義の場所も教養部構内に戻り、正規の時間割による授業がほぼ平静に実施されることになった(『京大広報』No.18)。この授業再開に当たっては、カリキュラム関係の改革の第一歩として、授業時間帯の変更とゼミナールの実施が行われたことを記しておかなければならない(『京大広報』No.17)。即ち、従来全学一律に110分であった1こまの授業時間を教養部では90分に短縮して、1日の授業時間帯を8時10分～17時から8時50分～16時に変更したが、その趣旨は、授業の終了時間を早めて学生の自主活動に便宜を提供し、あわせて通学の便を図り、また長時間講義による緊張を緩和しようとする点にあり、後期からは各学部ともこれにならうことになる。次に教養部では、数年前から人文・社会科学系で2回生を対象にゼミ形式のSコースを実施してきたが、今後は語学・自然科学を含む全系列にわたってゼミナールを実施し、かつ1回生も受講できるようにして、教官・学生の学問的・人間的接触を促進しようとしたのである。

これに対して、文・農・医3学部では授業再開への道のりは一層険しいものがあつた。文学部では10月3日午後、クラス代表者会議主催の学生大会が、在籍者の3分の1強の出席(委任状を含む)を得て開催され、2月3日以来の無期限ストライキの解除を決議するとともに、9項目の民主化要求を可決、教授会が「団交」を約束した時点で授業再開に応じることを決めた。しかし全共闘派学生はこの学生大会を無効として授業再開をあくまでも阻止する構えを見せ、翌4日以後文学部建物の入口で人々の出入りを阻止し、教官の再三の説得にもかかわらず事実上封鎖を続行しようとした。このような状

第7章 京都大学の再編と発展

況を打開するために長尾雅人文学部長は、10月23日「現在の事態について——報告と提案」と題するアピールを『文学部弘報』5号に発表し、「学部の研究・教育の機能回復への気運はしだいに熟してきている」との判断に立って、「文学部に内在する諸問題に関する全学部的な討議のために、文学部改革草案検討委員会をできるだけ早期に発足させること」、11月上旬をめどとして「早急に授業を再開すること」の2つの提案を行った。文学部はこれより先9月19日に「文学部改革草案」を公表していたが(『京大広報』No.15)、上記委員会はこの草案を手がかりとして構成員を代表する委員の間で意見を交換しつつ、改革への基本線を明確にしてゆこうとするものであった。この文学部長提案に基づいて、11月7日に9カ月ぶりに授業が再開されたが、当初は学生の阻止行動によっていくつかの講義が流れるなど、正常な姿にはほど遠かった。

次に、10教官の逮捕と留置中の賃金カットが深いしこりを残した農学部でも正常化への道は多難であった。10月9日には有志学生による学生大会が開催され、文学部と同様に無期限ストの解除と学園民主化が決議され、10月末から一部の学科で授業が再開された。しかし全共闘派学生はあくまで無期限スト継続を主張して、授業再開派と対立していた。11月20日に至り教授会は、同月24日から授業を全面的に再開することを決めたが、初日から全共闘派の妨害によって混乱し、26日には学生が農学部全館ピケ戦術に出たため、機動隊が導入された。しかし翌27日全共闘派が戦術を転換して自主的にストを解除したので、授業も漸く軌道に乗り始めた。

最後に、紛争が最も激しかった医学部では、10月29日の有志学生による学生大会でスト解除が決議された後も、医学部全学闘争委員会の反対で授業再開が遅れていたが、12月17日を越えると長期紛争校として大学措置法による休校措置の対象となることもあって、教授会は12月10日から授業再開に踏みきった。しかし、共闘派学生の妨害によってほとんどの授業が流れ、同月18日機動隊を導入して妨害を排除し、初めて各学年でほぼ正常な授業を行うことができた。これより先、10月5日以来ストライキが続いていた工学部で

も、12月4日の学生大会で漸くストが解除された。それ故、この医学部の授業再開によって、京大のすべての学部と教養部において曲がりなりにも授業が行われるようになり、正常化へ向けて大きく前進することになった。

さて、12月15日には1月の寮生との「団交」以来学生の闘争の矢面に立って紛争の解決に渾身の力を傾けてきた奥田東総長が任期満了により退任し、代わって前田敏男工学部教授が第18代総長に就任する。総長の選挙制度については6月以来大学問題検討委員会でその改革が検討されていたが、なお結論を得るに至らなかったのも、11月16日の新総長の選挙は専任の教授、助教授、講師を選挙資格者とする従来の総長選考基準によって行われることになった。改革案を待たず現行制度で選挙を行うことに対しては医学部臨床助教授・講師会などが選挙ボイコットを決議するなど反対の動きがあった。前田新総長は就任後の記者会見において、大学改革への積極的な姿勢を表明し、また翌年度の入学試験を必ず実施できるように学内の正常化を一層進めると語った。昭和44(1969)年の暮も押し詰まった12月25日、文部省は翌春の国立大学の入学試験は全大学とも実施することを決定したが、この時点で大学紛争は全国的に収束に近づいていた。文部省の集計によると、同月27日現在なお紛争中の大学は国立10、公立2、私立5の計17大学であり、8月17日、大学臨時措置法の実施時の66大学に比べて大幅に減少していたのである(『京大新聞』12月28日付)。

昭和45(1970)年に入り、学内はひとまず平静を取り戻したので、3月3～5日の入学試験は、全面的に学外入試となった前年とは異なって、学内で行われることになった。当日は全共闘派学生らによる妨害を警戒して機動隊が大学周辺の警備に当たったが、目立ったトラブルなしに入試を終えることができた。しかし、全学の卒業式は前年に続いてこの年も取り止めになり、3月24日朝各学部ごとに卒業証書の授与が行われた。この日に証書を授与したのは、法・経済・教育・理・薬の各学部と1年遅れの昭和43年度卒業生を送り出す医学部であり、ストライキが長引いた文・工・農の各学部ではこの日も授業が行われ、卒業証書が授与されたのは3月31日であった。なお教養部

第7章 京都大学の再編と発展

では、授業日数の不足を補うために冬休みを6日間に短縮した上、3月末まで授業を行い、その後4月18日まで期末試験が行われることになった。それ故、昭和45年度の授業が開始されたのは、オリエンテーションが行われた後、5月7日からであった。また医学部では昭和44年度の卒業生は半年遅れて昭和45年9月30日に巣立つことになり、その後も昭和47(1972)年度卒業生まで4年間、半年遅れの卒業が続くことになる。

第3項 紛争期における改革への取り組み

1. 評議会あり方検討委員会の設置

大学紛争期には大学の最高意思決定機関である評議会の現状や改革についても検討する必要が指摘されたが、昭和44(1969)年6月3日、評議会内の小委員会として「評議会あり方検討委員会」が設置された。この委員会は委員長に田畑茂二郎評議員(法学部)を選び、評議会のあるべき姿について現行法上および学内規則上の解釈と従来の実際との両面から、他大学の例をも考慮に入れつつ検討を重ね、9月16日評議会に対して報告を提出した(『京大広報』No.18)。この報告は「従来の実行においては、大学の運営における評議会の地位はかならずしも明確ではなく、全学的にみて重要な事項が評議会の審議に付されなかったり、あるいは、予め部局長会議で審議された後、評議会では単に形式的な審議のみが行われるといったことが少なくなかった」とした上で、評議会の地位と権限について、①評議会が全学的事項に関する大学の最高意思決定機関であることを明確にすること、②評議会の議決事項を明確にするとともに、一定の条件の下で評議員による発議権を認めること、③評議会がその審議事項以外に関しても一種の監察機能を営み得るような措置を講ずること、などを提案したが、10月14日の評議会はこれら3点を確認して、自らの位置付けを明確にするとともに、評議会の構成に関して指摘された問題点(評議員を教授のみに限ることの是非など)については、大学問題検討委員会の検討の結果を待つことにした。そして同年12月23日の評議会

において、上記報告の趣旨に基づいて評議会の審議事項等を定めた評議会内規が決定されることになった(『京大広報』No.23)。

2. 教養部と学部・大学院における教育改革

前項でも述べたように、京大の各学部と教養部は昭和44(1969)年2月頃から教授会の内部に改革案の検討委員会を設置して、一斉に制度改革へ向けて動き出したのであるが、そのうち最も早く実行に移されたのは、カリキュラム編成を含む教養課程および学部教育の改革であった。前述のように教養部では、昭和44年10月の授業再開と同時に、少人数教育を推進すべくゼミナール制の大幅な拡充が行われたが、昭和45(1970)年度からは新たなカリキュラムの改革が行われた(『京大広報』No.26)。即ち、2回生向けのSコースを統合してゼミナールとして一本化するとともに、人文、社会、自然、語学各系列のゼミについてそれぞれ1科目を卒業に必要な単位として認めることにした。また外国語についても、従来1、2回生ともクラス制で学生側に選択権がなかったのに対して、新学期からは2回生についてのみクラス制の枠をはずし、学生の自主選択を認めることにしたのである。一方、学部教育の改革の先頭を切ったのは理学部であった。理学部では、5カ月にわたる全学部的な討議を踏まえて、昭和44年8月25日専門課程進学の際の分属制を廃止する改革案を発表し、それを9月から昭和44年度の3回生に対して実施することにした(『理学部弘報』9)。即ち従来は新3回生を8つの学科に分属させていたが、今後は数理科学系、物理科学系、生物科学系の3系統を作り、3回生をそのいずれかに所属させることにし、同時に必修科目を廃止してすべてを選択制にし、また1、2回生でも専門科目の講義を履修できる「4年一貫方式」を採用したのである。理学部ではこれを学部改革の出発点として位置付けたが、紛争勃発以来本学で具体的な改革が実施されたのはこれが最初であった。

この理学部に続いて、昭和45年度からはほとんどの学部でカリキュラムの改革が多かれ少なかれ実施されることになる。その中でも特記しておかな

第7章 京都大学の再編と発展

ればならないのは、医学部の学部および大学院教育の改革である。まず学部教育においては、従来の解剖学、病理学といった講座単位の授業方式に代えてレベル・システム方式と呼ばれる新方式が導入された。それは主に基礎医学において、分子、細胞、組織、発生と遺伝など人体を構成する要素や働きを横断的にとらえて講述する(レベル)と同時に、臨床医学を循環、呼吸、消化、内分泌・代謝といった臓器、機能別の体系(システム)に再構成して教授しようとするものであって、当時国内の他の医学部や医科大学にほとんど例を見ない独自の授業方式であった。また同時に臨床教育の充実が図られ、臨床実習の開始時期が早められるとともに、小グループによる病棟実習が重視されるようになる(『京都大学百年史』部局史編1、第7章「大学院医学研究科・医学部、医学部附属病院」685-686、726-728頁)。ところで医学部では、昭和44(1969)年および昭和45(1970)年には大学院の入学試験を学生のボイコット闘争などのために中止しなければならなかったが、昭和46(1971)年に大学院入試を再開した際、紛争の中で指摘された現行制度の欠点を可能な限り除去すべく大学院制度および学位制度の思い切った改革を行った。すなわち大学院(博士課程)制度については、大学院生の講座への所属を廃止し、臨床、基礎を問わず助手から教授に至る複数の教官の助言と指導の下に研究に従事することにするとともに、臨床医学分野の大学院受験者に1年半以上(のちには2年以上)の臨床経験を要求することによって、大学院の4年間は完全に研究に専念できるようにしたのである(『医学部広報』No.14、および前掲部局史編1、第7章、693頁)。

次に学位制度についていえば、医学部では昭和44年4月以来学位審査を中止して、審査方法の根本的改善のために慎重に審議を続けたが、昭和46年1月に新しい学位審査内規を制定し、昭和47(1972)年2月に学位審査を再開したのである(『医学部広報』No.18~19)。この新内規において改正された重要な点は、①論文を専門家の公開討論に付する、②審査を教授に限らず、真にその研究を評価できる研究者に依託する、③博士課程を経ない論文博士については語学試験を別に行う、の3点であり、これによって教授からなる3名

の論文調査委員のほかに、助教授・講師・助手2名が専門委員として学位審査に参加できることになった。

その他の学部のカリキュラム改革については詳述する余裕がないが、基本的な方向として必修科目を削減(文学部、教育学部、法学部、工学部など)もしくは廃止(農学部)して自由選択制を拡充することが目指された。また法学部や経済学部では、学生・大学院生の希望に沿った「特殊講義」の開講が制度化された(『京大広報』No.36、38)。さらに注意しておくべきは、紛争を機に教室単位でカリキュラム会議ともいえるべきものが制度化もしくは慣習化され、年々の講義計画の決定に学生・大学院生が一定程度参加できるようになったことである。

3. 部局の管理運営体制の「民主化」

大学紛争時に様々な階層から広く主張されたことの1つは、大学の自治イコール教授会の自治という旧来の観念を克服し、大学の管理運営に対する事務職員や学生の参加の道を開くべきであるということであり、そのためのさしあたり可能な方法として試みられたのが、学部長など管理職の選出方法を部局のすべての構成員の意見を反映させ得るように改正することであった。京大においてもこのような動きは多くの部局で早くから見られたが、それが具体化されたのは、昭和44(1969)年11～12月の経済学部長選挙が最初である。経済学部では昭和21(1946)年以来、専任講師以上で構成する教官協議会が学部の実質的な意思決定機関となっており、学部長も当然教官協議会が選んでいたが、昭和44年3月以来検討を重ねた結果10月30日学部長選挙内規を改正し、次のような新方式を定めた(『京大広報』No.21)。即ち、まず教官協議会が3名の学部長候補者を選び、次いでこの3名に対して助手を含む職員、大学院生、専門課程在籍学生の3階層でそれぞれ別個に「推薦投票」を行い、この投票結果を参考にして再び教官協議会で投票し、3分の2以上の支持を得た候補者を次期学部長候補者として決定し、これを教授会が最終的に承認するというものである。こうして12月11日教官協議会が学部長に選ん

第7章 京都大学の再編と発展

だのは3つの階層の投票でいずれも1位を占めた木原正雄教授であった(『毎日新聞』12月12日付)。文部省は教育公務員特例法の規程に基づいて、管理職の選挙への学生の参加は認められないとしていたが、この経済学部選挙における学生参加は単なる「意見聴取」であり、特例法に触れるものではなかったのである。

経済学部以外でも、文学部、教育学部、工学部、農学部、医学部、薬学部などで学部長選挙に教授会メンバー以外の学部構成員の意見を反映させるように選考内規を改正することが検討された。このうち教育学部では、経済学部と基本的に同一の新しい学部長選考規程が昭和45(1970)年12月24日から施行され(『京大広報』No.48)、それによって昭和46(1971)年1月22日前田博教授が学部長に選出された。これに対して医学部では昭和45年5月以来学部長、病院長の新しい選考内規を作るべく努力を重ねたが、昭和48(1973)年に至るも決定を見ず(『医学部広報』No.21、28)、結局学部長、病院長は従来の内規で選出され続けることになった。その他の学部でも学部長選挙への職員・学生の参加は実現を見なかったのである。

教授会の公開の是非も紛争期に大いに議論された問題の1つである。学生、大学院生や助手層の間では公開の要求が強かったが、教授会メンバーの間では、少なくとも教授会のなまの審議の公開には、発言の自由の保障あるいは会議場の秩序維持という観点からその方法、範囲等について慎重でなければならないという意見が支配的であった。医学部では、教授会が前述のように昭和44(1969)年3月に、今後教授会を公開にし、助手、学生など医学部全構成員をオブザーバーとして出席させることに同意して以来、約1年間教授会の公開を続けてきた。しかし、傍聴者の数や構成など細かい規定がないため、授業再開といった重要な議題がある時には大勢の学生が押し掛けて実質的な審議ができないことが多かった。そのため教授の間で公開に対する反省が高まり、昭和45年6月26日以降、公開のルールが確立されるまで教授会の公開を一時中止することにした(『京都新聞』6月27日付)。しかしその後、医学部教授会が再び公開されることはなく、また他の部局でも教授会公開に

踏み切ったところはなかった。ただ、紛争期に農学部では、教授会議事録の公開が行われ、その後も「お知らせ」の配布によって教授会の内容の一定程度の公開が行われた。また薬学部でも、紛争期には教授会や研究科会議の決定事項を教官全員に知らせるために報告の会が定期的に開かれている。

教授会自治論との関連では、教授会そのものの構成や権限の変更がいくつかの部局で検討され、一部では実行に移された。教養部では前述のように、昭和44(1969)年1月以来の非常事態に対処するため教授、助教授、講師、助手、教務職員からなる教官協議会が作られ、教授会から人事以外の諸権限を委任されて運営に当たってきたが、公的には教授のみによる教授会が存続し、教官協議会の決定を追認する方式がとられていた。教養部新制度立案委員会では2月初旬以来、教授会の構成およびその意思決定の方法を検討してきたが、新制度の教授会発足に必要な内規案を作成し、8月9日教官協議会で可決され、同日教授会の承認を得た(『京大広報』No.14)。この新制度の教授会の構成員は助手、教務職員にまで拡大されたが、約200名に及ぶ新教授会の運営を円滑にするため、各種委員会が企画・立案し、教授会の承認を得て執行するという委員会中心の方式がとられることになり、同月11日の第1回新教授会では、人事、財政、教科課程、図書、建築、部報、学生生活連絡、制度の8委員会の委員と教授会の議事運営委員との、合計62名が選出された。

次に文学部では、昭和44年2月以来学部改革案検討委員会(通称第2委員会)を設置して、改革の理念とその実現の具体案の検討を開始したが、同年6月13日の教授会では、同委員会の提案になる教授・助教授・専任講師選考内規の改革案が承認決定され、従来教授のみから構成されていた選考委員会に助教授、専任講師も加わることができるようになった(『文学部弘報』2、4号)。

一方医学部では、前述の昭和44年4月に公表されたような急進的な教授会改革案は結局実現に至らなかったが、教官の選考方法の重要な改革が行われた。医学部では教授会が昭和44年4月18日以来新たな教官任用人事を凍結し

第7章 京都大学の再編と発展

て、新しい教官選考規程を定めるために他の諸階層とも協議しながら審議を重ねたが、昭和45(1970)年12月25日の教授会において「医学部教授、助教授および講師候補者選考暫定規程」が決定を見た(『医学部広報』No.16)。医学部ではそれまで教官人事は学部の教授のみによって行われてきたが、暫定規程では、医学部外の本学教授が選考委員に委嘱され得ること、助教授の選考の場合には教授のほか助教授が、講師の選考の場合は助教授、講師が選考委員となり得ること、また助教授、講師、助手が協力委員として、それぞれより上位の職階の人事において意見を表明すること等が定められ、さらに候補者の公募制が明確にされた。この選考暫定規程の趣旨に沿って昭和46(1971)年4月28日に微生物学、放射線医学および薬理学第2の3つの講座の教授選考が開始されたのであるが(『医学部広報』No.18)、その後この暫定規程は今日に至るまで適用され続けている。

この時期には上述の各学部、教養部のほか附置研究所においても、従来の管理運営体制の「民主化」が多かれ少なかれ試みられた。「月曜会」では昭和45(1970)年9月21日から11月9日まで8回にわたって各研究所の制度改革についての報告と質疑討論が行われている(『京大広報』No.42~45)。それによると、基礎物理学研究所および霊長類研究所では、従来教授に限られていた最高議決機関である協議員会のメンバーが助手まで拡大され、また工学研究所では、協議員会のほかに助手以上の全教官より構成される研究者会議が、結核胸部疾患研究所では、病院協議会のほかに全教官を構成員とする教官会議がそれぞれ設置された。このほか、人文科学研究所や木材研究所などでは、大学紛争前から協議員会と並んで助教授、講師、前者の場合には助手代表をも含む所員会あるいは所員会議が設けられ、それが実質的な決定機関となっていたことに留意すべきである。

最後に研究・教育の単位としての講座制については、大学紛争時にはその廃止もしくは抜本的改革を要求する声が強かった。特に医学部では医局講座制が教授による専制支配をもたらしているとして厳しい批判的になり、昭和44(1969)年4月18日に教授会は現行の医局講座制の打破と職階制の原則的

廃止を行うと声明した(『京大広報』No.1)。医学部ではその後、講座制の枠にとらわれないより開放的な研究体制の構築が進められ、また学部や大学院の教育においても前述のように講座制を離れた新しい制度が導入された。しかし紛争時に構想されたような講座制の抜本的改革は、結局実現されることがなかったのである。

医学部以外の学部においては、紛争期においても、講座制を廃止するのではなく、むしろ講座制に一定の長所を認めた上でその短所を是正するために研究・教育体制の必要な再編成を行うべきだとの考え方が支配的であった。上述の医学部の学部教育改革もそのような試みの1つであるが、先の「文学部改革草案」も「学問の継続的、系統的な発展と継承を保証し、研究の独立性を維持する」と講座制の長所を積極的に認めた上で、講座間の壁を取り除くために関連領域を専攻する諸講座を1つの「系列」にまとめることを提案している。この提案も当面は実現を見るに至らなかったが、その理念はのちの大学院重点化の際、新たな観点から取り上げられることになる。

4. 大学問題検討委員会の活動

京大紛争発生後最初に全学的レベルで取り組まれたのは教養課程の改善問題である。この問題に関しては、かねてより「教育課程等委員会」(委員長羽田明教養部教授)において、教養部における教育課程の編成とその実施について本学が独自に解決すべき当面の問題点について検討が進められてきたが、同委員会は昭和44(1969)年6月26日にそれまでの検討事項の概要を総長に報告した(『京大広報』No.9)。そこでは、留年制と教養課程の在学年限、仮進学制度、いわゆる「くさび型」の採用、基礎教育科目の整理・統合・新設によるカリキュラムの再編成、外国語教育、転学部、履修指導の強化、学生教育・補導、いわゆる「たて割り」方式、教養部教官の待遇改善、教養部の施設・設備の充実、学部と教養部との連繋と協力の強化など、その後の教養部改革の過程で問題となる事柄がほとんど網羅されていることに注目しておきたい。

第7章 京都大学の再編と発展

翌昭和45(1970)年1月10日には大学問題検討委員会の最初の答申「教養課程の改善について」が前田総長に提出された(『京大広報』No.24)。その冒頭の説明によると、「教養課程の改善は、単にカリキュラムの問題だけでなく、教養部の組織、大学における教育と研究との関係、さらには大学の理念とも関連する重要な問題である」が、委員会は問題の重要性と緊急性とに鑑みて、現行の教養課程の問題点と改革の基本方針および講じるべき措置についてその他の審議事項に関する答申に先立って答申したのである。この答申は、「京都大学では、新制大学として発足するにあたり、大学の修学期間を前期2年の教養課程と後期2年(医学部にあっては4年)の専門課程に分け、前期2年を一般教育にあてるという制度をとってきた」が、「この制度の欠陥は、その後の経過のうちに明瞭となり、改善の必要は繰り返し叫ばれたにもかかわらず、現在まで根本的な改革は行なわれず、むしろその短所を固定もしくは助長する傾向さえあった」とした上で、改革の基本方針として、①「教養課程」を廃止し、一般教育と専門教育について、4年間一貫教育を行う、②学部間の壁をなるべくうすくして、全学の学生が全学部の開講科目を受講できるようにする、③各授業科目を、個々の学生の修得の目的に応じて一般教育科目とも専門教育科目とも取り扱うようにする、④学生の個性と自主性を尊重し、なるべく選択の自由を大きくする、の4点を挙げている。また、各学部毎に1ないし数個の系列をおき、学生はその1つを専攻系列として選び、卒業に必要な単位数(外国語と保健体育を除く)のうち3分の1ないし3分の2を自己の専攻系列の指定科目から、残りを専攻外の系列から修得すべきものとすることを提案している。

この大学問題検討委員会による教養課程の改革案は、総長の一試案として公表され、これについて学内の各部局、各層の意見が求められたのであるが、そうした意見の聴取と調整により改善案をとりまとめるに当たって総長の補助機関として、昭和45(1970)年4月14日の評議会で「教養課程改善案調整委員会」の設置が承認され、7月18日の第2回会合において委員長に鰐坂二夫教育学部教授が選出された(『京大広報』No.33、40)。一方、この問題に

最も関係の深い部局である教養部では上記の総長試案を審議するため10名の委員からなる「教養課程問題検討委員会」（委員長足利末男教授）を発足させ、さらに昭和45年5月7日この委員会を発展的に解消して、新たに10名の委員からなる「教養部特別委員会」（代表作田啓一教授）を選出、以後この委員会を中心に改革の問題を検討してゆくことになる（『京大広報』No.39）。しかし、教養課程の抜本的改革は大学全体の教育・研究体制と切り離すことはできず、また大学設置基準との関係も問題になるので、その実現にはなお多くの歳月を要することになる。

この昭和44～45(1969～70)年時点での本学における大学改革は、東京大学をはじめ他の大学に比べて遅れていたといわれるが、それは1つには、前述のような部局レベルでの改革の積み重ねの上に全学的な改革案の作成を行う方針が採られていたためである。大学問題検討委員会は教養課程改革案を答申した後、引き続きその担当事項の審議を進めた。「大学の未来像」について審議する第1部会は、大学の理念の検討、大学の現状分析、大学の未来像の検討という順序で作業を進めたが、理念問題を中心に昭和45年8月「大学の任務について」と題する委員会内報告書を作成した。次いで現状分析の一層の深化と大学の未来像の検討に入ったが、しかしこの第1部会の答申原案をもとに大学問題検討委員会の答申「大学の未来像について」が出るためには、昭和47(1972)年9月を待たねばならなかったのである。「教養課程の改善」を審議事項とする第2部会は、先の委員会答申が出たことによってひとまずその任務を終えたが、「総長選挙制度の改正」を審議する第3部会は、大学における「あるべき管理運営体制」を模索しつつ、総長の地位、評議会の現状と改革の方向、教職員、学生の地位とそれら構成員の大学の意思決定への参加、大学自治等の問題についての討議に多くの時日を費やした後、漸く昭和46(1971)年9月10日より総長選挙制度の改正に目標を絞って作業を進めることになった。そのため委員会としての答申「総長選挙制度の改正について」が出たのは、次回総長選挙前の昭和48(1973)年6月であった。

さて、大学問題検討委員会(委員長竹崎嘉真化学研究所教授)では、昭和47年

第7章 京都大学の再編と発展

4月以来第1部会が作成した答申原案について審議を重ねてきたが、8月12日の委員会で最終的に答申として可決され、9月27日付で総長に「大学の未来像について」の答申を提出した(『京大広報』No.75別冊)。この答申は170頁余りの詳細なもので、第Ⅰ部「大学の任務」、第Ⅱ部「大学の現状と問題点」、第Ⅲ部「大学の未来像」の3部からなり、大学における研究・教育の理念について考察した後、この理念とのかかわりにおいて学部など大学の組織区分、研究の現場、教養部、研究所、医学部附属病院、大学院制度のそれぞれ現状と問題点を明らかにし、その上で今後の大学の「あるべき姿」を求めていくつかの改革の構想を打ち出している。その中には、①現行の学部、講座を廃止して新たに研究・教育の組織として「部」を創設する、②教授、助教授といった教員の身分的区別をなくす、③全学の管理運営機構として全学執行機関と全学審議機関を置き、執行機関は総長と若干の補佐メンバーから構成する、④学生の就業年限を4～6年とし、一般教育と専門教育とを組み合わせ、3期に分けたカリキュラムを編成する、⑤研究者養成のために「研究員」制度を設け、現在の博士課程在学者に相当する者に奨学金を与えて研究に専念させる、などの大胆な提案が含まれていた。ただしこの答申は、大学改革の具体的な方策を提示したものというよりは、大学の将来のあるべき姿はいかなるものかという理念的側面に重点を置いたものであり、上述の改革の構想にしても現行制度の下で、また一大学だけで実施可能なものではなかった。前田総長はこの答申をたたき台として各部局、各層の間で大学の未来像について活発な議論がなされることを強く希望すると語ったが、今後学内の多様な意見をどのようにまとめてゆくに大学改革の成否は懸かっていたのである。

第4項 昭和45～48年の学内情勢

1. 紛争の長期化

昭和45(1970)年度に入ると、日米安全保障条約の自動延長問題を契機とし

て安保粉碎を叫ぶ学生の動きが全国的に再び活発化するに至った。京大では4月11日入学式が本部大ホールで行われたが、総長式辞の最中にヘルメット姿の学生約20名が乱入、教職員によって排除されるという一幕があった(『京大広報』No.33)。その後しばらく学内は比較的平静であり、新学期の授業もほぼ順調にスタートしたが、現行安保条約が自動延長になる6月23日が近づくにつれて日増しに騒然としてきた。5月22日には経済学部学生が米国のカンボジア進攻に抗議して1日ストを行い、翌23日には文学部、5月28日には農学部でもそれぞれ1日ストが実施された。6月8日には工学部土木系3回生が6月23日まで16日間のストに入り、10日には文・理・農3学部がいずれも前日の学生大会の決議に基づいて、23日まで2週間の反安保ストに突入する。これらの学部のストはいずれも共闘派学生の提案によるものであった。教養部では、5月27日の代議員大会で29日の1日ストが2票差で否決されたが、6月9日の代議員大会では共闘派の六月闘争委員会提案の6月11日から23日までのストが可決され、さらに自治会常任委員会のリコールが決議された。これに対して同学会系学生は6月10日の経済学部学生大会で「6・23全国統一スト」を決議しようとしたが、共闘派との衝突によって学生大会は流会となった。

これより先、医学部では学生が4月27、28両日「沖縄奪還スト」を行った際、岡本道雄医学部長事務取扱(昭和45年9月より医学部長)が「安易な授業放棄は無責任と怠惰のそしりをまぬがれない」との声明を出したが、同学部の共闘系学生らはこの声明を学生運動に対する弾圧であるとして「学部長団交」を要求し、それが決裂すると岡本声明は全学的問題であるとして「総長団交」を要求していた。6月8日午後医学部を中心とする学生らが突如総長室に乱入して前田総長に「団交」を迫り、長時間の押し問答の末総長は話し合いに応じることを約束した。こうして総長は、6月10日午後1時半から法経第1教室において岡本医学部長事務取扱、浅井健次郎学生部長とともに共闘派学生との「大衆団交」に出席する。学生は総長に対して、学生のストライキを禁じた昭和25(1950)年の「告示9号」の撤廃を、また岡本医学部長事

第7章 京都大学の再編と発展

務取扱に対しては問題の声明の撤回と自己批判を執拗に要求した。しかし、総長は「告示9号の精神は生きている」という態度を変えず、話し合いは平行線を辿ったが、午後11時過ぎ総長は、大学として学生の自治には一切介入しないとの確認書を学生に渡した。

6月12日には京大六月闘争実行委員会の呼び掛けで全学学生大会が開かれ、6月23日までの長期ストが決定された。こうして13日から全学のほとんどの授業がストップすることになったが、ストを支持する学生は本部北門を除く各門を立看板などでふさぎ、あるいは検問によって教職員、学生の通行を制限し、特に17日には裏門付近で入構阻止を巡って対立が起こった。このため大学当局は6月19日、学生一般に向けて浅井学生部長名の「告」を出して、「構内立ち入り制限等に行きすぎと見られる行為があったことは甚だ遺憾である」と注意を促したのである(『京大広報』No.37)。この6月の全学ストは、安保条約に反対する政治ストライキであり、大学当局を攻撃目標とするものではなかった。したがって、学生の活動は安保条約の自動延長後には自ずと退潮に向かった。しかしなお京大では、政治問題と学内問題とが闘争目標として結び合わされて、これ以後も学生のストライキが年中行事のごとく頻発し、建物の封鎖・占拠や総長、学生部長、学部長、評議員らを相手とする「団交」が繰り返し行われるなど、紛争が極めて長期化したことは、まことに不幸なことであった。

機動隊導入による全学封鎖解除から1年余りが過ぎた昭和45(1970)年10月には10月21日の国際反戦デーを控えて、16日の文・理・経済各学部の学生大会を皮切りに各学部、教養部で集会が開かれ、相次いでストが決議されている。

昭和46(1971)年に入っても、1月末から農学部林学教室で共闘派学生が単位制粉碎を叫んで事務室にピケを張り、レポート提出阻止を続けており、医学部附属病院では新病棟移転問題で、全共闘派学生らによる「病院長団交」が行われた。さらに文学部でも、2月2日の学生大会で沖縄全軍労スト連帯などをスローガンに3、4両日のストが決議され、学年末試験を行おうとす

る教授会との衝突から学生は12日文学部本館と東館を封鎖し(16日職員の手で解除)、試験はレポートに切りかえられた。文学部ではこのような学年末試験期間中のストライキが、その後10年以上にわたって年中行事化することになる。

3月3～5日の入学試験は、警官が大学周辺をパトロールする中、学生の妨害もなく行われた。また3月24日には、全学統一卒業式が3年ぶりに、なごやかなムードの中で挙行された。しかし、その前日に始まった医学部附属病院の新病棟への移転は、共闘派学生の激しい阻止行動を警察力によって排除して行わなければならなかった。

4月17日医学部では、前日の学生大会の決定に従って、新年度から実施される新カリキュラムに反対して授業ボイコットが始まった。新しいカリキュラムは中教審路線に沿った医学教育の再編であるというのがその理由であったが、医学部自治会の学生らは20日午後総長室に乱入して総長に「団交」を強要し、このカリキュラムについての総長の見解を質して深夜まで押し問答が続いた。また沖縄デーの4月28日には、7つの学部が1日ストを行い、日共系、反日共系両派の全京都学生集会がそれぞれ開催された。この日のストでは法学部と教育学部を除いて反日共系学生が主導権を握ったのである(『京都新聞』4月29日付)。

経済学部でもこの頃共闘系学生の勢力が目立って伸長したが、それとともに学生による授業妨害、「団交」の強要、学部長室占拠などが頻発するに至った。昭和46(1971)年4月28日と5月7日には、共闘系の学生が「団交」を要求して学部長室へ乱入し、大野英二学部長は人数・時間制限を守ることなど5つの条件付きで5月10日午後約1時間の話し合いを行うことを承諾したが、学生らはこの条件を拒否し、10日午前の学部長の講義時間に講壇を占拠した上、「大衆団交」を強要しようとした。学生は5月17日の学部長の講義を再び妨害したのみでなく、学部長室に侵入して19日まで退去せず、これに対して学部長は「大衆団交」には応じられないと通告したところ、学生は24日の学部長の講義の初めに暫く妨害行為をした後学部長室へ侵入し、占拠を

第7章 京都大学の再編と発展

続けた。このため経済学部長と教官協議会は6月1日付で声明書を発表して、この間の事実経過を説明するとともに、一部の学生の行動は大学の自治を内側から破棄する暴挙であり、決して容認できないと厳しく批判した(『京大広報』No.57)。

6月17日の沖縄返還協定の調印日が近づくにつれて本学でも、その実力阻止を叫ぶ学生の動きが活発化した。6月14日には教養部が23日までの授業放棄に入り、同日午後には文・法・経済・工・理の5学部で学生大会が開かれ、法学部では民青系学生提案の15、17、23日の3日間のストが、他の4学部では共闘系学生提案の6月15日から7月3日までのストが決議された。そうした中で6月14日夜、共闘系学生および全学臨時職員闘争委員会(全臨闘)のメンバーが、定員外職員の即時定員化を要求して理学部生物系建物を封鎖するに至った。これは、全臨闘がさる4月20日以来展開してきた臨職闘争に理学部当局が誠意を示さないとして全共闘系学生らとともに実力行動に出たものであった(『京都新聞』6月15日付)。

夏休み中も医・経済・文・理の各学部長室と教養部長室の学生による占拠が続いていたが、新学期に入ると三里塚闘争支援や沖縄返還協定批准阻止などをスローガンに、過激派学生の動きが一層激化するに至った。夏休み明けの授業が始まった教養部では9月9日早朝、成田新国際空港建設に伴う三里塚第2次強制執行粉碎を叫ぶ学生集団が、現地闘争への参加を呼び掛けてA号館をバリケード封鎖した。このため当日A号館で予定されていた授業は中止となり、翌日からは他の教室へ振り替えて行われた。その後13日に封鎖学生が三里塚へ向かってA号館を出たため封鎖は職員らの手で解除された。次いで9月17日夜には教養部代議員大会において、共闘系の教養部戦線が提案した翌18日から10月8日までの長期ストが決議された。このため20日から予定されていた教養部の前期試験は延期されることになった。なお代議員大会終了後には、共闘系学生と教養部自治会常任委員会側の学生の間で衝突が起こった。

これに対して、4月17日以来学生がストを続けていた医学部では、9月16

日大学法による紛争校指定へのタイムリミット直前に岡本道雄学部長と学生自治会が話し合い、漸くスト解除への合意が成立した。その後10月1日に、教授、学生のほか助教授、講師ら中間層を含めた三者会談を開き、スト期間中のカリキュラム保障の方法について話し合った結果、授業時間の延長、休暇の短縮などでこれまでの遅れを取り戻すことで意見の一致を見、10月4日から約6カ月ぶりに授業が再開されることになった。

2. 昭和47年の学内問題

昭和47(1972)年に入ると、国・公・私立大学の学費値上げ阻止をスローガンにした学生運動が全国的に活発化する。京大では、まず国立大学の授業料の年額1万2,000円から3万6,000円への3倍増が決まった直後の1月16日、値上げ阻止を叫ぶ教養部スト実行委員会の学生によってA号館が再び封鎖された。19日には教養部代議員大会と経済学部学生大会において、それぞれ教養部スト実行委員会、経済学部闘争委員会の提案した翌20日からの無期限ストが決議された。20日には文学部と理学部で学生大会が開かれ、前者では無期限ストが、後者でも長期ストが可決された。ストライキはその後、農・教育・工・薬・法各学部へと拡大されてゆき、全学ストの様相を呈するに至った。加えて教養部A号館のほか文学部東館、農学部新館のバリエード封鎖が続き、入学試験への影響が憂慮される事態となった。

大学側は学内で入試を実施する方針の下に、各部局長を通じて封鎖・占拠している学生に対し自主的に解除するよう説得を繰り返したが、学生らは応じなかった。のみならず2月25日午後には封鎖派学生が総長室にヘルメット姿で乱入して「団交」を強要、入試強行は学費値上げ阻止闘争への破壊行為とする学生に対して、総長は封鎖の自主解除を訴え続け、26日朝まで激しい応酬が続いた。なおこの日の「団交」で学生は、2月10日経済学部教官協議会がとった無断欠勤中の同学部竹本信弘助手に対する給与支払保留の措置(3月には経済学部の判断で解除された)を問題にし、その白紙撤回を強く要求した。

第7章 京都大学の再編と発展

このように学生があくまでも入試強行阻止を叫んで封鎖・占拠を続けたため、総長は2月28日の評議会で諮って京都府警に機動隊の出動を要請することを決めた。そして、29日夜、封鎖学生に対する総長の退去命令が出された後、3月1日午前7時過ぎから、機動隊が大学周辺で警戒に当たると、教職員によってバリケードの撤去、封鎖の解除が行われた。同時に、入試が終わる3月5日までの構内立入制限、夜間立入・残留制限などの措置が講じられた。3日から始まった入学試験は幸いにもトラブルなしに終了したが、その間機動隊は終始学外で待機し、学内に立ち入ることはなかった(『京大広報』No.68)。

ところで、1月以来長期のストが続いた多くの学部では、期末試験が遅れて卒業式までに単位認定を終えることが不可能になったため、この昭和47(1972)年度は全学的な卒業式は中止されることになった。京大の卒業式中止は昭和44、45(1969、70)年に続いて3度目であった。式当日の3月24日には、文・教育・理・薬4学部で卒業証書が学部ごとに手渡され、その後月末までに医学部以外の他の4学部でも卒業者を送り出すことになった。

昭和47年度の学部入学式は4月11日午前10時から、竣工したばかりの総合体育館で開始されたが、総長式辞の最中またしても数十名の学生が乱入し、総長を取り囲んでマイクを取り上げるなどした。式場が混乱し、式の続行が極めて困難となったので、10時10分頃式の終了が宣せられた(『京大広報』No.72)。入学式が学生により妨害されたのは2年ぶりであった。なお同日午後3時からの大学院入学式は予定通り行われた。

教養部では、新学年に入っても無期限ストが続いていたが、新入生の授業はストに関係なく4月12日から始められた。また無期限ストも4月18日のスト実行委員会の大会で3カ月ぶりに解除されることになった。さらに20日には農学部でもスト解除が決まり、全学的に正常な授業が行われる方向に向かったのである。

しかし、この昭和47年度に京都大学はいくつかの深刻な問題に対処を迫られることになった。その第1は臨時職員の身分保障問題である。別項でも述

べるように、京大ではとりわけ昭和39(1964)年以来の国家公務員の欠員不補充および昭和44年度に始まる定員削減によって正規の職員が減少する一方で、その穴を埋める定員外職員が増加の一途を辿り、その数は非常勤職員制度に基づく日日雇用職員のみで、昭和47年7月現在全学で935名に達していた(「定員外職員の在職状況について」『京大広報』No.98)。これらの定員外職員は、常勤の職員と同じ勤務内容でありながら、地位・待遇・安全(災害保障等)に関して非常に不利な条件の下に置かれていた。既に昭和46(1971)年4月全学臨時職員闘争委員会(全臨闘)が結成され、前述のように理学部において当局に対して定員外職員の即時定員化を要求して激しい闘争を展開していた。昭和47(1972)年4月3日には工学部において、石油職員有志より「定員外職員への差別に対する教官の自己批判、定員外職員の定員なみ待遇ならびに定員化」の要求が出され、4月5日石油教室主任との話し合いがもたれた。以来数度にわたり、同教室教官と石油職員有志、工学部職員有志らとの間で「職員の犠牲を強いる研究者の姿勢」を問う話し合いが行われた。福井謙一工学部長は5月10、17日の2回これら職員有志と学部長として話し合ったが、その結果を不満とした石油職員有志、全臨闘は5月17日夜石油化学教室の一部教官室を占拠し、定員外職員の待遇を常勤並にするという石油化学教室教授の確認内容を全工学部に実施するよう学部長に要求して容れられなかったため、6月22日工学部長室の占拠を始めた(『京大広報』No.74)。

臨職問題を巡る紛争は昭和47年秋には工学部土木教室にも広がり、同教室の機能が数カ月にもわたって麻痺し、学外授業が続けられたこともあった。昭和48(1973)年夏以後激しい形での運動はなくなったものの、問題自体はむしろ深刻さを増した。定員削減問題は国の文教行政レベルの問題であり、前田総長も再三文部省に働きかけてきたが、政府の定員削減計画の壁は厚く、解決への見通しは立たなかった。

大学が直面した第2の問題は実験廃棄物の処理問題である。昭和47年7月24日、京大の若手研究者らで組織する災害研究グループによって、工学部化学系教室の溜槽の沈泥の中に多量の金属水銀が含まれていることが指摘され

第7章 京都大学の再編と発展

た。また9月13日と19日には北部構内の幹線排水路からも相次いで金属水銀が発見された。大学構内の排水は京都市内の下水道に流入していたが故に事は重大であり、学内の公害研究諸団体は「毒物たれ流しを糾弾する会」を結成し、9月26日には理・農・工3学部長の出席を求めて「団交」を行い、廃棄物処理に関する大学当局の姿勢を厳しく追及した。11月22日には「糾弾する会」の学生の要求により大学側の説明会が開催され、席上前田総長は、関係住民に対して廃棄物流出の不安を抱かせたことを陳謝するとともに、今後下流域住民から要求があれば説明に出向くことを約束した。また総長は、同日声明を発表し、有害物質の排出は「主として、教官が公害による被害者の立場に立った指導を行ってこなかったことに起因するもの」であり、教育機関としての社会的責任を痛感し、深く反省すると述べた(『京大広報』No.78)。しかるに12月5日、京大医学部の若手教官や医師、学生らで作る診療問題研究会が、京大病院構内の排水溝の泥から高濃度の重金属が検出されたと発表、同月22日森本正紀病院長はその事実を認め下流住民に陳謝する声明を発表した(『京都新聞』12月6日付、12月23日付)。

京大ではこれより先、自然科学系の研究・実験により生ずる廃棄物処理について全学的立場から専門的に検討することの必要性を認め、昭和47(1972)年4月10日の部局長会議において「廃棄物処理等専門委員会」を設けることを決定、同委員会は4月16日横尾義貫工学部教授を委員長に選出して、廃棄物処理基準等の検討を行ってきた。その矢先に廃棄物流出が明らかになったのだが、同委員会は8月1日、廃棄物処理基準案のほか、当面の急務として部局における処理基準案等の整備、排水系の点検整備、処理施設の設置を提案する中間答申(『京大広報』No.76)を提出、8月5日の自然科学系部局長会議でこれを了承し、各部局はその線に沿って廃棄物の安全管理に努めることになった。一方、関係各部局における廃棄物処理問題への対処はおおよそ以下のとおりであった(『京大広報』No.76)。工学部では既に昭和46(1971)年7月に「安全委員会」を組織し、実験室における廃棄物処理基準等を定め実施していたが、金属水銀排出が指摘されて以来、化学系実験室と金属系および資

源教室では一時実験を停止して、排水路の清掃や機器の点検・整備などを行った。理学部では昭和47年初め「環境保全問題委員会」を設け、7月13日「研究廃棄物暫定処置指針(第1次)」を定め実施に移したほか、10月2日から7日まで教室毎に有害薬品および水銀使用機器の点検、排水系の清掃などを行った。農学部でもこの年6月に「廃棄物処理委員会」を設け、9月14日「農学部廃棄物処理基準」等を定め実施に移したほか、金属水銀の排出が指摘された直後の9月23日には実験を停止し、排水路の全面的清掃を行った。医学部(基礎)、同附属病院、薬学部、教養部、化学研究所でもそれぞれ廃棄物処理に関する委員会を設けて、排水路の清掃、点検を行い、また廃棄物処理基準や指針を作成し実施に移した。

ここで本学における同和問題委員会の発足とその後の経過について触れておきたい。教育学部では昭和47年6月14日、教務委員会が本学の教育実習参加者を対象に教育実習オリエンテーションを実施したが、このとき参考資料として実習生に配布した「教育実習期間中の注意事項及び希望事項」なる文書が差別容認の文書であるという指摘を受けたため、教授会は直ちにこれを回収した上で、7月3日に再度オリエンテーションを実施するとともに、19日差別指導の問題を引き起こしたことを深く反省するとの声明を発表した(『京大広報』No.74)。この教育実習オリエンテーションにおける差別指導が1つの契機となり、「部落差別の歴史と現実に関し、本学教職員・学生層一般にわたって、極めて低い認識水準にあること、その状態を放置してきた責任は、本学全体の研究・教育上の取り組みの遅れにあることを深く反省し」て、問題解決への第一歩として、翌昭和48(1973)年1月16日「京都大学同和問題委員会」が設置された。本委員会は、総長の諮問に応じて、①同和問題の教育および研究に関すること、②同和問題の調査および資料の整備に関すること、③同和問題の啓蒙に関すること、④その他同和問題に関することを調査審議し、また必要に応じて総長を補佐するために設置されたが、その基本的なあり方として対策的な問題処理機関となることを戒めながら、部落問題に対する全学の関心を高め、大学として部落解放を推進するための具体的

第7章 京都大学の再編と発展

方策を審議することをその責務とするものであった(『京大広報』No.86、107)。

委員会の第1回会合は同年4月10日開催され、委員長に森口兼二教育学部教授を選出した。その後委員会は上記の事項について二十数回会議を開いて審議を重ね、昭和50(1975)年1月20日、それまでの審議経過の概要を中間報告として岡本道雄総長に提出した(『京大広報』No.107)。この中間報告では、京都大学において現在、教職員における同和問題に対する自己研修や研究がなお全体として極めて不十分であり、学生に対する同和問題の授業も、教養部の国史学および教育学の演習において各4単位と教育学部の同和教育講義が前・後期各2単位開講されているのみであることが指摘されるとともに、「教官自身が積極的に研究・学習の機会をもつように努め、学生に対する授業も、同和問題や人権問題に関する概論の講義を教養課程に位置づけるべきではないかと考える」との提言がなされている。また同和問題の調査および資料の整備に関して、文献・資料センターの設立を長期的目標としながら、「当初はもっとも基本的な同和問題の文献・資料を本学構内の数箇所に設置していくことが望ましい」と述べ、さらに昭和47(1972)年9月11日付『京大広報』号外として「同和对策審議会答申」(昭和40年8月11日)および「同和对策事業特別措置法」(昭和44年7月10日公布)を学内教職員・学生に配布したことが同和問題の啓蒙上極めて重要なことであり、新任教職員・新入生等にも配布すべきであるとしている。

なお、これより先同委員会は、昭和49(1974)年9月17日総長の諮問に対する答申「大学における戸籍抄本等の提出について」において、「今後の本学における職員の採用および学生の入学等に際し、戸籍謄(抄)本または住民票(写)の提出を求めるべきではないと考える」が故、この方針に基づく措置の速やかな実施を求めたが、この答申の趣旨に基づいて、昭和50年1月14日の拡大部局長会議において学生に関しては今後入学時に戸籍謄(抄)本の提出を求めないことが決定された(『京大広報』No.107)。さらに、上記答申で提案された文献・資料の整備は、附属図書館、教養部図書館、医学図書館および農

学部図書室に同和問題関係図書コーナーを設けて全学的に収集に努め、学部の枠を超えて利用に供されるとともに、「同和对策審議会答申」およびこれに関連する法律の学内教職員・学生への配布も実行に移された。その後、昭和54(1979)年4月同和对策事業特別措置法の有効期限が3年間延長されたのを機に『同和对策審議会答申(抄)及び同和对策事業特別措置法について』を、続いて昭和57(1982)年4月からは『同和对策審議会答申(抄)及び地域改善対策特別措置法等について』を編集・刊行し、これを本学全構成員に配布することにした。さらに教職員の研修のためには、昭和54年以来毎年12月の人権週間に学内外の専門家を講師とする研修会を開催してきたが、昭和63(1988)年からは5月頃にも人権にかかわる研修会が開かれるようになった。

その後、平成2(1990)年1月16日西島安則総長は同和問題委員会(委員長上田正昭教養部教授)に対して「同和問題並びに人権に関する教育及び研究の在り方について」諮問し、これを受けて委員会は審議を重ね、同年11月26日答申を行った(『京大広報』No.402)。そこでは、同和問題に関する授業として、上述のものに加えて「本学では、さしあたり、所属学部のいかに問わず受講できる科目として、同和問題を含む人権問題に関する講義を開講することが望まれる」とされ、またこれに関連して「各学部・教養部・研究所等において、人権問題の視点に立った研究・教育になお一層の努力を払うことが期待される」と述べられているが、これに基づいて平成6(1994)年度から、全学共通科目として「人権・差別・偏見」に関する講義が開設されることになる。

なお、同和問題委員会はその後、平成7(1995)年6月27日より、同和問題に限らずより広く人権問題全般を扱う委員会として機能するために、同和・人権問題委員会と改称されることになった。

話を再び昭和47(1972)年の学内状況に戻すと、夏休み明けの9～10月には、学内で騒動が続発する。9月26日早朝、京都府警は本学文学部学生に対する暴力行為等処罰に対する法律違反、傷害および凶器準備集合被疑事件につき、文学部長室、文学部学友会ボックス、経済学部同好会ボックス、教養

第7章 京都大学の再編と発展

部 A 号館および熊野寮の強制捜査を行った。同日午前11時頃、部局長会議が開催されていた総長室に全臨関と称するグループが臨時職員問題に関する話し合いを求めて押しかけ、部局長会議は中断を余儀なくされた。その後午後4時頃には文学部学友会、経済学部同好会、熊野寮・吉田寮各自治委員会の名で学生集団が押しかけ、同日朝の強制捜査に関する話し合いを要求して、9月27日午前1時半過ぎに及んだ。28日および29日夕刻から30日朝にかけては、授業料値上げ問題についての総長と同学会、京大院生協議会との話し合いが行われた。次いで10月2日には午後1時から先の強制捜査に関する大学主催の説明会(学生側は「総長団交」と称した)が法経第1教室で開催されたが、学生側は今回の捜査を不当であるとして総長に対し京都府警に抗議することを要求、話し合いは深夜に及び、10月3日午前3時半頃一旦中断、同日午後5時過ぎ再開されて翌4日午前2時頃まで継続された。話し合い終了後総長は、今後二度とかかる疑わしい捜査が行われないよう京都府警に抗議する声明を発表した(『京大広報』No.75)。

授業料値上げが実施された昭和47(1972)年10月には、文学部学生がこれに抗議して8日から28日までの長期ストに入ったほか、経済学部、医学部、教養部でもストが行われた。また10月16日には後期からの授業料値上げについての大学による説明会が1回生を対象に行われた。

11月1日総長と京大院生協議会、同学会との話し合いが行われていたところ、ヘルメットを着用した学生たちが押しかけて話し合いを妨害したが、このような暴力行為の頻発に対して大学当局は、11月4日総長の掲示によって厳重な警告を発し、7日には学生部長も学生に強い自省を促した。しかし学生の暴力行為はやまず、学生部長は12月13日と15日にも同様の掲示を出さなければならなかった。11月20日には第四錦林小学校育友会より京大近辺の学童通学路の安全を保障してほしいという申し入れがあり、12月17日に総長、学生部長が出席して同育友会との話し合いが行われた。総長は児童の通学に関して大学が地域住民ならびに学校関係者に多大の迷惑を掛けしていることを陳謝するとともに、問題の解消のために大学としてできるだけ努力すること

を約束した(『京大広報』No.78)。

3. 竹本処分反対運動

昭和48(1973)年1月11日経済学部教授会は、長期にわたり「無断欠勤」が続いていた同学部竹本信弘助手に対する国家公務員法上の分限処分を決定し総長に上申、同月16日評議会において処分審査が開始された。このいわゆる竹本処分問題については以下で詳述するが、経済学部による処分の上申は直ちに学生らの激しい反対運動を呼び起こすことになった。即ち、1月19日経済学部学生大会が竹本助手の免職処分の白紙撤回を要求して無期限ストに入ったのを皮切りに、文・理・農各学部と教養部が相次いで無期限または長期ストに突入し、2月初めには教育学部や医学部、薬学部でもストが行われた。また建物の封鎖・占拠も文・経済・薬・工・農の各学部と教養部のほか、2月21日には学生部庁舎の一部にまで拡大された。総長は2月8日学生に反省を求める掲示を出し、各部局長からも解除、退去の警告が発せられた。しかしなお封鎖・占拠が続いたので、総長は入学試験実施のためには警察への警備要請もやむを得ないと判断し、2月28日夜退去命令を掲示しかつ放送した後、3月1日朝、機動隊が大学周辺で待機する中で教職員によってバリケードの撤去、封鎖の解除を行った。また3月1日から6日朝まで構内立入りと残留を制限する措置が講じられた。機動隊は不測の事態にそなえて、3月1日から5日まで大学周辺で待機し、2～4日には本部・教養部・北部各構内の夜間パトロールを行った。2日には一部学生がロックアウト体制粉碎を叫んで本部構内に入って集会、デモなど行い、機動隊によって排除されたが、入学試験自体は直接の妨害もなく、予定通り5日に終了した(『京大広報』No.81)。入試終了後3月5日から6日にかけて農・文・工・経済の各学部で建物が再び封鎖・占拠されたが、13日、機動隊が学外で待機する中、教職員によって解除された。

しかし、全学卒業式は前年に続いてこの年も中止されることになり、卒業証書は文・教育・法・理・工の各学部では式当日の3月24日に授与された

第7章 京都大学の再編と発展

が、卒業認定の遅れた薬学部では30日、農学部と経済学部では31日に手渡された。さらに、この昭和48(1973)年には4月11日の入学式も、学内情勢から見て前年のような混乱が起こるおそれがあるとの理由で全学合同の入学宣誓式は中止され、学部毎の入学宣誓を行ってこれに代えることになった。京大で入学式が中止されたのは戦後初めてである。

竹本処分に反対する学生の動きは昭和48年4月以降も続き、経済学部をはじめ、文・理・農3学部で学生のストが行われた。また竹本助手の行方追及に関連して、6月28日評議会と学外者との往復文書が警察により押収されるという出来事があり、これに抗議して7月10日午後、学生ら約30名が大学本部に押しかけ庶務部長と庶務課長に長時間「団交」を強要、救出のため機動隊の出動が要請された(『京大広報』No.87)。

秋になると、竹本処分に反対する学生らが授業を妨害したり、教官に面会を強要する出来事が続発し、11月6日には総長名でそれを戒める掲示が出されたが、翌7日午後2時頃総長室に学生らが押しかけ、前田総長を法経第2教室に連れ出して、竹本問題、臨職問題、「毒物たれ流し」問題などについて激しく追及した。午後3時40分頃坂本慶一学生部長が入室し、学生らに退去するよう勧告したが、学生らは聞き入れず、今度は上記掲示の意味などについて学生部長を追及し始めた。総長、学生部長は終始沈黙を続け、約3時間後大学の要請で機動隊が出動、総長と学生部長を救出した(『京大広報』No.90)。

4. 総長選挙基準の改正

さて、前田総長の任期が残り半年となった昭和48年6月13日、大学問題検討委員会の「総長選挙制度の改正について」の答申が漸く総長に提出された(『京大広報』No.84)。この答申は「総長の選挙権者は、本学の研究・教育に直接たずさわることによって大学における研究・教育の責任を分担する立場にある者とするのが適当である」とし、この観点から助手をも選挙権者に含めるべきであるとする。京大では昭和41(1966)年の総長選挙規程の改正によ

って、それまで教授に限られていた総長選挙権が助教授、講師にも認められたのだが、今回の改正案はこれをさらに助手にまで拡大しようとするものである。これに対して、教員以外の職員、学生、大学院生は選挙権者からは除かれるが、それぞれの階層の意思を反映させるために新たに総長に対するリコール制度を設けるべきであるとされる。即ちリコールは、選挙権者、大学院生、学生、職員いずれかの層の5分の1の署名で発議でき、全学的にリコール請求投票を行い、各層でかなりの賛成があれば全選挙権者によるリコール本投票を行うというものであった。

この答申ではまた、総長職就任が大きな犠牲を伴う故に退任後出身部局の教授に復帰できるような学内措置を考慮すべきであるとし、さらに総長候補者の辞退についての制度化の必要を指摘しているが、注目しておきたいのは、答申が大学における学生の地位について次のように述べていることである。従来京大を含めてわが国の大学では、学生は営造物の利用者として大学管理当局の管理権に一方的に服すべきものとみなされてきたが、このような考え方は基本的人権の保障という現行憲法の精神と矛盾するだけでなく、学内秩序の維持という点からも長期的な有効性をもたない。それ故学生の活動に対する現在の規制措置は全面的な検討、改廃を必要とするであろう。このように述べた上で答申は、学生および学生集団が審議・決定・執行に共同責任を教官と分担する形で大学自治を構成するという考え方に対しては、これを現行法上からも、また学生および学生集団の状況からしても、必ずしも現実的ではないとしてしりぞけ、学生に対しては大学の審議決定や執行に関する批判者としての権利を保障すべきであるとし、総長選挙に関して学生にリコール請求権を与えようとしたのである。なお大学問題検討委員会は、この答申を提出したことにより、その任務のすべてを完了したとして、7月3日の評議会でその解散が承認された。

総長選挙制度改正についての答申を受けた前田総長は、同年11月に予定されている総長選挙は新規程によって実施できるよう努力したいとの意向を示し、評議会の議を経て7月13日、上記答申について各部局、各層の意見を徴

第7章 京都大学の再編と発展

し調整の上、改正案をとりまとめるための「総長選考基準改正案調整委員会」を発足させた。同委員会は10月13日改正案を提出し、10月16日の評議会で原案通り改正が決定された(『京大広報』No.89)。改正の要点は第1次投票に選挙資格者として助手を加えたことであり、第2次投票については従来通り教授、助教授、講師に選挙資格が限られた。また大学問題検討委員会の改正案のもう1つの柱であったリコール制は、反対意見が多いという理由で今回は見送られることになった。この新しい選考基準に基づいて、11月17、18両日総長選挙が実施され、岡本道雄医学部教授が第19代総長に選出され、12月16日就任した。退任した前田総長は、「修羅の巻を駆け抜けたようだ」と感想をもらしたが、その在任中の4年間は、難問が続出し、紛争が常態化して、文字通り席の暖まる間もなかった。

第5項 竹本処分問題

1. 処分の上申と評議会審査の開始

ここで、前田総長時代に始まり、次の岡本総長時代に結論が出た評議会における竹本処分の審査について述べておかなければならない。

昭和47(1972)年1月9日、新左翼の理論家で、昭和44(1969)年京大闘争の指導者の1人であった経済学部竹本信弘助手が、埼玉県朝霞の自衛官殺害事件に関連して、別件の強盗予備容疑で全国に指名手配された。以来、潜行した同助手からは経済学部に対して何らの連絡もなく、また経済学部からも同助手に接触すべく努力を重ねたが成功しなかった。経済学部では、こうした事態が過去に類例のないものであり、かつそれに対する措置が教官の地位の保障に関係があること、また同学部における教官の校外勤務の慣習、研究助手の勤務の特殊性を考慮して、直ちに給与法上の欠勤の措置をとることをしなかったが、しかし長期にわたって同助手に対し連絡不能の状態が続いている事実に基づいて、教官協議会は同年10月1日をもって欠勤の措置をとることを決定した。しかしその後も3カ月以上行方不明の状態が続いたので、

翌昭和48(1973)年1月11日の経済学部教授会において、竹本助手に対して国家公務員法第78条第3号による分限免職の処分を決定し、総長に上申した(『京大広報』No.79)。この経済学部からの上申に基づいて、前田総長は1月16日竹本助手について、「昭和47年10月1日以降無断欠勤を続け、現在なお行方不明である。よって、国家公務員法第78条第3号により免職することが相当である」との処分案を審査理由として、教育公務員特例法第6条に基づき評議会において審査するよう発議し、審査評議会において審査が開始された(以下審査の経過については、『京大広報』昭和52年7月8日付号外所載、京都大学総長岡本道雄「竹本信弘助手の分限処分についての審査評議会の審議経過」による)。

審査開始と同時に、本人に審査理由その他手続について説明する審査説明書の内容が決定されたが、本人が行方不明であることに鑑みて、その交付の方法として官報公告を行うことにし1月26日それを終えた。しかしこの公告に不備があったので、評議会はそれを無効とした上改めて2月24日官報公告を行い、それは3月11日交付されたものとみなされた。評議会が最初に直面した問題は本人陳述の請求であった。それは審査説明書交付後14日以内に行われなければならなかったが、その間に本人からの陳述の請求はなかった。代理人と名のる2名から申し出があったが、いずれも代理権の証明に不備があり、大学側の求めにもかかわらず補完されなかった。よって評議会は、本人は陳述の機会を放棄したものとみなした。

実質審議に入ったのは9月18日からであり、まず上記審査理由の前段を事実問題、後段を法規適用問題とし、事実問題としては、連絡不能と欠勤認定を論点とすることに決まった。そしてまず連絡不能について審議を行い、経済学部から本人へ連絡がとれなかったこと、および本人から経済学部への連絡もなかったことが確認された。その際、家族を通じての連絡もとれなかったことが確認されたが、後述の竹本富美子夫人の参考人としての陳述からもこの認定を覆す事実は聴取できなかった。

2. 審査の休止と学内の状況

連絡不能についてひとまず審議を終わり、欠勤認定の審議に入った段階で、前田総長が岡本道雄総長と交替した。昭和48(1973)年12月18日総長交替後第1回の評議会において岡本新総長は、本議案については今後議長として議事を進める立場上、さらに理解を深めた上で審議を行いたいのので、当分の間審議を休止したい旨発言し、評議会はこれを了承、審査評議会は一時休止することになった。

評議会による竹本処分の審査が凍結されていた昭和49(1974)年から昭和51(1976)年までの3年間は、学内は比較的平穏であった。昭和49年度の入学試験は大学紛争以来6年ぶりにロックアウトなしで実施され、3月25日には3年ぶりに全学合同卒業式が総合体育館で挙行され、9学部の卒業生が揃って卒業することになった。また4月11日には2年ぶりに入学式が総合体育館で行われ、ヘルメット学生らの会場前デモや演壇占拠によって開式が約1時間半遅れたものの、式自体は予定通り実施された。新学年の初めには医学部で4月25日から28日まで学生のストがあり、次いで6月には理学部が14日から23日まで、農学部が14日と15日、教養部が14日から19日まで、いずれも共関係学生の主導でストが行われたが、そのスローガンは学内問題ではなく、大学管理法国会上程反対、狭山差別裁判勝利などであった。

翌昭和50(1975)年には、教養部において1月24日以来学費値上げ阻止などをスローガンとするバリケードストが続いていたため、入試直前の3月1日朝、機動隊が警戒する中で教職員の手で教養部正門の封鎖を撤去しなければならなかった。入学試験中はロックアウト措置が復活されたが、試験自体はトラブルなく終了した(『京大広報』No.107)。また3月25日の卒業式も平穏のうちに行了された。しかし、4月11日の入学式は、前年同様赤ヘル学生らが演壇を占拠したため、約30分遅れて開始された。

翌昭和51年も、教養部において1月以来学費値上げ反対を掲げる学生のストが続き、その上2月27日には教養部を入試予定会場とする理学部の建物の

一部に封鎖が拡大されるなど、学年末の混乱は常態化した感があった。大学当局が3月1日警察の援助を要請し、教職員の手によって教養部正門のバリエードを撤去、また理学部学部長室および事務室の封鎖を解除したところ、これに反発する教養部共闘会議らの学生が2日正午前総長室に乱入し、執務中の岡本総長を時計台前広場へ連れ出し、約4時間にわたり話し合いを迫るという事態が起こった(『京大広報』No.122)。この年も入試期間中は学外者の構内立入禁止措置がとられたが、試験そのものは妨害を受けることなく平穩のうちに終了した。3月24日の卒業式も予定通り挙行されたが、4月12日の入学式ではヘルメット学生がまたしても演壇を占拠したため、式は予定より50分遅れて開始されることになった。

3. 再開後の審査の経過

評議会が竹本助手の分限処分の審査を再開したのは、審査の休止から3年余り後の昭和52(1977)年2月1日であった。この時点においても竹本助手の行方不明の状態は続いており、前記の審査理由に記載された事実について休止期間中にも変化がないことは1月27日開催の経済学部教官協議会が確認したところでもあった。それ故再開後の審議は休止前の継続議題の審議として進められることになり、事実問題のうち連絡不能については休止前に審議を終了したとの判断に立って、引き続き欠勤認定の問題の審議に入った。助手の勤務条件は部局によって異なり、何をもって欠勤とみなすかは難しい問題であるが、経済学部教官協議会は連絡不能の状態が長期にわたって継続し、もはやいかなる意味でも勤務しているとは考えられない状態になって、欠勤と判定したのであった。審査評議会はこのような経済学部における欠勤認定の過程と結論を慎重に検討して、それが妥当であると認めた。さらに、審査理由に示された無断欠勤の「無断」の意味についても審議を重ね、この言葉の中に「無届欠勤」以上の意味内容を含めることは不必要との結論に達した。

こうして事実問題の審議をひとまず終わった段階で参考人選定の問題を論

第7章 京都大学の再編と発展

ずることになった。評議会は、竹本富美子夫人をはじめ数人の候補者を選定し、まず竹本夫人への要請を巡ってかなりの回数の審議がもたれた。そして終局的には5月31日に、塚本誠一弁護士付き添いのもとに竹本夫人から参考人としての事情聴取が行われ、さらに6月1日付書面による陳述の追加があった。評議会では同夫人の陳述内容について詳細に検討した後、さらに他の参考人の候補者について審議したが、結局、事実問題を中心とする陳述を得るにはふさわしい者でないとの意見が多く、参考人からの事情聴取はこれをもって終了することになった。なお、審査の最終段階で数人の教官から竹本助手の代理人として陳述する用意のある旨の申し出があったが、既に本人陳述の段階が終了していることでもあるので、評議会はこの申し出を採択しなかった。

この間、評議会は並行して審査理由後段の法規適用問題の審議を行った。その際、これまで認定してきたような本人の客観的事実が国家公務員法第78条第3号の不適格性に該当するかどうかの判断は、これらの事実から推認するほかならぬと考えたが、その推認に当たっては、それらの事実の背景となる諸事情を考慮すべきであるとして、そうした事情に当たる可能性のある問題として、指名手配と潜行、無断性、過去の勤務状態、審査開始後の事情の4点が検討された。指名手配については、竹本助手の行方不明や無断欠勤の原因がそこにある以上、指名手配の内容の可否を審議しなければ、この場合の行方不明や無断欠勤の特殊性は明確にならないとの意見も出されたが、これに対しては、潜行、勤務からの離脱という選択的意志が介在して無断欠勤の状況が作り出されていると考えるべきであるとの意見が強かった。さらに、これが無実の容疑に基づくことを仮定し、その点を重視する見解もあったが、これに対しては、無実か否かは最終的には司法機関の判定するところであり、評議会がそれに立ち入ることはその能力を超え、かつ不適格性の推認には背景として影響を与えるものではないことが強調された。無断欠勤の無断の意味については前述のように無届欠勤の意味にすぎず、その意味内容は推認において考慮する必要のない問題であるとされた。過去の勤務状態につ

いても、経済学部から説明されたが、少なくとも上申に当たって考慮にいられたものでないことが明らかにされた。審査開始後の事情については、推認の背景とすべきであるとの意見があった。審査評議会は、これらの議論をふまえて、推認の背景として何をいかに考慮すべきかについては評議員各自の判断にまかせ、処分案として出された審査理由を可として承認するか否かという総合的判断を表決で問うという形をとった。

以上の法規適用問題の審議と並行して、評議会は参考人、竹本夫人の陳述に基づいて、事実問題を中心に再考慮すべき点があるか否かを審議し、事実認定については特に修正すべき点はないことを確認した。

以上の経過により、審査評議会は昭和52(1977)年6月14日に審議を終了し、6月18日評議員の3分の2以上の特別多数決によって処分案を表決した結果、賛成多数で可決された。昭和48(1973)年1月以来、休止期間を含めて4年5カ月にわたった竹本処分の審査はここに漸く結審となった。この間に開かれた審査評議会は、休止前26回、再開後17回、合計43回に上ったが、評議会がいかに慎重かつ細心に審議を進めたかは、以上の簡略な叙述からも推し量ることができよう。評議会の議長である岡本総長はのちに、竹本問題は京大が大学としての自治能力を問われている問題であり、何としても大学の力で解決しなければならない問題であったと語っている(岡本道雄「京大総長在任6年を顧みて」『学士会報』748号、1980年1月)。しかし評議会がとった措置は、処分反対派学生はもとより、一部教官からも強い反発を呼ぶことになった。

4. 審査の再開と処分反対運動の激化

昭和52年2月評議会が竹本助手の処分案の審議を再開すると、これに反発する学生らの動きが俄に活発化し、学内の緊張が高まった。入学試験が迫った2月26日朝には、竹本処分撤回を叫ぶ学生によって本部時計台建物2階の総長室などが占拠され、3月1日には本部正門がバリケードで閉鎖された。このため大学側は同日機動隊の出動を要請し、教職員が封鎖、占拠を解除し

第7章 京都大学の再編と発展

た上で、ロックアウト体制をとって入学試験を行った(『京大広報』No.136)。3月23日に予定された修士学位授与式は混乱を避けるため急遽中止され、翌24日の卒業式では、各学部代表に卒業証書が授与され、総長が式辞を読み上げようとした時、ヘルメット学生が演壇にかけ上がり総長を取り囲んだため式辞が中断し、しばらく混乱が続いた後、式の打ち切りが宣言された。これより先、経済学部教官協議会は昭和52(1977)年1月27日、竹本助手の欠勤状態が評議会審議休止後も続いているという事実確認を行ったが、そのことが処分反対派を刺激し、同学部では5月以降、講義妨害と教官の拘束、教官と処分支持派学生への暴行が頻発するに至った。

大学側は処分案の表決前に総長が学生と会うことを約束していたが、昭和52年6月17日午後3時半から同学会主催の総長と学生、有志教官との「団交」が法経第1教室で開かれた。この日の「団交」には約1,000名が詰めかけ、学生らは多数の質問を総長に突き付け回答を迫ったが、総長は竹本助手の思想や人格を問題にしているのではなく、「行方不明、無断欠勤」を問題にし審議しているのだと主張、両者平行線のまま話し合いは夜半過ぎまで続いた。なお、審査評議会はそれまで学外で開催されてきたが、この「団交」の結果、翌18日の表決の評議会は、学生が妨害しないという約束で学内で開かれることになったのである。

6月18日評議会が竹本助手の分限免職を決めると、これに強く反発する一部学生は、各部局の評議員を放逐と称して学外へ連れ出し、また研究室など施設の占拠や多くの授業妨害を行うに至った。とりわけ経済学部の状況は深刻であり、処分撤回を主張する学生らの妨害で教官は学内に入らず、9月以降も学内ではほとんど授業ができなかった。さらに、評議会の審議経過に疑問をもつ教官有志は、6月23日岡本総長宛に処分の再審査請求書を提出し、「竹本助手の分限免職処分は学問、思想の自由の擁護を意図的に放棄するものであり、大学の理念に反している」と評議会の姿勢を批判した(『京都新聞』6月24日付)。次いで教官有志は7月1日朝から処分に抗議して、総長室前で数人ずつ交代で座り込みを始め、それは総長の説得にもかかわらず夏休

み明け後も続けられた。こうして処分決定後、総長と評議員は学内に入れない状態が続いた。これら処分反対派によれば、竹本助手は権力のでっち上げによって地下潜行を余儀なくされたのであり、同助手を処分することは権力の政治思想処分に手を貸すことになるというのであった。そして、評議会は竹本助手本人や代理人に弁護の機会を与えることなく「欠席裁判」で審議を急いだとされ、このような審議の仕方は人権を無視し学問の自由を踏みにじるものであるとされた。しかし評議会も、前述のように処分を決定するに当たって背景となる諸事情についても審議を尽くしたのであり、竹本助手の潜行についてはそれが自らの自由意志によるものであることを重視し、また指名手配そのものの当否についてはこれを司法機関の判定に委ねようとしたのであって、評議会としては思想弾圧とならぬよう万全の配慮を行った上での措置であった。2つの意見の対立は、つまるところ異なる大学観、さらには世界観の対立であり、話し合いによって折り合いのつくものではなかったのである。

岡本総長は6月18日以来トラブルを避けて登校しなかったが、10月25日午前10時頃総長室へ入ったところ、待機していた赤ヘルメットの学生らが乱入してもみ合いになり、警官隊の出動が要請された。処分反対派学生らは同日正午から時計台前広場で抗議集会を開いたが、その際学生たちが執務中の庶務部長を連れ出して追及を始めたため、総長はこの日2度目の警官隊の出動を要請した。総長は11月1日「学内の事態についての見解」という声明を発表、処分審査結審以降の学内の状況が「明らかに本学の教育・研究の障害であり、本学の責任者として、秩序の回復と教育・研究の十分な遂行のため、重大な決意をもって当たらなければならないと考えます」と所信を述べて、学内の理解と協力を求めたのである(『京大広報』No.147)。

岡本道雄現総長の4年間の任期が昭和52(1977)年12月に満了するため、同年11月19、20日両日総長選挙が行われ、岡本現総長が再選された。この再選は、竹本処分問題に大学として決着を付けた岡本総長が全学から信任されたことを意味した。岡本総長は、翌昭和53(1978)年の年頭に「新年を迎えて」

第7章 京都大学の再編と発展

という一文を発表し、過ぐる9年間の大学紛争を振り返りつつ、新しい年を京都大学再生の年とすることを京大人に対して強く訴えた。「昭和44年(1969年)から始まった世界的な大学紛争は、本学では昨年の竹本処分問題まで続き、昨年は特に苦しく暗い一年であった。…(中略)…しかし大学は長い苦悩と隠忍の後、昨秋10月末、部局長会議や評議会の深い思慮と広い基盤を背景に決意を持って京都大学の再生に立ち上がったと思う」。「9か年という空白」のために、教養部や大学院の改革、キャンパス問題をはじめ「為すべくして為されずとり残されている問題」が多いが、「何よりもおそるべきは、学内にアカデミックな雰囲気希薄になっていることである」。「本年が京都大学再生の年であるように、そして静謐なアカデミックなキャンパスに立ち返るように、強い願いと激励をこめて、年頭のことばとしたい」(『京大広報』No.151)。

昭和53年1月29日には、昭和48(1973)年1月以来時計台に書かれていた「竹本処分粉碎」の文字が最終的に消去されたが、竹本問題を巡る学内の混乱も徐々に鎮静化し始めた。昭和53年3月24日の卒業式は、なお機動隊が会場の外で待機する中で行われたが、前年のようなヘルメット学生演壇占拠もなく、終始和やかな空気に包まれていた。この竹本問題の収束とともに、京都大学は9年間にわたった全学的紛争に漸くにして終止符を打つことになるが、この間の学内の混乱が本学の教育と研究に及ぼした打撃は容易に癒し難いものであった。

第6項 創立70周年記念事業の終了

京都大学創立70周年を記念する5つの事業のうち、式典と『京都大学七十年史』の刊行は昭和42(1967)年の70周年の時点で終了したが、屋内総合体育館、大学会館の建設と国際学術交流のための奨学資金設定の3つは昭和43(1968)年以後に持ち越された。以下、後者の事業の経過について簡単に述べておくことにする。

第1節 大学紛争とその余波

屋内総合体育館は、株式会社大林組の施工により8億円の工費を投じて西部構内に建設されることになり、昭和46(1971)年1月8日起工、翌昭和47(1972)年3月8日竣工を見た。翌9日体育館(附属プールを含む)は「創立七十周年記念事業後援会」から大学に寄贈され、同日より総合体育館規程、同使用規則、および同使用心得が施行された。総合体育館規程第1条は、「本学に総合体育館を置き、本学における体育活動および本学の行なう式典のためにこれを用いる」と定めたが(『京大広報』1972年4月10日付号外)、以後京都大学の入学宣誓式、卒業式および創立記念式は総合体育館において行われることになる。

次に大学会館は、創立25周年を記念して建てられた楽友会館と同様に同窓会館的性格のものとして構想され、昭和47年に既に具体的な設計案が作られていたが、その後これを学内に建設した場合管理運営上の問題が生じることから計画は一旦白紙に戻された。ところが、昭和51(1976)年に至って関西電力株式会社より左京区吉田河原町の同社所有地の一部を会館敷地として提供される話が進み、昭和52(1977)年3月には記念事業後援会と関西電力株式会社との間で土地売買契約が締結された。また会館の名称を京大会館とすることが正式に決定され、総額6億円を投じて株式会社大林組の施工により昭和52年12月14日に起工、翌昭和53(1978)年10月28日に竣工を見たのである。また本会館の維持経営のために昭和52年9月12日「財団法人京大会館楽友会」が設立された。会館は鉄筋コンクリート造り、地下1階、地上3階建て、延べ床面積3,445m²の建物で、各種の学会、学術講演会、研究会などの利用に供されるとともに、本学の同窓会館的な機能をも果たすことになったのである。

最後に、国際学術交流のための奨学資金の設定については、昭和45(1970)年学内に「創立七十周年記念奨学資金設定準備委員会」が設置されて以来種々検討された結果、本学教官の海外派遣費と海外学術交流に対する助成との二本にしばられることになり、所要経費として約5億円が見込まれた。そして昭和48(1973)年11月30日の記念事業後援会常任理事会において、「京都

第7章 京都大学の再編と発展

大学と海外の学界との交流を促進し、同大学の学術活動の発展に必要な援助を行う」ことを目的とした「財団法人京都大学創立七十周年記念後援会」(のち昭和63年8月に「財団法人京都大学後援会」と改称)を設立することが決定された。同財団は昭和49(1974)年6月4日設立許可され、ここに記念事業の1つである奨学資金の設定が実現したのである。

ところで、以上の記念事業に要する経費に当てるために、昭和41(1966)年12月以来創立70周年記念事業後援会によって行われてきた募金活動は、大学紛争期に一時中断されたが、昭和45年9月に再開され、昭和47(1972)年4月の時点で目標額20億円に到達し完結することになった。また昭和53(1978)年の京大会館の竣工をもって所期の記念事業はすべて完了したので、70周年記念事業後援会も昭和54(1979)年3月31日をもって解散した(この項については「本学創立七十周年記念事業の終了」『京大広報』No.176を参照した)。

なお、その後七十周年記念後援会では、国際学術交流の拡充のためにその基金を増額すべく、10億円を目標にして昭和59(1984)年から募金事業を実施し、昭和62(1987)年3月末までに企業法人、同窓生・有志一般から目標額を超える12億3,000万円余の寄付を受けることになった。

第2節 教育・研究体制の再編と拡充

第1項 昭和53年度以降の京都大学の概況

昭和52(1977)年6月竹本処分問題に決着が付けられた後も、学内では大学当局の措置を不当とする学生らの抗議行動が続き、さらに翌昭和53(1978)年6～7月には44年紛争の直接の契機となった学寮問題を巡って学生部長と寮生の「団交」が繰り返し開かれるなど、学内は直ちに平静を取り戻すに至らなかった。そのような中、昭和54(1979)年11月17、18両日岡本道雄総長の任期満了に伴う次期総長の選挙が行われ、沢田敏男農学部教授が本学の第20代総長に選ばれた。12月16日就任した沢田新総長は、翌昭和55(1980)年の年頭の挨拶において、今後の努力目標として教育・研究の場としての条件整備、人間形成の重視、学内の正常化の3つを挙げ、第3点に関連して「特に当面の問題として、学寮問題の解決や同学会等の行き過ぎた行為の是正をはかり、教育の場にふさわしい学内環境となるよう努めるべきであると考えております」と所信を語った(『京大広報』No.189)。

総長のいう「正常化」への道のりはなお険しいものがあったが、この昭和53～54年頃を境に学内における改革への動きはそのテンポを早めることになる。まず教養部改革については、昭和52年以来の部内での検討の結果独立研究科として「科学基礎研究科」を設置する案がまとまり、昭和53年11月に教養部長から総長に上申されて、設置案についての全学的検討が開始された。また紛争期以来のいま1つの懸案事項であった大学院制度についても、昭和52年に大幅に改組・拡充された大学院審議会、とりわけその中に設置された「制規等専門委員会」において審議が重ねられ、独立専攻および独立研究科

第7章 京都大学の再編と発展

の設置をはじめ大学院の充実のための諸提案が行われ、次第に実行に移されてゆくことになった。

ところで、昭和50年代前半には、全国的動向として、国際交流や大学の公開、さらに学術情報システムの整備への動きが活発化したが、本学においても、昭和52(1977)年の京都大学国際交流委員会の設置に続いて、昭和54(1979)年にはパリ第7大学との間に最初の大学間交流協定が締結された。昭和54年には全学的な公開講座として「京都大学市民講座」が開講され、昭和63(1988)年度からは「京都大学春秋講義」が開設されることになる。昭和54年にはまた、総長の諮問機関として「学術情報問題調査検討委員会」が設置されたが、昭和59(1984)年10月にはこれを発展的に解消して新たに「学術情報システム整備委員会」を設置し学内の情報システムの整備を行うことが決定され、その計画を推進するために昭和62(1987)年4月には「京都大学統合情報通信システム(KUINS)建設本部」が開設された。

さらに昭和54年度からは、国公立大学共通第1次入学試験の実施によって、本学の入学者選抜方法にも大きな変更が加えられた。入学試験制度はその後昭和62年度に国立大学入試における受験機会の複数化に伴って一度大幅な変更を余儀なくされることになる。

この間学寮問題については、在寮者確認、寄宿料納入、負担区分の適正化を求める大学当局と、それを拒否する寮自治会との主張が真っ向から対立し、解決の兆しが見えなかった。大学側は、学寮の管理運営の正常化と老朽寮の早期改善を図るために、昭和57(1982)年12月14日の評議会において吉田寮の在寮期限を昭和61(1986)年3月末とすることを決定したが、これに対して寮生らが強く反発し、昭和58(1983)年1～2月には在寮期限の撤回を要求する寮自治会と学生部長の話し合いが3回にわたって行われた。同年4月15日には大学当局の学寮に関する方針に反対する学生集団が総長室に乱入、5月18日この事件にかかわる吉田寮、熊野寮の捜索が行われ、学生3名が逮捕された。ところが同日午後、これに抗議する学生約90名が学生部庁舎内に入ったため総長は機動隊の出動を要請、さらに学生3名が逮捕された(『京大広

報』No.255)。この5月18日の出来事によって寮問題を巡る寮生、学生と大学当局の対立は一層深まったのである。

ここで、京都大学附属図書館の新営について簡単に触れておきたい。本学が新しい図書館の建設を目指すようになったのは、林良平館長時代の昭和50(1975)年頃のことである。当時、建物の老朽化が進み、また面積不足や機能的な面で図書館活動を維持してゆくことが困難な状況になりつつあった。このような状況の故に、建物の増築ないし新営によって図書館活動の近代化を図ることが緊急の課題となったが、昭和56(1981)年度の国立学校施設整備事業として附属図書館の新営が文部省によって認められ、昭和56年12月に着工以来約2年の歳月と27億円を投じて、昭和58(1983)年10月新図書館が竣工したのである。新しい図書館は昭和59(1984)年4月開館の運びとなったが、その延べ面積は、旧館の3倍(1万4,000m²)であり、開架図書室、参考図書室、雑誌閲覧室などはもとより、これまでなかった研究個室、共同研究室、教官談話室およびAVホールなど各種の施設・設備が新設されている。

さらに沢田総長時代の出来事としては、昭和56年12月10日、福井謙一工学部教授がノーベル化学賞を受賞したことを特記しておかねばならない。本学出身者のノーベル賞受賞は、湯川秀樹、朝永振一郎に次いで福井が3人目である。

さて、昭和58年11月12、13両日に行われた総長選挙では沢田敏男現総長が再選されたが、同総長は本学の長期的な将来計画の立案を急ぐために、翌昭和59年諮問機関として「京都大学将来計画検討委員会」を発足させ、「21世紀を展望した本学のあり方及びそれに即した施設の整備」についての審議を委ねた。この委員会では長期的な将来計画に関連してキャンパス問題が検討の対象となり、昭和60(1985)年の委員会の2度の答申では、教育研究体制および施設面の長期構想の実現のためには、現有キャンパスの再開発に加えて新キャンパスの獲得の必要性が明確に指摘された。

昭和60年11月16、17両日には沢田敏男総長の任期満了に伴う次期総長の選挙が行われ、西島安則工学部教授が本学第21代総長に選ばれた。12月16日就

第7章 京都大学の再編と発展

任した西島総長は平成元(1989)年11月の総長選挙で再選され、平成3(1991)年12月15日まで総長職に留まるが、同総長の在任中には教養部改革が最終局面を迎え、昭和62(1987)年全学的な組織として「教養部にかかわる構想検討委員会」が発足し、各部局の意見を徴して平成元年改組の基本構想が報告書にまとめられた。そしてその構想に基づいて、平成3年4月にまず大学院人間・環境学研究科が新設された。次いで井村総長時代に入った平成4(1992)年10月には総合人間学部が設置され、教養部は翌平成5(1993)年3月末をもってその四十数年の歴史を閉じることになったのである。

西島総長は、上述の将来計画検討委員会の答申に盛られていた国際的な学術交流の推進にも意欲的に取り組んだ。外国人留学生に対する研修・厚生指導施設としての留学生センターの設置(平成2年)、京都大学名誉博士制度の発足(昭和62年)のほか、外国の大学との大学間学術交流協定の締結も平成元～2(1989～90)年だけで10件に上った。

西島総長が沢田前総長から引き継いだもう1つの課題は学寮の「正常化」の問題であった。昭和61年3月末には前述の吉田寮の在寮期限が到来したが、総長は直ちに寮生を立ち退かせることはせず、在寮期限の「執行中」という措置をとって寮生との話し合いを続行した。そして吉田西寮の撤去、東寮の補修、在寮者名簿提出と寄宿料納入について寮自治会の合意を取り付けた上で、平成元年4月18日の評議会において「在寮期限設定に伴う一連の措置の完了」が了承され、吉田寮問題に一応の決着が付けられたのである。

この後大学構内は概ね平静であったが、平成2(1990)年11月12日の天皇「即位の礼」の前後には、これに反対する学生集団の動きが活発化した。10月17日には教養部ストライキ実行委員会を中心とする学生約60名が総長室に押しかけ、うち2名が中に立てこもった。学生は総長の再三の退去命令にも応じなかったために、総長は18日早朝警察の出動を要請して封鎖を解除した。大学構内に機動隊が入ったのは昭和58(1983)年4月の総長室乱入事件以来7年ぶりであった。また11月7日には全学ストライキ実行委員会を名のる学生らが教養部の各門と建物、さらに本部正門および各門を封鎖し、翌8日

と京都御所で天皇「茶会」が催された12月3日にも教養部各門および建物の封鎖が行われたが、いずれも午後には解除された。

以上のほか西島総長時代の重要な出来事としては、平成2(1990)年3月、3年間にわたるKUINS第1期建設計画が完成を見たこと、本学における学術研究を支援、助成すべく京都大学学術出版会が平成元(1989)年に創立されたことが挙げられる。また昭和62(1987)年10月12日、本学理学部卒業の利根川進マサチューセッツ工科大学教授がノーベル医学・生理学賞を受賞したことを記しておかねばならない。

平成3(1991)年11月16、17両日には西島総長の任期満了に伴う次期総長の選挙が行われ、井村裕夫医学部教授が本学の第22代総長に選ばれた。12月16日就任した井村総長は平成7(1995)年11月の総長選挙で再選され、平成9(1997)年12月15日まで総長職に留まることになる。井村総長の在任中の最も重要な出来事はいわゆる大学院重点化をはじめとする大学の制度改革の進行である。教官の所属を学部から大学院研究科に移し、研究科所属の教官が学部教育を兼担するという大学院重点化は、平成4年度にまず法学部で実施され、平成9年4月までに8つの学部に及ぶことになった。またこれとほぼ時期を同じくして、多くの附置研究所においても既存の研究部門の大部門制への再編・改組が行われた。さらに平成5(1993)年度からは、教養部の廃止に伴って教育課程の全面的改革が実施され、教養課程、専門課程の区別を廃止して各学部は4年(医学部は6年)一貫の教育体制をとることになった。

この間、平成5年3月には、総長を委員長とする「京都大学将来構想検討委員会」が設置され、平成6(1994)年2月の中間報告「21世紀における京都大学のあり方について」では新キャンパスと大学院独立研究科の具体的な構想が明らかにされた。さらに、平成3年の大学設置基準改正によって各大学に義務づけられた自己点検・評価の実施についても、全学的委員会において作業が進められ、平成6年6月『自由の学風を検証する——京都大学自己点検・評価報告書』が公表された。また各部局においてもそれぞれ自己点検・評価委員会が組織され、その報告書が公表されることになった。

第7章 京都大学の再編と発展

また平成5年末に学内においていわゆる「セクシュアル・ハラスメント」疑惑が起こったことから、大学としての性差別問題への対応について翌平成6年5月から学部長会議において検討され、10月には、この問題に関する相談等はプライバシーにかかわる事柄でもあるので原則として各部局で対応することになった。さらにその後、各部局における相談受け入れ体制について検討された結果、原則としてそれぞれの庶務担当掛等を通して文書または口頭で部局長に申し出ること、各部局では具体的な相談窓口が設けられていることを周知徹底させること、各部局に対して助言を行う全学的な組織を設けることが決まり、平成7(1995)年6月1日付『京大広報』No.487に発表された。またこれに関連して、教職員研修会等を通じて性差別問題に関する啓蒙活動が強化され、平成7年6月には前述のように同和問題委員会が広く人権問題を扱う同和・人権問題委員会へと改編されることになった。

さらに平成7年度からは、公務多忙な総長を補佐するために学内措置によって2名の総長特別補佐が置かれることになった。その後これを副学長制に移行させることの可否が検討され、平成9(1997)年6月24日開催の評議会において、副学長制の設置および学生部の事務局への一元化を概算要求することが決定された。

最後に平成7年1月17日早朝に発生した阪神・淡路大震災に対する京都大学の対応について一言しておきたい。この震災では本学においても文学部学生1名が死亡したのをはじめ、かなりの数の教職員・学生が被災した。大学では被災者援助のために義援金の募集を行い、寄せられた総額1,249万円を本学被災者、神戸大学、神戸商船大学への見舞金、および被災地域への義援金として配分した。また支援事業として、被災地域への医療チームの派遣、被害調査団の派遣など様々な活動を大学レベルで行った。さらに、部局長会議のメンバーを中心に保健安全関係委員会委員長、地震・防災分野担当の専門教官等を加えたワーキンググループ(座長西川禪一総長特別補佐)を作り、本学における地震発生時の緊急対策を中心に検討を重ねた。

第2項 大学財政の推移

この項では、昭和39(1964)年度以降の新しい国立学校特別会計制度の下での京都大学財政の推移を、昭和40～平成8(1965～96)年度について概観する。

まず表1-7-1によって、京都大学の歳入・歳出額の推移を見よう。新しい特別会計の下での歳入額は、一般会計からの繰り入れ金と、附属病院収入、授業料及び入学検定料、学校財産処分収入、雑収入等大学の自己収入とからなるが、この表には後者の自己収入のみを掲げている。さて収納済歳入額は、昭和40年度の約18億円から昭和50(1975)年度には58億円、昭和60(1985)年には184億円、平成8年度には332億円にと急テンポで増加している。この歳入の中では、昭和50年代半ばまでは附属病院収入が70%以上という圧倒的比重を占めていたが、その後は授業料、入学検定料収入が一層急速に増加したために、附属病院収入の比率は60～50%台に低下し、対照的に授

表1-7-1 国立学校特別会計・京都大学歳入・歳出額の推移
(昭和40～平成8年度、単位100万円)

年 度	収納済歳入額(A)				支出済歳出額(B)	$\frac{A}{B}$
	附属病院収入	授業料及び入学検定料	その他	合計(A)		
昭和40年	1,384(77.3)	169(9.4)	238(13.3)	1,791	9,393	19.1%
昭和45年	1,548(73.7)	236(11.2)	315(15.0)	2,099	16,777	12.5%
昭和50年	4,330(74.6)	765(13.2)	711(12.2)	5,805	34,609	16.8%
昭和55年	7,995(70.6)	2,145(18.0)	1,179(10.4)	11,319	53,731	21.1%
昭和60年	12,191(66.4)	3,838(20.9)	2,333(12.7)	18,362	67,387	27.2%
平成2年	15,025(60.1)	6,315(25.3)	3,654(14.6)	24,993	80,711	31.0%
平成5年	15,867(57.2)	8,181(29.5)	3,685(13.3)	27,733	104,371	26.6%
平成8年	17,790(53.6)	9,689(29.2)	5,720(17.2)	33,200	100,720	33.0%

注 ()内は収納済み歳入額に対する各項目の比(%)を表す。

昭和40(1965)年度と平成8(1996)年度は経理部資料、その他の年度は『京大広報』による。

第7章 京都大学の再編と発展

業料及び入学検定料収入が歳入の25%から30%近くを占めるようになっている。

一方、国立学校特別会計歳出は国立学校、大学附属病院、研究所、施設整備費の4項目からなり、平成4(1992)年度以降これに教育研究施設の老朽化、狭隘化解消のための特別施設整備費が加わるが、この表ではそれらの合計額のみを示した。これによると、支出済歳出額は昭和40年度の約94億円から昭和50年度には346億円、昭和60年度には674億円にと増加を続け、平成5(1993)年度には初めて1,000億円を突破し、平成8年度には1,007億円を記録している。

以上の歳入(自己収入)と歳出の伸びを比較してみると、昭和45年代後半から一貫して歳入の方がより急速に増加しており、その結果、本学の歳出額のうち大学の自己収入によってまかなわれる部分が増大を続けることになる。すなわちその比率(表のA/B)は、昭和45(1970)年度には13%にすぎなかったのが、昭和55(1980)年度には20%を超え、平成2(1990)年度には30%以上に達したのである。このような大学財政における自己収入への依存度の急上昇、一般会計からの繰り入れ金の比率の著しい低下は、とりわけ昭和55年度以降、政府の高等教育関係支出における国立学校特別会計への繰り入れ金の伸び悩みによって必然化されたものであり、本学だけでなく、この時期の国立大学財政に一般的に認められる特徴である。

次に歳出額を人件費と物件費に分け、両者の推移を見よう。表1-7-2によると、人件費は昭和40(1965)年度以降年を追って増加しているが、その伸び率は物件費との比較で見ると昭和50(1975)年度までが高く、その後は相対的に低下している。このような人件費の伸びの鈍化は、この頃からの本学職員数の減少、またとりわけ政府による公務員給与引き上げ抑制策の影響によるものと考えられる。この人件費とは反対に、物件費の比率は昭和50年度を境に下降から上昇に転じており、特に施設整備費が急増した平成5(1993)年度には急上昇して、人件費を上回っている。この平成5年度には、大型特別機械整備費、建物新営費などが補正予算によって追加配分され、施設整備費

第2節 教育・研究体制の再編と拡充

表1-7-2 人件費・物件費比率の推移
(昭和40～平成8年度、単位100万円)

年 度	人 件 費	物 件 費
昭和40年	3,924(41.8)	5,469(58.2)
昭和45年	8,139(48.5)	8,638(51.5)
昭和50年	20,886(60.3)	13,724(39.7)
昭和55年	29,803(55.5)	23,928(44.5)
昭和60年	36,167(53.7)	31,220(46.3)
平成2年	43,666(54.1)	37,046(45.9)
平成5年	48,627(46.6)	55,743(53.4)
平成8年	50,706(50.3)	50,015(49.7)

注 ()内は人件費、物件費の全体比(%)を表す。

資料は表1-7-1に同じ。

表1-7-3 校費と施設整備費の推移
(昭和40～平成8年度、単位100万円)

年 度	校 費 総 額	増 減 率	施設整備費総額	増 減 率	物価上昇率
昭和40年	2,716	—	1,291	—	—
昭和45年	4,770	+75%	1,950	+ 51%	+29%
昭和50年	8,065	+69%	1,834	— 6%	+71%
昭和55年	13,249	+64%	3,989	+118%	+38%
昭和60年	14,631	+10%	6,498	+ 63%	+15%
平成2年	16,564	+13%	7,014	+ 8%	+ 7%
平成5年	19,329	+17%	21,332	+204%	+ 6%
平成8年	20,379	+ 5%	11,921	— 44%	+ 1%

注 平成5、8(1993、96)年度の施設整備費は特別施設整備費を含む。

校費、施設整備費は表1-7-1と同じ資料による。物価上昇率は経済企画庁調査局編『平成9年版日本経済の現況』1996年、271頁の消費者物価指数に基づき計算。

が前年比で100億円以上の増加を遂げたのである。

表1-7-3は物件費の中の2大費目である施設整備費と校費(教官研究費・学生経費・庁費よりなる)の動きを、消費者物価の上昇率を付して示したもの

第7章 京都大学の再編と発展

である。施設整備費は年によって増減が激しいが、この表に示した年度の中では平成5年度を例外として校費が施設整備費を大幅に上回っている。しかし、強調しておかなければならないのは、この時期の校費の伸びが決して満足すべきものではなかったことである。確かに校費の名目額は、昭和40年度の約27億円から平成8(1996)年度には204億円へと7.5倍に増加を遂げた。しかし、この間に消費者物価は4倍に上昇しているので、実質額では1.9倍に増加したに留まるのである。また表1-7-3によると、昭和45～50(1970～75)年度と昭和55～60(1980～85)年度においては、校費の名目増加率が消費者物価の上昇率を下回っており、校費は実質的には減額されたに等しいのである。さらにまた、ここでいう校費のすべてが研究費として使われたわけではもちろんなく、定員削減の進行に伴う定員外職員の増加とともに、校費のうち人件費に当てられる部分が増加したことも記憶しておかねばならない。これらの事情から、本学の教官の研究費の中では、校費以外の文部省科学研究費補助金や、外部資金としての奨学寄付金や受託研究費の占める比重が、年とともに高まっていったのである。

京都大学における科学研究費補助金の交付額は、昭和40(1965)年度には3億4,779万円であったが、平成8(1996)年度には79億2,401万円に上っており、31年間に名目額で約23倍に増加を遂げた。これは、この間の本学の歳出額の増加率(11倍)および校費額の増加率(7.5倍)をはるかに上回っており、この間の物価上昇率を考慮しても大幅な増加といえる。こうして校費額に対する科学研究費補助金の比率は、昭和40年度の13%から着実に上昇して、平成8年度には39%に達するに至った。また、民間等からの奨学寄付金の受け入れ額も、昭和40年度の1億183万円から平成8年度には27億6,675万円へと増加し、その校費に対する比率も3.7%から13.6%へと上昇している。なお、この奨学寄付金のほかに平成7(1995)年以降民間からの寄付金による講座や研究部門の設置が可能になったが、これについては別項で述べることにしたい。

次に受託研究とは、一般には外部からの委託を受けて本学の教官が行う研

究であるが、その受け入れ額も特に近年増加が目立っており、平成8年度には総額22億4,033万円、対校費比で11%に上っている。外部資金としてはほかに、民間機関等の研究者の受け入れによる本学教官との共同研究があり、その受け入れ額は平成8年度において1億8,103万円である。以上の科学研究費補助金および外部資金を合計すると、その総額は平成8年度において131億円であり、同年度の校費額に対するその割合は実に64%に達する。ただし、以上はあくまでも京大全体の状況であって、科学研究費補助金の交付額や外部資金の受け入れ状況には部局によって著しいばらつきがあることに留意しておかなければならない(以上、科学研究費および奨学寄付金については経理部資料に、受託研究費および民間との共同研究の受け入れ額については『京都大学概要 平成9年度版』による)。

第3項 講座数、研究部門数の変遷

日本経済が高度成長を遂げた昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけては政府の科学技術振興政策によって、京都大学においても理系の学部や研究所を中心に学科や講座あるいは研究部門が急速に増設・拡充を見たが、昭和40年代後半より日本経済が低成長期に入るとともに、それらの増設のテンポは俄に緩慢となった。表1-7-4は、昭和40(1965)年度から平成2(1990)年度までの本学の9つの学部の講座数を5年おきに示したものである。これによると、まず文・教育・法・経済の文系4学部の講座数の合計は、昭和40～45(1965～70)年には98講座から104講座へと6講座増加したが、大学紛争直後の昭和45～50(1970～75)年には2講座しか増えておらず、次の昭和50～55(1975～80)年にも5講座しか増加していない。ただし法学部のみは、この15年間に8講座の増加を見ていることが注目を引く。文系4学部の講座数はその後昭和55～60(1980～85)年には4講座の減少を示すが、これはこの時期に法学部で行われた一部講座の統合＝大講座化と経済学部の大講座制への移行開始に起因するものであり、平成2(1990)年には経済学部の大講座制化の完

第7章 京都大学の再編と発展

表 1-7-4 学部講座数の変遷

(昭和40～平成2年度)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
文 学 部	36	38	39	40	40	42
教育学部	12	12	13	13	14	13
法 学 部	33	37	37	41	39	39
経済学部	17	17	17	17	14	8
文系合計	98	104	106	111	107	102
理 学 部	55	66	67	67	69	71
医 学 部	33	34	35	36	38	38
薬 学 部	13	13	13	13	13	13
工 学 部	133	154	159	161	160	158
農 学 部	38	50	53	53	53	58
理系合計	272	317	327	330	333	338
総 計	370	421	433	441	440	440

注 大学院独立専攻の講座数を含まない。
各年度の『京都大学概要』に基づき作成。

成等により講座総数は見掛け上は一層減少しているのである。

次に、同じ表によって理・医・薬・工・農の理系5学部の講座総数の動きを見ると、昭和40～45年には272講座から317講座へと45講座増加しているのに対して、昭和45～50年には10講座、次の昭和50～55年にはわずか3講座、さらに昭和55～60年にも3講座しか増加していない。昭和40～45年に講座数が急増したのは工・理・農の各学部であるが、昭和46(1971)年以降はこれらの学部でも講座増は稀になったのである。このような理系5学部の講座数の伸び悩みは、医学部と工学部で大学院重点化と大講座制移行が始まる平成5(1993)年まで続いたのである。

なお、教養部においては、昭和39(1964)年2月25日の文部省令第3号によって26の学科目の設置が認められたが、この学科目数は平成5(1993)年3月の教養部廃止まで変わることがなかった。

このように昭和40年代半ば以降ほとんどの学部において講座増設が極めて

困難になったが、このような事態に対処しつつ研究・教育機構の拡充を図る1つの手段として登場したのが、独立専攻および独立研究科の設置である。独立専攻および独立研究科とは、特定の学部基礎を置く従来の大学院組織とは異なって、学部基礎を置かない大学院修士課程または博士課程のことであって、昭和49(1974)年6月20日公布の大学院設置基準によってその設置が認められたものである。本学においても、後述の昭和50(1975)年3月の大学院制度検討委員会の答申が、大学院の充実のための1つの方策として「学部・学科に対応しない研究科・専攻」の設置を認めることを提案したが、表1-7-5に見るように、昭和50年4月に大学院理学研究科に数理解析専攻が設置されて以後、平成5(1993)年にかけて合計11の独立専攻(うち9つは理系)が設置されることになった。また平成3(1991)年4月には、本学最初の独立研究科として人間・環境学研究科が開設されたが、これについては後により詳しく述べることにしたい。

次に表1-7-6によって、同じく昭和40(1965)年度以降の附置研究所の研

表1-7-5 大学院独立専攻の設置経過

研究科名	専攻名	設置年度
理 学	数 理 解 析	昭和50年
農 学	熱 帯 農 学	昭和56年
工 学	分 子 工 学	昭和58年
医 学	分子医学系	昭和60年
理 学	霊 長 類 学	昭和61年
経 済 学	現代経済学	昭和62年
工 学	応用システム科学	昭和62年
教 育 学	臨床教育学	昭和63年
医 学	脳統御医科学系	平成2年
工 学	環境地球工学	平成3年
薬 学	薬品作用制御システム	平成5年

注 【京大広報】No.372別冊、「京都大学を紹介する冊子」編集委員会編『京都大学——研究・教育の現状と展望』1997年版、211、249、281頁により作成。

第7章 京都大学の再編と発展

表 1-7-6 附置研究所における部門数の変遷
(昭和40～平成2年度)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年
化学研究所	20	20	20	20	21	19
人文科学研究所	13	14	15	17	19	20
胸部疾患研究所	5	6	7	7	7	4
原子エネルギー研究所	8	8	9	10	10	10
木質科学研究所	4	5	5	5	6	6
食糧科学研究所	5	6	6	7	7	8
防災研究所	14	16	16	18	19	16
基礎物理学研究所	4	4	4	5	6	10
ウイルス研究所	6	7	8	9	9	4
経済研究所	4	6	6	8	10	6
数理解析研究所	6	9	9	11	12	13
原子炉実験所	6	8	8	16	16	16
霊長類研究所	—	6	9	9	9	9
合 計	95	115	122	142	151	141

注 胸部疾患研究所は昭和41(1966)年までは結核研究所、昭和62(1987)年までは結核胸部疾患研究所、原子エネルギー研究所は昭和45(1970)年までは工学研究所、木質科学研究所は平成2(1990)年までは木材研究所。

各年度の『京都大学概要』に基づき作成。

究部門数の変遷を簡単に見ておくことにする。本学の附置研究所の数は、昭和42(1967)年に霊長類研究所が新設されて13となったが、そのうち文系の研究所は人文科学研究所と経済研究所のみで、他はすべて理系の研究所である。それらの研究所の研究部門総数は昭和40～45(1965～70)年には95から115へと著しい増加を遂げた。そして昭和45～50(1970～75)年には伸び悩みを示したが、昭和50～55(1975～80)年には再び20部門の増設が見られたのである。この急増は同じ時期の理系学部の講座数の停滞と際立った対照をなしているが、特に原子炉実験所の8部門の増設が大きな比重を占めている。附置研究所の部門数は、次の昭和55～60(1980～85)年には増加が鈍っており、さらに昭和60～平成2(1985～90)年になると10部門の減少を示している。こ

の部門数の減少は、昭和61(1986)年以降多数の研究所において既設部門の統合による大部門化が行われたことによるものである。

第4項 学部改組と拡充

この項では、平成4～9(1992～97)年の大学院重点化開始以前における各学部の改組と拡充について述べることにする。

まず文学部では、昭和40年代に現代史学、西南アジア史学、心理学第2の3講座が増設されたが、その後講座増設は極めてまれになり、昭和51(1976)年に大学院講座である比較社会学講座が客員講座の形で設置されたほかは、昭和60(1985)年までの12年間に僅かにフランス語学フランス文学第2講座が新設されたのみであった。しかし昭和61(1986)年以降講座増設のテンポが早まり、社会人間学、地域環境学各講座が新設されたのに続いて、平成4年度には言語科学、科学哲学科学史の両講座が増設された。そしてこの両講座に既設の心理学2講座と社会学、社会人間学、比較社会学、地理学、地域環境学各講座を加え、新たに第4学科として文化行動学科が開設された。

次に教育学部では、昭和26(1951)年から昭和33(1958)年にかけて講座数を着実に増やしていったが、その後昭和62(1987)年にかけては比較教育学、視聴覚教育、児童・青年心理学の3講座が新設されたに留まる。この間昭和51年には学部の編成がそれまでの1学科から教育学科、教育心理学科、教育社会学科の3学科へと改められた。次いで昭和63(1988)年には大学院独立専攻として臨床教育学専攻が設置された。以後、大学院教育研究科は、発足当初からの教育学専攻と教育方法学専攻に新たに臨床教育学専攻が加わって、3専攻から構成されることになる。

法学部では講座の増設は昭和29(1954)年以降久しく見られなかったが、昭和42～44(1967～69)年に国際政治学、日本政治外交史、社会保障法、ソビエト法の各講座が相次いで新設されることになった。講座の増設はその後しばらく途絶えたが、昭和51～55(1976～80)年には法社会学、政治過程論、比較

第7章 京都大学の再編と発展

政治論、国際取引法各講座が新設され、これにより法学部の講座数は、昭和30(1955)年の33講座から41講座に増加するに至った。また昭和54(1979)年には附属施設として国際法政文献資料センターが設立されている。

経済学部では、講座数は昭和37(1962)年以降長らく17に固定したままであったが、昭和53(1978)年頃から大講座制への移行の可能性が探られるようになり、昭和59(1984)年度に経営学科が大講座制化されたのを皮切りに、平成2(1990)年度までに全講座が大講座制に移行した。これにより経済学部は経済学科5講座と経営学科3講座から編成されることになった。また、その間昭和62(1987)年には大学院独立専攻として、現代経済学専攻が設置された。

次に理系の各学部について述べると、まず理学部の講座数は、昭和30年代および昭和40年代初めの相次ぐ増設によって昭和42(1967)年に60に達したが、その後は伸びが鈍り、昭和50(1975)年に67講座、昭和60(1985)年に69講座、平成2年にも71講座に留まっている。この間、学科の新設は昭和43(1968)年の生物物理学の設置のみに過ぎない。これに反して、理学部附属の研究施設等は昭和45(1970)年以降にむしろ急増を示した。すなわち、昭和43年には飛騨天文台が完成、昭和45年から昭和48(1973)年にかけて逢坂山地殻変動観測所、徳島地震観測所、地震予知観測地域センターが設置された。次いで昭和50年には機器分析センターが、昭和52(1977)年には地磁気世界資料解析センターと大宇陀観測所が設置され、昭和56(1981)年には琵琶湖古環境実験施設と気候変動実験施設がいずれも10年時限で設置されている。

次に医学部の講座数は、昭和35(1960)年の薬学科廃止により33となったが、以後昭和40年代には老年医学講座と医用材料学講座の2講座が新設されるに留まった。しかし昭和50年代には、核医学、神経内科学、心臓血管外科学、臨床検査医学の4講座が設置され、昭和55(1980)年に医用材料学講座が新設の医用高分子研究センターに振り替えられたものの、講座数は昭和59年には38となった。その後も昭和60年には大学院独立専攻として分子医学系専攻が設置され、昭和62年には形成外科学講座、さらに平成2年には独立専攻の脳統御医科学系専攻、平成4(1992)年には臨床代謝栄養学講座が、それぞ

れ設置された。また医学部の附属施設としては、昭和47(1972)年に動物実験施設、昭和48(1973)年に代謝研究施設(昭和52年免疫研究施設と改称)、昭和50(1975)年に先天異常標本解析センター、昭和54(1979)年に総合解剖センターがそれぞれ設置されている。

薬学部は、昭和36(1961)年の時点で薬学科、製薬化学科の2学科、13講座となったが、その後平成3(1991)年まで学科数、講座数とも変化がなかった。施設等の新設としては、昭和45(1970)年に環境調節栽培室を含む温室施設が完成したこと、また同年薬学部キャンパス内に、また昭和47年には宇治地区にも薬木園が完成し、昭和48年には附属薬用植物園が正式に設置されたことが挙げられる。新講座の設置は絶えてなかったが、平成5年になって大学院独立専攻の薬品作用制御システム専攻が設置された。

工学部でも昭和33～44(1958～69)年には学科や講座の新設が相次いだが、その後は学科の増設・拡充は稀になった。講座数は昭和45年の154から昭和50年には159と漸増を示したに留まる。その中にあって注目されるのは、昭和45年4月にわが国で最初の情報工学科が設置されたことである。また既設学科の改組拡充の例としては、昭和50年の物理工学科の創設がある。講座の増設は昭和50年代以降一層稀になったが、この時期について特筆すべきは、大学院独立専攻の設置という形で、特に境界領域の研究の推進を目指して講座の増設が図られたことである。まず昭和56(1981)年の福井謙一教授のノーベル化学賞受賞を契機として、昭和58(1983)年に分子工学専攻が開設され、次いで昭和62(1987)年には応用システム科学専攻、平成3年には環境地球工学専攻がそれぞれ発足することになった。また工学部附属実験施設としては、昭和53(1978)年にイオン工学実験施設、昭和60年には環境微量汚染制御実験施設(平成7年、環境質制御研究センターとなる)、昭和61(1986)年には重質炭素資源転換工学実験施設(10年時限)、さらに平成元(1989)年には高度情報開発実験施設、平成4年にはメゾ材料研究センターがそれぞれ設置された。

最後に農学部では、昭和30年代に進行した学科、講座、施設の増設は昭和

第7章 京都大学の再編と発展

40年代にも続き、講座数は昭和40(1965)年の38から昭和50年には53へと著しい増加を遂げた。昭和42(1967)年の食品工学科に続いて昭和47(1972)年には畜産学科が新設され、また附属施設としては、昭和46(1971)年に植物生殖質研究施設、昭和47年に水産実験所、昭和49(1974)年には附属牧場が設置された。その後学科の増設はなかったが、昭和56(1981)年に大学院独立専攻として熱帯農学専攻が設置された。また昭和57(1982)年には附属生物細胞生産制御実験センターが開設をみたが、平成2年農芸化学学科の改組に伴って同センターは廃止され、その研究領域は4つの講座として農芸化学学科に加わることになった。

第5項 附置研究所の改組と拡充

次に昭和43(1968)年頃以降の附置研究所の改組と拡充について、昭和61年以降の大部門化の動きを含めて概観を試みよう。

まず化学研究所は昭和43年に京都大学の研究所総合計画に伴い高槻市より宇治市五ヶ庄に移転した。この時点で既に20部門、1施設を擁したが、その後大部門として新機能材料(昭和57年)、抗癌医薬開発(昭和58年)、材料物性基礎(昭和62年)の各研究部門が新設され、他に生体機能設計研究部門(昭和60年)、附属核酸情報解析施設(昭和56年)が創設された。そして平成4(1992)年には、より効率的で新しい課題に柔軟に対処し得る研究態勢を整えるために全研究部門が大部門化され、従来の16研究部門・3大部門・2附属施設から、9つの大部門と2施設へと改組された。

次に人文科学研究所は、昭和43年時点で13部門と附属施設としての東洋学文献センターからなっていたが、その後日本文化(昭和44年)、現代中国(昭和50年)、宗教史(昭和55年)、言語史(昭和63年)の各部門が増設され、また比較文化(昭和53年)、比較社会(昭和56年)、日本学(昭和60年)が客員部門として新設されて、合計20部門、1附属施設へと拡充された。

結核研究所は昭和42(1967)年に結核胸部疾患研究所と改称され、以後研究

課題は、臨床系では広く呼吸器疾患全般に拡大され、基礎系では生命科学全般に及ぶようになった。以後、昭和46(1971)年に臨床肺生理学部門、昭和56(1981)年に附属感染免疫動物実験施設が新設されるに留まったが、昭和63(1988)年に至って研究組織を全面改組し、名称も現在の胸部疾患研究所と改めた。この改組は、従来の7部門を4つの大部門に統合するとともに、1つの部門に基礎分野と臨床分野を配置し、協同的作業によって設置目的である「胸部疾患に関する学理およびその応用の研究」を達成しようとするものであった。

次に工学研究所は、昭和41～44(1966～69)年に宇治地区へ移転を完了した後、昭和46年「原子エネルギーの開発と利用に関する学理とその応用の研究」を設置目的とする原子エネルギー研究所へと名称を変更し、名実ともに原子力の研究所となった。本研究所の研究部門は昭和36(1961)年以来長らく8部門に固定していたが、昭和47(1972)年に原子炉事故解析研究部門、昭和52(1977)年には原子エネルギー変換研究部門(客員部門)が新設されて、9固定部門と1客員部門をもつようになった。本研究所は平成8(1996)年4月にはエネルギー理工学研究所へと改組されるが、それについては後述する。

木材研究所では、設立以来の3研究部門にその後木質科学(昭和38年)、リグニン化学(昭和42年)、高耐久性木材開発(昭和59年、時限10年)の3部門が加わって6部門となった。しかし、新たに発展を遂げてきた研究領域である「木質科学」を対象とする新しい研究体制の必要性が明らかになり、平成3(1991)年には木質科学研究所と名称を変更し、研究組織も従来の6部門から、3つの大研究部門(木質生命科学、木質バイオマス、木質材料機能の各研究部門)と1客員研究部門(木質環境研究部門)に再編されることになった。

次に食糧科学研究所では、昭和42(1967)年の食品分析研究部門の設置以後、部門新設のテンポは緩やかとなったが、昭和51(1976)年に食糧安全性(7年時限)、昭和58(1983)年に食品プロセス(10年時限)、昭和62(1987)年に地域伝統食品(外国人客員部門)、平成5(1993)年に新食品設計の各研究部門が設置された。その間に応用研究から基礎研究への転換が生じ、とりわけ生命

第7章 京都大学の再編と発展

科学、環境科学等との学際的研究が重要性を増したが、従来の小部門制では研究協力を円滑に行うことが困難であるため、平成7(1995)年度より既存の8研究部門を食糧生産環境、食品構造機能、食糧設計利用の3つの大研究部門へと再編成することになった。

防災研究所は昭和38(1963)年から昭和46(1971)年までにその研究組織を飛躍的に拡充し、16部門、11実験所・観測所を数えるようになった。また昭和45(1970)年には研究部・事務部が宇治構内に統合されて、研究体制の結束が図られた。その後も3つのセンターのほか微小地震研究部門など4つの研究部門と宮崎観測所が新設され、昭和61(1986)年には19の研究部門と15の附属研究施設を擁することになったが、平成2(1990)年に至り地震予知研究計画の効率的な推進を図るために、本研究所の関連3研究部門と5観測所および理学部の関連4附属施設を統合して防災研究所附属の地震予知研究センターが設立された。この改組の結果、本研究所の部門数は16、また附属研究施設の数11となったが、さらに平成8年度には、部門・附属施設の整理統合によって、5大研究部門・5附属研究センターからなる全国共同利用の研究所に改組された。

基礎物理学研究所は昭和28(1953)年の創設以来長らく4部門の小規模な組織のままであったが、昭和55(1980)年になって統計物理学部門(時限7年、昭和62年廃止後非線形物理学部門)が新設され、次いで昭和57(1982)年には外国人客員部門である素粒子論的天体物理学が開設された。しかし本研究所にとってはるかに重大な出来事は、平成2(1990)年6月における広島大学理論物理学研究所との統合である。この結果、基礎物理学研究所は格段に拡充強化されて、理論物理学全般にわたる9つの固定部門と1外国人客員部門を有する全国共同利用研究所として再出発したのである。

次にウイルス研究所は昭和31(1956)年発足時の2部門から昭和37(1962)年には6部門に拡充されたが、その後遺伝学(昭和43年)、細胞ウイルス学(昭和49年)、神経ウイルス病(昭和52年、客員)各研究部門が設置され、計9部門となった。また昭和53(1978)年には附属施設としてウイルス感染動物実験施設

が設置された。さらに昭和62(1987)年から平成2年にかけて大部門制への移行が行われ、従来の9部門、2附属施設はがんウイルス、遺伝子動態調節、生体応答学、細胞生物学の4つの大部門と免疫不全ウイルス研究施設およびウイルス感染動物実験施設へと再編成されることになった。

経済研究所の研究組織は、昭和37(1962)年発足時の2部門から昭和41年には6部門へと拡張されたが、その後昭和52年から昭和58(1983)年にかけて環境経済、比較経済体制(10年時限)、現代経済分析(客員)、比較経済分析(外国人客員、平成5年に国際政治経済研究部門に改組)の各研究部門が増設され、10部門を数えるに至った。次いで昭和61(1986)年には大部門制への移行が行われ、客員部門を除く既設の8部門は数量産業分析、経済計画、資源環境、比較経済の4大研究部門に改組された。その後平成6年に資産経済研究部門が増設され、2つの客員部門を加えて7つの研究部門をもつことになる。

昭和38(1963)年設置の数理解析研究所は、昭和42(1967)年までに発足時の計画による9部門の完成を見たが、その後は昭和46(1971)年附属数理応用プログラミング施設が設置されたほかは、研究部門の新設はしばらくの間途絶えた。しかしその後、昭和53(1978)年に大域解析学、昭和55(1980)年に数理解析(外国人客員)、昭和59(1984)年に代数解析(時限10年、平成6年廃止)、平成元(1989)年に数理物理学、平成4(1992)年に代数多様体論、平成6(1994)年に代数解析学、平成7(1995)年に応用数理(外国人客員)と新しい研究部門が次々に設置され、15部門を数えるに至った。

同じく昭和38(1963)年に6研究部門で発足した原子炉実験所は、昭和40年代には2部門の増設を見たのみであったが、昭和50年代に入ると飛躍的な拡大を遂げた。昭和50(1975)年に附属原子炉応用センター、昭和51(1976)年には原子炉核特性、放射線物性の2研究部門と附属原子炉医療基礎研究施設が開設された後、昭和52(1977)年には一挙に6部門が増設されて、16の研究部門と2つの附属施設を数えるに至った。ところでこのような研究部門等の整備は、昭和43(1968)年に研究用原子炉(KURまたは1号炉)の熱出力が5,000kWに上昇した後に進められた高中性子束炉(KUHFRまたは2号炉)建設計

第7章 京都大学の再編と発展

画を柱とするものであったが、しかし平成3(1991)年にこの2号炉計画が撤回されたために、1号炉の整備充実を柱として、平成7(1995)年に研究部門等の改組が行われ、従来の16部門は6つの大研究部門に再編成された。

昭和42(1967)年に2部門で発足した霊長類研究所は昭和44～50(1969～75)年に7研究部門が増設されて、当初に予定された9研究部門が完成を見た。また附属施設として昭和44年に幸島野外観察施設およびサル類保健飼育管理施設が設置されたが、前者は昭和58(1983)年にニホンザル野外観察施設へと拡充・発展することになる。その後、平成5(1993)年に至り学際的研究の推進のために大部門制へ移行することになり、従来の9部門は4つの大部門(進化系統、社会生態、行動神経、分子生理の各研究部門)に統合された。続いて平成6年度には、新しいチンパンジーの飼育・研究施設であり野外観察施設と資料標本室を兼ねた類人猿行動実験研究棟が新築された。

最後に、昭和40(1965)年に生物構造研究部門1部門で発足した東南アジア研究センターは、昭和42～53(1967～78)年に計6部門、昭和50(1975)年には本学最初の外国人客員研究部門を含めて2部門が新設されて、合計9部門となった。しかしその後は昭和55(1980)年に地域研究第2(国内客員)研究部門、昭和59(1984)年に水文環境研究部門、昭和61(1986)年に東南アジア諸語文献(外国人客員)研究部門の3部門が新設されたに留まる。平成元(1989)年には本センターでも大部門制への移行が行われ、客員部門を除く従来の9つの研究部門は生態環境、社会生態、統合環境、地域発展、人間環境の5つの大研究部門に再編された。

第6項 教育研究施設および医療技術短期大学部の 新設と拡充

昭和43(1968)年以降に新設あるいは改組された部局のうち、大学院人間・環境学研究科、総合人間学部、大学院エネルギー科学研究科、エネルギー理工学研究所等については別項に譲り、ここでは平成6(1994)年までに設置さ

れた研究センターをはじめとする教育研究施設および医療技術短期大学部について述べることにする。

昭和43年以降の京都大学における新部局の設置第1号は、大型計算機センターであった。本センターは、全国の大学を中心とする研究者が学術研究のための計算や情報処理を行うのに利用する全国共同利用施設として、昭和44(1969)年4月に設置された。わが国の大学における大型計算機の設置が具体化したのは、日本学術会議の昭和38(1963)年5月および昭和40(1965)年12月の勧告をきっかけとしてであった。これを受けて文部省は全国7大学に順次大型計算機センターを設置する計画を立て、昭和41(1966)年まず東京大学に設置したが、京都大学においても設置の要望が全学的に高まる中、昭和44年1月より計算機システムの運用が開始され、同年4月大型計算機センターが正式に発足、初代センター長には石原藤次郎工学部教授が就任した。

次いで昭和46(1971)年4月には放射性同位元素総合センターが学内共同利用施設として設置された。本センターは、放射性同位元素に関係する施設・設備を管理運営し、全学の共同利用に供するとともに、放射性同位元素等使用者のための教育訓練、また全学の放射性同位元素等の安全管理に関する実務を担当し、併せて放射性同位元素に関する基礎的・応用的研究を行う部局である。初代センター長(兼任)には清水栄化学研究所教授が就任した。

昭和47(1972)年5月には、学生の体育活動の指導・助言その他学生の体育指導に関する専門的業務を行う部局として、体育指導センターが設置された。同年9月にはセンターに関する重要事項を審議するために、教養部保健体育担当教官若干名、学生部長、学生部委員会委員若干名、保健管理センター所長、体育指導センター所長からなる体育指導センター管理運営委員会が発足、同年10月初代センター長に田村喜弘教養部教授が就任した。

さて、昭和30年代後半から昭和40年代にかけては、医療技術の急速な高度化に伴って、医療技術者に対する教育の質的向上が必要となった。この社会的要請に対して文部省は国立大学に医療技術短期大学部を併設する構想を打ち出し、昭和42(1967)年まず大阪大学に、次いで昭和46～48(1971～73)年に

第7章 京都大学の再編と発展

九州、金沢、東北の各大学に、医療技術短期大学部が設置された。その頃から京都大学においても医療技術短期大学部設置の気運が高まり、昭和49(1974)年4月には森本正紀附属病院長を委員長として設置準備促進委員会が発足した。そして翌昭和50(1975)年4月22日、昼間3年課程の国立短期大学部として、医療技術短期大学部が京都大学に併設され、岡本道雄総長が学長に、村地孝医学部教授が主事に、いずれも兼任で就任した。4月25、26日には入学試験が行われ、5月6日には入学式が挙行された。

本医療技術短期大学部は、近年における医学の進歩と医療内容の高度・複雑・広範化に即応して、さらに充実した一般教育、専門教育および技術を教授し優れた医療技術の専門家を多数育成するために、従来の医学部附属の各種学校を発展的に解消して創設されたものである。初年度は看護科(昭和51年看護学科と改称、入学定員80名、3年制)と専攻科助産学特別専攻(定員20名、1年制)の1学科1専攻であったが、翌昭和51(1976)年度に衛生技術学科(定員40名、3年制)が増設された。また、昭和50(1975)年から昭和53(1978)年にかけて鉄筋コンクリート造り、地上4階、地下1階建ての新校舎が医学部附属病院旧眼科学教室跡地に建設された。さらに昭和57(1982)年4月には、リハビリテーション専門職の教育機関として理学療法学科と作業療法学科(いずれも定員20名、3年制)が新設され、それに伴って北棟新校舎(鉄筋コンクリート造り、地上5階、地下1階建て)が増築された。平成9(1997)年5月1日現在の教職員数は、京都大学総長が兼ねる学長、兼任の部長のほか、一般教育を含めて教授18、助教授15、講師5、助手14、事務官等12となっている。

次いで昭和51年5月にはヘリオトロン核融合研究センター(初代センター長宇尾光治工学部教授)が開設された。本学では昭和41(1966)年4月に京都大学における核融合研究センターとして、工学部附属の超高温プラズマ研究施設が設置されたが、ヘリオトロン核融合研究センターはこれを改組・転換し、学内共同教育研究施設として設置されたものである。昭和51年にはヘリオトロンE強磁場高温プラズマ実験装置の建設が始まり、昭和55(1980)年春には装置が完成し実験が開始された。昭和56(1981)年には高周波加熱の研究を主

目的とする補助的装置として、ヘリオトロン DR 装置による研究も開始された。

同じく昭和51年5月に発足した放射線生物研究センター(初代センター長菅原努医学部教授)は、放射線の生物への影響に関する基礎的研究を行う全国共同利用施設として設置されたものである。初年度にはまず放射線システム生物学研究部門が設置され、その後核酸修復客員研究部門(昭和52年)、突然変異機構研究部門(昭和53年)、晩発効果研究部門(昭和58年)、放射線類似作用客員研究部門(昭和62年)が設置されて、3つの固定研究部門と2つの客員研究部門から構成されることになった。

翌昭和52(1977)年4月には環境保全センターが学内共同利用施設として設立された(初代センター長小野木重治工学部教授)。その目的は、教育研究等の活動に伴って発生する廃棄物の適正処理等により環境保全を図るとともに、廃棄物処理等に関する研究を行い、また環境保全に関する基礎教育に協力することであった。前述のように、昭和47(1972)年4月に設置された廃棄物処理等専門委員会は、同年7月以降学内の排水路から金属水銀が相次いで発見される中、全学的な廃棄物処理基準案を作成して各部局における処理体制の整備を促したが、その後も廃棄物に対する応急対策や今後の処理に関する具体的方法について検討を重ねてきた。この業務は新設の環境保全センターがその業務の一部として引き継ぐことになり、廃棄物処理等専門委員会は、本学全体の環境保全を図るための基本的な方策を調査審議することを任務とする「環境保全委員会」に改組、移行することになった。また廃棄物処理の装置として京都大学有機廃液処理装置(KYS)が昭和49(1974)年度に建設され、翌昭和50(1975)年10月から本格運転に入っていたが、環境保全センターの発足によりこの有機廃液処理装置は同センターに移管された。なお、昭和55(1980)年3月には新たに無機廃液処理装置(KMS)が完成された。この年には本センターに関連した「京都大学排水・廃棄物管理等規程」「京都大学廃棄物処理基準」等が制定され、KYS および KMS は環境保全センター管理の装置として本格的に稼働し始めたのである。

第7章 京都大学の再編と発展

昭和52年7月には、埋蔵文化財研究センターが学内措置として設置された。その目的は、京大構内に残る埋蔵文化財の調査を、建物や施設の建設に当たって文化財保護法の主旨に則って実施し、その調査成果の出版とこれらを基礎に置いた研究を進めることにある。初代センター長には樋口隆康文学部教授が就任した。

続いて昭和53(1978)年4月には、本学における情報処理教育のための学内共同利用教育研究施設として情報処理教育センターが開設された。本学における教育研究のための計算サービスは、昭和41(1966)年に設置された京都大学計算センターが担っていたが、大型計算機センターの設置後、計算機利用を通じて情報科学とのかかわりが深まるにつれて、その教育についての関心が高まり、情報処理教育のためのセンターの必要性が強く認識されるようになったのである。その設置目的は、教育用計算機システムを管理運用し教育のための学内の共同利用に供するとともに、情報処理教育に関する研究開発を推進し、また情報処理についての共通的基礎教育を行い、学部・研究科における専門教育に係る情報教育に協力することにあった。初代センター長(兼任)には大野豊工学部教授(計算センター長)が就任した。

昭和55(1980)年4月には、医学と工学との学際領域としての医工学を創り出すために、医用高分子研究センターが時限10年の学内共同教育研究施設として新設された(初代センター長山室隆夫医学部教授)。発足時は歯科材料応用研究部門(医学部医用材料学講座を振り替え)と材料物性研究部門の2部門のみであったが、昭和59(1984)年までに4部門が増設され、計6部門で完成を見た。

この医用高分子研究センターが平成2(1990)年3月、10年の時限の到来により廃止になるため、早くから新しいセンター設置の計画が練られていたが、平成2年6月生体医療工学研究センターが発足し、新センター長には医用高分子研究センター長の筏義人教授が就任した。新センターの設置とともに研究組織は再編され、生体材料学、生体工学、人工臓器学の3つの大研究部門から構成されることになった。

第2節 教育・研究体制の再編と拡充

翌昭和56(1981)年4月には、超高層および中層大気に関する電波観測およびこれに関する研究を行う全国共同利用施設として、超高層電波研究センターが設置された。本センターは既設の工学部附属電離層研究施設を改組して発足したもので(初代センター長加藤進教授)、既設の超高層物理学、超高層電波工学の2部門に加えて、新たにレーダー大気物理学研究部門、数値電波科学研究部門、レーダー大気環境科学研究部門(外国人客員)、レーダー情報処理室およびセンターの中心設備であるMUレーダーならびに電波科学計算機実験装置(KDK)が設置された。

昭和61(1986)年4月には、アフリカ地域に関する総合的研究を目的として、アフリカ地域研究センターが設置された(初代センター長伊谷純一郎教授)。本センターは、京大におけるアフリカ研究の伝統である生態学的方法によりながら、自然・人・文化の基礎的研究を3つの柱として高次の学際的研究を目指すものであり、その発足時には乾燥帯生態系、湿潤帯生態系の2基礎研究部門と国内客員部門の歴史・先史研究部門とからなっていたが、昭和63(1988)年度に生業構造研究部門、平成4(1992)年度には外国人客員部門としてアフリカ学研究部門が増設され、5部門となった。

昭和63年4月には、組み換えDNA実験に関する教育研究とその実験の促進および安全確保を目的として、遺伝子実験施設が学内共同教育研究施設として設置された(初代施設長本庶佑医学部教授)。本施設は当初、1分野(専任教員2名)で出発したが、その後、ヒトをはじめとする代表的生物の全遺伝子情報の決定とそれに基づく新たな研究の推進という動向が強まる中で、平成4年4月ヒト・ゲノム解析分野が新設され、これに伴い既設の分野は遺伝子解析分野と改称され、本施設の研究部門は1部門2分野の体制となった。

昭和63年の国際交流センター、平成2(1990)年の留学生センターの設置については、のちに国際交流の項で述べるが、平成3(1991)年4月には、生態学の基礎的研究を推進する10年時限の全国共同利用施設として生態学研究センターが設置された。京都大学では昭和39(1964)年4月に理学部の附属施設として植物生態研究施設が設立されたが、昭和47(1972)年には特殊環境生物

第7章 京都大学の再編と発展

学部部門が増設され既設の植物生態学部門との2部門編成となった。その後も大津臨湖実験所の改組や植物生態研究施設の部門増が理学部から要求されてきたが、平成3年になって生態学研究センターという形で実現を見たのである。なお、これに伴い既存の大津臨湖実験所および理学部附属植物生態研究施設は移行、廃止された。生態学研究センターの初代センター長は川那部浩哉教授で、研究組織は当初生態構造、生態進化、水域生態、温帯生態、熱帯生態の5研究部門からなっていたが、平成5(1993)年寒帯生態研究部門、平成7(1995)年には生態複合研究部門がそれぞれ増設され、7部門を備えることになった。

最後に、平成6(1994)年6月には学内共同利用教育研究施設として高等教育教授システム開発センターが開設された。本センターは、従来教授者個人の創意工夫に委ねられてきた教育・教授の方法を改めて組織的に検討し直すことを通じて、大学レベルでの「教授法」を早期に開発することを目的としており、教育学部メンバーによる研究グループのこの課題に関する活動実績を核として形成されたものである。初代センター長には岡田渥美教育学部教授(兼任)が就任し、平成7年度までに大学教授法研究部門と大学教育評価システム研究部門の2部門が設置された。

第7項 教養部改組の検討と総合人間学部の設置

前節で述べたように、教養部においては昭和45(1970)年5月7日に教養部特別委員会が設置された。この委員会が昭和48(1973)年6月に教養部教授会に提出した報告書は、それまでの理念先行型試案に対し改革の基礎的データとしての実証的資料を多角的に集め、一般教育の導入と教養部の成立およびその歴史を述べ、教養部における研究・教育の現状について資料にそって解説したものであった(以下この項については、総長西島安則「教養部にかかわる構想検討委員会からの報告について(所感)」『京大広報』No.346に依拠)。

この教養部特別委員会の後、教養部では昭和52(1977)年5月に「教養部改

善検討委員会」を設置して、具体的な改革案作りに取り組むことになる。この委員会では、3次にわたる検討を経て、教養部を基盤とする研究科設置の構想が練られ、その討議結果をまとめて、昭和53(1978)年11月24日独立研究科として「科学基礎研究科」を設置する案が、上田正昭教養部長から岡本道雄総長に上申された。そしてこの設置案を全学的見地から検討するために、同年12月5日に「科学基礎研究科設置案等調査検討委員会」(委員長藤澤令夫文学部教授)が設けられた。

同委員会は検討を重ねた後、昭和54(1979)年5月22日、科学基礎研究科設置案を委員会として了承し得る旨を岡本総長に報告し、同設置案は大学院審議会および評議会の承認を得て教養部からその概算要求が提出された。しかし、その後毎年概算要求が継続されたが実現に至らず、昭和57(1982)年には教養部から修正案が提出された。この修正案の要点は、基本的には当初の設置案の構想を保ったままで経過措置として、独立研究科としての科学基礎研究科と併せて、既存の研究科に独立専攻を置く方式であって、これらの独立専攻は将来、科学基礎研究科に統合するというものであった。科学基礎研究科設置案等調査検討委員会はこの修正案について、関係各部局の意見を徴しつつ検討したが、その結果種々の問題点が指摘されるに至ったので、昭和59(1984)年7月4日沢田総長に最終報告を行い、「科学基礎研究科」の構想については抜本的に再検討する必要があると答申した。そしてこの方針をより有効に推進するために、昭和59年10月9日、新たに「教養部にかかわる大学院問題検討委員会」(委員長藤澤令夫教授)が設置され、従来の科学基礎研究科設置案等調査検討委員会は廃止された。

その後、新たに発足した上記委員会は、従来の科学基礎研究科に代わる新しい研究科構想について全学的立場から検討を進め、昭和60(1985)年7月独立研究科としての「学術総合研究科」の設置構想について成案を得てこれを沢田総長に報告、この設置案は大学院審議会および評議会の承認を経て概算要求されることとなった。この新しい大学院構想の骨子は、従来大学院組織の基盤となっていなかった教養部や附置研究所・センター等の広範な学問領

第7章 京都大学の再編と発展

域の教官を結集し、「人類のよりよき生存の条件と可能性の探求」を基本的課題としつつ、諸学問の全体的連関を見据えた総合的な教育と研究指導を行うおうとする点にあった。

以上のように、教養部の改革に関しては教養部の学部化を一時断念して、いわゆる「なか抜き」の大学院研究科の設置が目指されたのであるが、昭和60年12月に就任した西島安則総長は、昭和61(1986)年6月「教養部にかかわる大学院問題検討委員会」に対し、学術総合研究科設置構想についてその実現を図る方向で審議・検討を進めるとともに、これとの関連の下に教養部および教養課程のあり方についても積極的に審議・検討するよう要請した。同年12月には同委員会から、検討の結果、教養部のあり方については学部化が望ましいとし、またこれとの関連において教養課程のあり方についても再検討が必要であるとする見解が総長に報告された。

こうして昭和62(1987)年4月、「教養部にかかわる大学院問題検討委員会」を廃止し、新たに「教養部にかかわる構想検討委員会」(委員長藤澤令夫教授)が設置された。同委員会においては教養課程および教養部にかかわる学部・研究科構想について、教養部内において進められている改革案の内容を考慮し、また各学部、研究所、研究センターに意見を徴しつつ調査・検討を進めて基本方針を策定し、昭和62年10月16日これを総長に報告した(『京大広報』No.346)。その骨子は、①現在の教養部を廃止し、これを母体として新たに「教養学部」を設置する、②上記新学部の発足とともに、現行の教養課程と専門課程との制度的な区分を廃止する、③上記の改革に対応して、既に成案のある独立研究科「学術総合研究科」設置構想については、その本来の目的と趣旨に沿った整備拡充を行う、などであった。

「教養部にかかわる構想検討委員会」は上記報告を基に改めて教養部改組に向けての具体的検討を進め、平成元(1989)年1月21日、①総合人間学部の新設について、②京都大学における教養課程教育の改革案、③学術総合研究科の基本構想、の3項目について構想をまとめ、西島総長に報告した(『京大広報』No.366別冊)。それによれば、総合人間学部設置の目的は「自然と人

間との新たな全体的調和」という理想の実現に向けて、「これ迄の人文主義的教養や単なる総合的教養教育の枠を超え」「文明と人間性の新たな次元を開く画期的な研究・教育を可能にする」ためであり、この目的に沿って人間学科、国際文化学科、基礎科学科、自然環境学科の4学科が置かれることになる。また総合人間学部の発足とともに教養課程と専門課程との区別を廃止し、一般教育と専門教育を同時に4年間一貫した形で実施するとともに、現行の専攻に相当する主専攻に加えて新たに副専攻を設けること、そして、総合人間学部が一般教育の実質的な責任部局となるが、全般的改革のためには、全学の協力とともにカリキュラムの調整・企画に当たる全学的な委員会を組織する必要があること、が述べられている。さらに学術総合研究科の構想としては、「総合的な研究・教育を目的とした独自の大学院研究科を組織し、学内外に向けて弾力的に開かれた研究・教育の拠点を設立しよう」とするものであることが強調されている。この報告は、昭和53(1978)年12月科学基礎研究科設置案等調査検討委員会が教養部における研究科設置案の構想を受けて検討を始めて以来、10年間の一貫した審議の集大成ともいうべきものであった。この学術総合研究科構想の専攻などを改編する形で、平成3(1991)年4月まず独立研究科の人間・環境学研究科が設置された。次いで平成4(1992)年10月には総合人間学部が開設され、教養部は翌平成5(1993)年3月末をもって廃止された。昭和44年の大学紛争時に始まった教養課程および教養部の改革への動きは、ここによりやくゴールにたどり着いたのである。

総合人間学部は上記の4学科、13講座、入学定員130名で発足し、平成5年4月に第1期入学者133名を受け入れた。平成7(1995)年度には最初の学生が3回生に進学し、本格的な学部教育が開始され、平成8(1996)年度末には第1期の卒業生を送り出すことになった。教職員数は平成8年5月現在で教授74名、助教授61名、助手18名、その他の職員(定員内)74名である。本学部の教官は、専門科目および全学共通科目の授業を担当するほか、大多数が人間・環境学研究科の協力講座に参加して、大学院教育に直接携わってい

る。また、学部の管理運営機構は教養部時代とは大きく変更され、教授会は教授および助教授から構成されることになった。

第8項 大学院の改革

1. 大学院制度検討委員会の活動

大学紛争のさ中に緊急の課題として提起された大学院制度の改革については、昭和48(1973)年2月6日の評議会で総長の諮問機関として設置された「京都大学大学院制度検討委員会」が中心となって、全学レベルでの検討が進められることになった。同委員会は5月1日第1回の会議を開き、委員長に平場安治法学部教授を選出した。発足に当たって委員会に課せられた任務は、本学大学院制度の改善について、当時大学設置審議会で検討されていた大学院設置基準に適合し、かつ実施可能な案を策定すること、併せてその案についての学内の意見の調整を行うことであった。

さて、昭和49(1974)年6月20日には大学院設置基準が制定公布され、翌昭和50(1975)年4月1日から施行されることになった。また大学院設置基準の施行と同時に学位規則も改正された。この設置基準によれば、修士課程の目的は「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」と定義され、研究能力の涵養のみならず高度の専門教育もまた修士課程の目的の1つとして掲げられることになった。また博士課程の目的についても、それまで「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野に関し研究を指導する能力を養うこと」(大学院基準・第1「趣旨」の3)と定められていたのに対して、設置基準では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」(第4条第1項)と定められた。

これより先、大学院制度検討委員会は昭和48年10月から本学の大学院の実

態について詳細な調査を行い、翌昭和49年2月から大学院制度の改善について審議を始めた。そして大学院設置基準をも考慮に入れながら、学内の意見を徴して、同年11月15日「大学院制度改善に関する中間案」を作成、これを学内に公表して広く意見を求めた。そして各部局、個人、団体からの多数の意見を調整して答申案を作成し、これについて学内に重大な意見の相違が存在しないことを確認した後、昭和50(1975)年3月31日基本の方針として「大学院制度の改革について」を岡本総長に答申した(『京大広報』No.109)。

この答申はまず前文において、全学共通の問題として、「本来は教育課程として独立性をもつべき大学院が、学部依存せざるを得ないような制度的制約等のために、その自由な発展が妨げられており、かつ、人的・物的条件の整備が極めて不十分な状態におかれているという事実」を指摘した上で、大学院制度の当面の改革を提案している。その中には注目すべき提案として、①研究科は学部とは別の、大学院教育のための組織であることを制度として明確にすること、②現在の研究科を存続させ、その充実を図ると同時に、学問の総合化および今後における学問の発展を考慮して、学部・学科に対応しない研究科・専攻を設置することを認めること、などが含まれている。

大学院制度検討委員会は、上の答申に沿った規程の改正について審議を始めたが、上述の大学院設置基準の施行に関連して緊急に必要な通則改正についてまず答申し、それは昭和50年6月24日の評議会で決定された(『学報』3638号)。その主な内容は、京都大学大学院の各研究科を博士課程(修業年限5年、ただし医学研究科は4年)とし、医学研究科を除く各研究科ではこれを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前者を修士課程として取り扱うこと、また博士後期課程の修了の要件として従来の「専攻科目20単位以上の学修」を廃して「同課程に3年以上在学して、研究指導を受けたうえ博士論文の審査及び試験に合格すること」としたことである(医学研究科については50単位以上修得が要件)。

さて、委員会では、大学院に関連する規程の整備を京都大学通則および学

第7章 京都大学の再編と発展

位規程の改正と、大学院の管理運営に関する規程の新設という形で行うことにし、数個の他大学の実情調査なども行って原案を作成した。通則改正は「第3章 大学院」にかかわるもので、上述の課程の名称および修了の要件に関する改正条項を含むほか、博士後期課程への入学資格の1つとして外国における修士相当課程の修了者を加えたこと、博士後期課程の学生が他大学の大学院、研究所等で研究指導を受け、または休学することなく外国の大学の大学院等で修了に必要な研究指導を受けることができるとしたこと、などが重要な点である。学位規程の改正においては、学位論文の印刷公表についての規程が新たに設けられた。これについては昭和49(1974)年の学位規則改正によって、学位論文の全文に代えてその内容の要約を印刷公表できることになったが、京大では従来の基準を維持するのが適当と考えて、「博士の学位を授与された者は学位を授与された日から1年以内に当該学位論文の全文を、又はやむを得ない事由がある場合には、その内容の主要部分を印刷公表するものとする」(第14条)と定めたのである。また大学院の管理運営については京都大学大学院審議会規程と京都大学大学院研究科会議規程とがあったが、これを1つにして通覧の便を図るとともに、新たに研究科長などに関する規定を加えて、「大学院の管理運営に関する規程」(『学報』3687号)を設けることにしたのである。

委員会ではこれらの原案を各部局に示して意見を求め、また拡大部局長会議等の機関とも協議して、京都大学通則改正案、京都大学学位規程改正案および京都大学大学院の管理運営に関する規程案を作成し、岡本総長に答申、これは昭和51(1976)年6月8日の評議会で審議、可決され、同日から施行されることになった(『学報』3687号)。委員会はその後各研究科規程の改正案の検討と調整を行い、その結果は昭和52(1977)年3月15日の評議会で決定された(『学報』3726号)。大学院制度検討委員会はこれによってその任務を完了し、昭和52年3月29日の評議会の決定によって解散したのである。

2. 大学院審議会制規等専門委員会の設置

以上のように、大学院制度検討委員会は本学大学院の新制度を発足させることを任務としたが、なお未審議の事項や残された問題も多く、それらは大学院審議会で引き続き審議されることになった。大学院審議会は、かつては大学院に関する事項についての総長の諮問機関であったが、上述の管理運営に関する新規程により大幅に改組・拡充され、大学院の組織・制規・教育並びに学位についての全学的事項を審議する機関となった(『京大広報』No.177)。昭和52年1月11日に開かれた第1回の会議では「制規等専門委員会」を設置することが決定されたが、その任務は、大学院に関する規程等についての審議会からの諮問事項を検討することであった。制規等専門委員会は2月14日に第1回の会議を開き、委員長に吉沢尚明理学部教授が指名された。委員会はその後大学院の制度と運営について検討を続け、各部局等の意見を聴取した上で、5期10年にわたる審議結果を集大成して昭和62(1987)年1月23日最終答申「大学院の整備・充実について」を提出し、2月10日の大学院審議会で承認された(『京大広報』No.326別冊)。この答申は、研究科・専攻の設置・充実、学術的な内発的必然性に基づくと同時に社会等からの外的要請をも考慮することが適当とした上で、分野間の交流を進めるための一方策として独立専攻あるいは独立研究科の設置を提案している。また教員の研究条件・環境の改善のためには事務機構の改善・充実が重要であり、特に技官等の増員が望ましいと述べていること、博士課程の修業年限を一律のものとせず、分野によっては弾力化すること、さらに他の大学の研究者・教員の研修や社会人の継続教育のための組織や機関を研究科に設けることなどを提案しているのが注目される。

次いで第6期の制規等専門委員会は昭和62(1987)年4月に発足したが、5月8日開催の第1回委員会において西島総長は、制規等についてはこれまでの審議でほぼ検討が終わっているので、今後は特に大学院における教育・研究の全般にかかわる諸課題について具体的な検討がなされることを期待する

と述べた。これをうけて第6期委員会(委員長赤井浩一工学部教授)では、重点審議事項として独立専攻の現状調査、各研究科の現状調査、附置研究所等の大学院へのかかわり方、学内関係規程の改正・整備を取り上げて検討し、その結果を平成元(1989)年4月15日大学院審議会に報告した(『京大広報』No. 372別冊)。この報告では全国の大学における独立研究科・独立専攻の設置状況が示され、本学がこの時点で全国の大学中最も多く(8専攻)を有していることが指摘されている。また附置研究所等を実質的に大学院教育を行う場とするためにはその機構を弾力的に編成換える必要があり、「たとえば、研究所等の教官が現行のように単一の研究科・専攻に所属するのではなく、複数のものに所属して大学院生の教育や研究指導を実施しうるようにすること」が提案されている。

3. 大学院人間・環境学研究科の設置

一方、独立研究科については、前述のように昭和53(1978)年11月に教養部より「科学基礎研究科」を設置する案が上申されて以来、全学的な委員会において設置案の検討が重ねられてきた。そして平成元(1989)年1月「教養部にかかわる構想検討委員会」より「学術総合研究科」の基本構想が報告され、平成2(1990)年3月には「教育研究の高度化に関する調査研究会」(会長西島安則総長)において「学術総合研究科」(4専攻)案が得られた。そしてこれに基づいて同年7月、その第1・第2専攻を合体して「人間・環境学研究科、人間・環境学専攻」とする案を作成し、評議会の承認を経て概算要求が行われるとともに、同年9月「人間・環境学研究科設置準備委員会」(委員長北川善太郎法学部長)が設けられて設置準備が進められた。こうして翌平成3(1991)年4月人間・環境学研究科(第1専攻：人間・環境学専攻、基幹講座2、協力講座6)が、京都大学における最初の独立大学院として開設されることになる。本研究科の設置の趣旨は、「人間・環境問題に関する総合的・学際的な研究・教育を通じて、21世紀の困難な複合的諸問題に柔軟に対処でき、新分野を開拓できる独創的な新しいタイプの研究者、専門実務者を育成

第2節 教育・研究体制の再編と拡充

する」点にあり、社会人や留学生に対しても広く門戸を開くものであった。また大学の学部卒業者だけでなく、3年次修了時に所定の単位を優秀な成績で修得した者には受験資格を認めたのである。平成3年4月に行われた最初の修士課程入学試験では、定員30名に対して39名(うち女子8名)が合格し、38名が入学したが、この中には1名、この「飛び級」による入学者があった。当初、西島安則総長が研究科長事務取扱を兼ねたが、平成3年10月に竹市明弘教授が初代の研究科長に選出、任命された。

このように人間・環境学研究科は当初1専攻で発足したが、平成4(1992)年10月第2専攻として、上述の学術総合研究科案の第3・第4専攻を合体した文化・地域環境学専攻(基幹講座4、協力講座5)が設置された。これと同時に第1専攻の6つの協力講座は基幹協力連携講座へと改組され、研究科の学生定員も125名に増員された。また平成5(1993)年4月には人間・環境学専攻に、平成7(1995)年4月には文化・地域環境学専攻に、それぞれ博士後期課程が設置され、さらに平成6(1994)年10月には本学最初の寄付講座として国際予防栄養医学講座(時限4年)が本研究科に設置されることになった。次いで平成8(1996)年3月には、第2専攻のアフリカ地域研究講座が近い将来の大学院アジア・アフリカ地域研究研究科の設立を含みとする第2特別専攻、アフリカ地域研究専攻として開設することが認められ、5年一貫の博士課程教育が開始された。さらに平成9(1997)年4月には、第3専攻として環境関連研究専攻が開設された。

本研究科は教養部改組の一環として設置された関係から、上述の基幹講座の教官の多くはかつて教養部に属した教官によって構成されることになった。また基幹講座のほかに、総合人間学部をはじめとする学内の他の部局および客員分野には京都国立博物館ならびに奈良国立文化財研究所からの参加を得て、数多くの協力講座が設置されている。

本研究科は設置当初から独自の建物をもたず、旧教養部構内の研究室・実験室・教室等を使用して研究・教育活動を行ってきたが、その後学生数の増加に伴い、平成5年4月からは医学部附属病院構内の旧外科系研究棟を借用

第7章 京都大学の再編と発展

しなければならなかった。しかし平成6年に漸く研究科独自の建物が着工の運びとなり、平成8年6月に至って鉄筋コンクリート造り地上5階、地下1階建て、延べ床面積1万824m²の研究科棟が完成した。

第3節 教育・研究条件の改善と整備

第1項 環境保全問題

この問題については、先に昭和47(1972)年以降の実験廃棄物の処理体制の整備を中心に若干触れたが、以下、実験用原子炉の安全問題とアスベスト問題についてさらに述べておくことにしよう。

昭和54(1979)3月の米国スリーマイル島原子力発電所における事故発生からまもない同年4月13日、朝刊各紙には、「京都大学原子炉実験所の排水が流れる小川の泥にコバルト60が含まれていることが外部のある研究者によって指摘された。その濃度は乾土1g当たり0.17pCi(ピコキュリー)(1pCiは1兆分の1Ci)で、かつこの放射性元素は自然には存在しない」と報じられた。岡本道雄総長は同年10月15日付『京大広報』No.184において、本学原子炉実験所の安全性について新聞報道や一部の学生、教官による公開質問状などで取り上げられている事実に鑑みて、総長としての基本的な考えを表明した。即ち、「我々は今度のスリーマイル島の事故を、改めて原子力研究開発への警鐘として受けとり、常に原子炉による研究の安全性について叡智の限りを尽くさねばならないと考えている」とした上で、「今回の排水中における放射性物質の存在の問題についても、実験所として従来より十分注意してきた重要な問題であるだけに、確実な資料と冷静な判断で対処し、安全性の確保については能う限りの努力を払っていると信じている」と述べた。また同日『京大広報・号外』を発行して、原子炉実験所を巡る諸問題についての柴田俊一所長による詳細な説明を発表したのである。そこでは、特に新聞報道などで「たれ流し」といわれている放射性廃水の処理方法について実情

第7章 京都大学の再編と発展

を詳しく説明するとともに、地元住民との覚書にある「放射能を含んだ水は所外に絶対に排水しない」という約束に違反しているという批判に対しては、「放射性物質の排出量を数学的にゼロにすることはできないが、現在でも外へ出る水中の放射能を正確に測定することは事実上不可能なまでに濃度は下がっている」と反論した。さらに計画中の2号炉の性能と安全性について説明し、2号炉については既に数年にわたって地元住民と話し合いを続けており、「今後とも地元地方自治体の意向を尊重して計画を進めたいと考えている」と述べたのである。

2号炉(高中性子束炉)の建設計画については、昭和46(1971)年の日本学術会議勧告および昭和48(1973)年の学術審議会の建議を受けて進められ、昭和51(1976)年にはいわゆる国の安全審査が行われ、昭和53(1978)年にはその承認を得ていたが、上述のような事情から着工に至らなかった。その後、平成2(1990)年7月になって、学術審議会報告「大学における研究用原子炉の在り方について」により、「2号炉計画はその後の状況の変化に鑑み、撤回することはやむを得ない」とされるに至り、平成3(1991)年2月建設計画は撤回されたのである。

一方、これより先平成2年9月には、実験所の研究用原子炉のあり方および実験所の将来について調査検討することを目的として「原子炉実験所の在り方検討委員会」が設置された。本委員会では関係部局長、実験所の所長および教授若干名、原子力整備委員会の委員長、事務局長等のほか学外の学識経験者として大阪大学、東京大学、名古屋大学からの参加を得て調査検討が行われ、その結果は平成4(1992)年10月「京都大学研究用原子炉(KUR)の整備等について」と題して文部省に報告された。この報告は「実験所自身の積極的な姿勢を基盤として全国関連研究者の協力のもと、ここにKURを整備し継続稼働することを強く要望するものである」とし、「本学では実験所の在り方として、従来の量的拡大を追究する傾向を改め、今後は質的向上をより重視してKURに健全性を確保するための整備を行った上で、これを用いて行う特徴ある研究を推進し、原子核エネルギーに関連した研究分野と放射

線・粒子線の高度利用研究分野の新しい研究動向に対応することを基本とする」と結んでいる(『京大広報』No.436)。

次に、本学構内の衛生状態の改善という見地から大きな問題になったのは、アスベスト対策である。珪酸塩鉱物であるアスベスト(石綿)は、その繊維性構造と耐熱性、耐火性、耐腐食性などの特性から建築材料などに使用されてきており、本学においても昭和30年代から昭和50年前後までに建設・改修された施設の中には天井、壁などにアスベスト吹き付けが行われてきた。しかるに昭和30年代からアスベストの人体に対する悪影響が強調されるようになり、昭和47(1972)年からは「労働安全衛生法」などにおいて労働環境におけるアスベスト規制がなされ、アスベスト吹き付け作業の事実上の禁止、石綿粉塵の管理濃度等が定められた。こうして京都大学においても、昭和62(1987)年10月より環境保全委員会および安全委員会における審議の結果、本学の教職員・学生の健康面への配慮、良好な教育研究環境の確保という観点からアスベスト対策を検討する必要があるとの結論に達し、同月「アスベスト問題協議会」が設置されることになった。

同協議会では、当面の緊急対策が必要とされる点について検討が行われ、まず教職員・学生が常時使用している建物のうちアスベスト吹き付けが壁、天井等に露出している部屋について調査を行い、吹き付けアスベストが剝離・剝落状態になっており緊急対策が必要と判断された西部学生食堂、教養部A号館講義室については、昭和62年12月29日にアスベスト撤去工事を開始し、翌昭和63(1988)年3月31日に工事を完了した。これにより約2,000m²の吹き付けアスベストの撤去工事が行われたが、翌昭和63年度には、学内のアスベスト材料使用部分の徹底的な調査を進めつつ、新たに約1,000m²、計18室にわたって撤去工事が行われたほか、他の5室についてクリーン・ルーム設置、マスク着用、使用制限等の暫定対策が実施されたのである。

以上のように緊急対策が実施された後、平成元(1989)年2月8日の環境保全委員会では、それまでの「アスベスト問題協議会」を「環境保全委員会アスベスト問題小委員会」(委員長糸川嘉則医学部教授)として改組発足させるこ

第7章 京都大学の再編と発展

とになった。同小委員会は長期的展望に立ったアスベスト対策指針の策定を行い、平成元(1989)年7月「アスベストによる環境汚染対策指針」を作成した。この「指針」は、①今後新規に建築する新営建物については可能な限り吹き付けアスベストの使用を控えるものとする、②環境汚染対策を実施する吹き付けアスベストはアスベスト含有率1%以上を対象とし、汚染対策方法は撤去法を原則とすること、③現存施設の解体・改修時における石綿製品からの飛散に対しても、湿潤化法、シート養生法等可能な工法で対処すること、④吹き付けアスベスト廃棄物は固化の上、当面は学内に保管すること等を定めている(『京大広報』No.375)。

第2項 学内交通規制の強化

昭和30年代からの乗用車の急速な普及とともに、京都大学においても構内を走行、駐車する四輪車は増加の一途を辿った。本部構内における四輪車の駐車台数は昭和43(1968)年からの10年間に倍増し、昭和53(1978)年には約1,000台に達した。これにバイク、オートバイの増加が加わって、歩行者の安全確保、騒音の防止という点からも由々しい事態となったのである。このような事態に対処すべく、昭和49(1974)年頃から安全委員会(委員長藤永太郎理学部教授)において学内交通問題について検討が進められ、昭和49年4月15日には次の2段階からなる構内交通安全対策を講じることが提案された(『京大広報』No.97)。すなわち、まず第1段階として構内における車両の運行速度の厳重な制限(時速20km以内)と歩行者専用道路および駐車場のライン引きによる標示を行うが、この第1段階の規制では実効があげられないことも十分予想される故に、第1段階の規制実施後は速やかに乗り入れ・駐車台数の許可制限と規制違反車に対する強制撤去措置等第2段階の規制を実施するものとしたのである。

しかし、この第1段階の規制のみでは構内の増加する自動車に対応できないことは明らかであった。そこで安全委員会は昭和54(1979)年3月28日、総

第3節 教育・研究条件の改善と整備

長に対し「京都大学吉田地区構内における歩行者の安全確保について」なる提案を行い、これに基づいて同年12月4日、「京都大学構内交通規制要項」が制定され、昭和55(1980)年1月16日を期して構内交通規制が実施されることになる(『京大広報』No.188)。この要項は、上述の安全委員会提案の第2段階の措置の1つとして、構内に乗り入れ駐車する者に対し駐車許可証を交付し、構内から違反車両を無くして、歩行者の安全確保と教育研究にふさわしい環境を保持しようとするものであった。

しかし、この第2段階の規制も実効をあげることができず、とりわけ吉田地区構内では自動車騒音のため授業も円滑に行われないという事態となった。そこで安全委員会(委員長岡田寿太郎薬学部教授)では構内の交通規制を一段と強力に実施する方針を立てて構内交通安全小委員会を中心に検討を進め、昭和56(1981)年2月23日「京都大学構内交通規制要項改正(案)」を総長に答申し、同月26日付で同要項の一部改正が行われた(『京大広報』No.211)。主要な改正点は、入構チェックのためのステッカー方式の採用、構内別駐車許可制、四輪車の入構を認める門の数の制限、バイク、オートバイの構内乗車通行禁止などであり、さらに要項の実施とは別にノーカーゾーンの設置が計画されることになった。

この新要項は昭和56年4月1日から実施されたが、しかし安全委員会(委員長池田静徳農学部教授)の昭和57(1982)年12月7日付報告(『京大広報』No.246)によると、本部・北部構内の駐車台数は規制実施後昭和56年9月までの間はかなり減少したものの、その後漸増傾向に移り、昭和57年3月には規制開始時の状況にほぼ戻った。また入構・駐車許可証をもたない車両が、どの構内においても総駐車台数の10%弱を占めており、これらの駐車違反車両には注意書を貼付して繰り返し警告しているものの大きな効果はあがっていない。さらに各構内における自転車、バイク、オートバイの利用者が急激に増加しており、「特に本部・北部両構内では、学内交通の安全確保の問題ばかりでなく、バイク、オートバイの騒音による教育・研究活動への重大な支障も生じており、抜本的な二輪車対策が必要と考えられる」。報告はまた、新

第7章 京都大学の再編と発展

設された「ノーカーゾーン内を高速で走行するバイク、オートバイがあとをたたない」ことを指摘し、騒音問題を強調している。

しかし、その後有効な対策が講じられなかったため、各構内への自動車の乗り入れ・駐車の状態は悪化の一途を辿り、交通の安全はもとより教育・研究のための環境が甚だしく損われるに至った。このため平成3(1991)年10月1日上述の構内交通規制要項は次のとおり改正され、同日から適用されることになる(『京大広報』No.415)。すなわち、新要項は「自動車を運転して入構しようとする者は当該構内に所在する関係部局の長の定めるところに従い、その許可を受けなければならない」と定めるとともに、構内において自動車を運転する者が遵守すべき事項を列举し、かつ「この要項に違反した者に対しては関係部局の長は適宜の措置を講ずる」としたのである。

ところで、医学部・病院地区構内の各部局では、平成3年10月1日より各部局が統一して構内の駐車規制を実施するに至った(『京大広報』No.414)。即ち、構内を患者駐車区域と職員等駐車区域とに明確に区分し、それぞれの駐車区域を利用できる者を定め、10カ所に出入構門を設けてゲート(パスカード方式による自動昇降機)によって24時間入出構規制を行うことにしたのである。また北部構内でも、平成3年7月3日「北部構内交通問題委員会」が発足し、望ましい交通秩序の確立のために検討を開始した。さらに平成4(1992)年3月には、上述の平成3年10月1日改正の「京都大学構内交通規制要項」を受けて、本部・教養部構内の交通規制に係る基本方針を策定するため、「本部構内交通問題検討委員会」(委員長森本滋法学部教授)が設置された。そして同委員会において取りまとめられた基本方針について関係部局の了解が得られたので、平成4年7月、「本部等構内交通委員会」(委員長藤田茂夫工学部教授、以下、交通委員会と記す)が設置され(『京大広報』No.444)、以後この委員会において具体的な方策が定められることになる。

交通委員会では平成4年10月から11月初めにかけて、本部構内の自動車・バイクの駐車状況、自動車の入出構台数、自動車通勤者の通勤距離等の調査を実施したが、それによれば、同年10月の毎週火曜日において、本部構内に

第3節 教育・研究条件の改善と整備

駐車している自動車の総数は平均706台、うち無断駐車するものが489台に上り、またバイク等の駐車台数は平均837台に達した。このような事実から交通委員会は平成5(1993)年3月8日、「構内の交通問題を取り巻く環境は、年々悪化の一途を辿り、車両の無法駐車地帯と化しているのが現状であり、このような事態の速やかな改善を図るべきである」という認識に達し、交通規制の強化のために、新たに駐車可能台数を超えての入構制限、自動車通勤・通学許可圏の設定、自動車専用門の設置、自動二輪車の構内走行禁止、公共交通機関の利用の推奨といった施策を講じることを提案した(『京大広報』No.444)。さらに交通委員会は、構内の駐車場を車庫代わりに利用する車や駐車可能台数を超えて入構しようとする車の規制については、自動車専用門において24時間体制で臨む必要があるとした。そして交通規制実施に当たっての基本的な考え方を本部構内構成員に説明するために、平成5年1月より7月まで4回にわたり説明会を開催した。しかし、構成員から種々の疑問や意見が出される一方で、本部構内で進行中の複数の工事のために駐車可能スペースに極端な制約が生じるなど、本部構内の交通・駐車状況はもはや放置できないものとなった。そこで交通委員会は、平成5年9月16日に第5回の説明会を開催し、以下の基本原則による交通規制暫定措置を10月18日から実施すると発表した(『京大広報』No.454)。すなわち、①構内の車庫代わりの利用を厳格に禁止し、緊急車両の円滑な活動および歩行者の安全確保上問題となる駐車を厳格に禁止する暫定的な規制の導入、②公共交通機関の利用原則と例外的自動車入構・駐車原則の宣言、③一般入構・駐車許可証制度、④臨時入構届出制度、⑤駐車禁止場所の設定、⑥違反車へのチェーンロック、である。そして今回の規制実施のために、新たに「本部構内暫定交通規制実施委員会」(委員長森棟公夫経済研究所教授)が設置された。また総合人間学部構内でも同様の規制が同日付で実施された(『京都新聞』11月1日付)。

一方、北部構内交通問題委員会は、平成4(1992)年5月北部構内の入出構門でゲート方式による車両規制を行う方針を決定したが、学生らの強い反対に会い、計画を一旦白紙に戻さざるを得なかった。北部構内では翌平成5

第7章 京都大学の再編と発展

(1993)年4月以降交通問題委員会と学生の間で話し合いを重ねた後、平成6(1994)年2月10日より、1時間以内の臨時入構は制限しないという新方式で、ゲートによる車両入構規制が実施されることになる。

第3項 教職員定員削減問題

京都大学においては、昭和24(1949)年6月の旧定員法施行以来、定員の不足を補うため「非常勤職員制度」などに基づく定員外職員を雇用して業務を遂行してきた。昭和37(1962)年には1月19日の閣議決定に基づいて常勤労務者と常勤的業務に従事する日日雇用職員が定員化されたが、しかしその後は大学における業務の拡大に見合った定員が確保されず、そのため再び定員外職員が雇用されるに至った。加えて政府は昭和39(1964)年9月の閣議決定により、国の人件費の膨張を防ぐために国家公務員の欠員不補充(昭和42年3月31日まで)の原則を打ち出し、次いで昭和42(1967)年12月15日には、国家公務員の既定定員につき3年間5%の削減を行うことが閣議決定され、さらに昭和44(1969)年に成立した総定員法の適用によって、大学教職員の定員削減が実施されることになった。定員削減は昭和44年度から昭和46(1971)年度にかけての第1次に続いて、昭和47～49(1972～74)年度の第2次、昭和50～51(1975～76)年度の第3次、昭和52～54(1977～79)年度の第4次と実施されてゆくが、以下、これに対する京都大学の対応を簡単に述べておくことにする。

昭和44(1969)年12月2日開催の拡大部局長会議は、教職員の定員削減措置が大学の実情にそわないものであり、今後本学における研究と教育に多大の支障を及ぼすことは明らかであるとして遺憾の意を表明し、昭和45年度以降の予算において教職員の定員増の措置を講ぜられるよう、総長および部局長一同の名で文部・大蔵両大臣および行政管理庁長官に要望書を送付した(『京大広報』No.23)。次いで第2次の定員削減の実施が決まった昭和46(1971)年には、4月27日、12月1日の2度にわたり、総長および部局長一同の名で、

第3節 教育・研究条件の改善と整備

国立大学教職員を定員削減の対象から除外することを求める要望書を関係当局に提出し(『京大広報』No.55、56、64)、また国立大学協会(以下、国大協)からも5月15日付で同趣旨の要望書が提出された。しかしこれらの要望にもかかわらず、政府は文部省関係の定員削減率を若干緩和したのみで削減計画を実施したのであり、その結果本学では、第1次削減によって教官57名、その他職員135名、第2次削減によって教官34名、その他職員212名の定員が削減されることになった。

昭和46年から昭和48(1973)年にかけては、前述のように理学部や工学部を中心に定員外職員の待遇改善、さらにはその即時定員化を要求する激しい運動が起こった。そして、前田総長の提案により昭和47(1972)年末以来定員外職員の実態について全学的立場から調査が進められ、昭和49(1974)年7月19日付『京大広報』No.98にその結果が「定員外職員の在職状況について」と題して発表された。それによると、定員外職員(日雇雇用職員)数は昭和38(1963)年以降急激に増加し、昭和44(1969)年に942名、昭和46年には970名に達している。昭和48年7月現在では905名であり、これは定員内職員(教員を除く)の26.7%に相当するものであった。また職種別に見ると、事務補佐員が半数以上を占め、技能補佐員と技術補佐員の技術系がこれに次ぎ、臨時用務員、教務補佐員の順になっている。また、定員外職員の「人件費」は大学に配当される諸経費でまかなわれているが、それが経常経費に占める比率は多くの部局で10～30%であり、48%に及ぶ部局もあった。この調査結果を見ても、定員外職員の雇用が既にこの時点で重大な問題となっていたことは明らかである。

しかるに昭和49(1974)年には既に第3次の定員削減が日程に上っており、6月25日開催の部局長会議においてこの問題が検討された。その結果、内閣総理大臣、文部・大蔵両大臣および行政管理庁長官に対して「緊急要望書」を提出し、大学の教職員には一般行政職とは異なる特殊性があることを理由に定員削減を行わぬよう再度強く要望することになった。また国大協も昭和49年6月開催の第54回総会において、大学教職員については定員削減措置を

第7章 京都大学の再編と発展

講じないよう政府に強く要請することを決議した。しかし政府は、昭和49年8月30日の閣議において第3次定員削減を行うことを決定し、本学には昭和50、51(1975、76)両年度に職員111名の削減が割り当てられた。

昭和51年8月10日政府は閣議において昭和52(1977)年度からの第4次定員削減を正式に決定した。本学では同日緊急に拡大部局長会議を開催し、この度も総長および部局長一同の名で、国立大学教職員を定員削減措置から除外することを求める緊急要望書を関係方面に出すことを決めた。国大協も8月19日の緊急理事会において、今回の定員削減計画に当たって特段の配慮を求める申し入れを作成し、林健太郎会長、岡本道雄副会長らが文部大臣、行政管理庁長官を訪れて、要望内容の実現を強く要請した(『京大広報』No.128)。しかしこれらの要望にもかかわらず第4次定員削減は実施され、本学では98名の定員が削減された。

このように京都大学は第1～4次の定員削減に対してその都度、国大協と共同歩調を取りながら、大学教職員を削減の対象から外すことを強く要望したのであるが、この要望は結局政府の認めるところとはならなかった。のみならず、定員削減計画はその後第5次(昭和55～56年度)、第6次(昭和57～61年度)、第7次(昭和62～平成3年度)、第8次(平成4～8年度)、第9次(平成9年度以降)と繰り返し実施されていった。これら第5次以降の定員削減に関しては、京都大学として表立った要望等は行われていないが、それによって本学の研究・教育の条件がますます悪化するに至ったことは疑いのないところである。第5次から第8次までの定員削減数を合計すると、教官(助手)の45名に対して、その他職員は665名の多きに達する。こうして昭和55(1980)年度以降本学の教官数と学生数が着実に増加していったのに対して、教官以外の定員内職員は減少を続け、その数は昭和55年度の3,220名に対して平成8(1996)年度には2,590名となっている。このような事務系職員定員の持続的減少は、それをカバーすべき非常勤職員の一層の増加をもたらし、その数は昭和54(1979)年度以降常に1,000名を超え、平成8年7月1日現在では1,340名(日日雇用職員169名、時間雇用職員1,171名)となっている(以上、

定員削減数および非常勤職員数については庶務部資料による)。

第4項 将来計画とキャンパス問題

1. 将来計画検討委員会

京都大学の教育・研究施設の大部分が集中する吉田、宇治両地区では年とともに建物が過密状態となっていたが、かかる状況に対処すべく新キャンパスの確保が全学レベルで検討され始めたのは昭和58(1983)年頃であった。同年11月13日次期総長に再選された沢田敏男総長は、同日夕の記者会見において、21世紀を見越した大学の中長期的ヴィジョンを真剣に考える必要があり、キャンパスの一部移転も当然、検討課題に含まれると語り、移転先の有力な候補地として京阪奈丘陵の関西文化学術研究都市を挙げた。そして、この問題について学内での論議を広げるために総長の諮問機関として翌昭和59(1984)年9月25日の評議会で「将来計画検討委員会」の設置が承認され、10月17日その発足を見た(委員長巽友正理学部教授)。

同委員会は総長からの諮問事項である「21世紀を展望した本学の在り方及びそれに即した施設の整備」について検討を重ね、昭和60(1985)年3月29日第1次の答申を行った(『京大広報』No.290別冊)。この答申は、まず全国の大学の中での京都大学の役割の特徴として研究機能重視の傾向を挙げ、この点を将来計画の基礎に据えるべきことを指摘した後、取り上げるべき課題として、①現教育研究体制の整備充実、②新分野(人文・社会科学系、自然科学系)の開拓、③総合性・学際性の視点、④学術的国際交流、⑤巨大科学と大学の関係、⑥開かれた大学、⑦保健・体育施設、文化・厚生施設、の7つを挙げた。そして「本学の現有するキャンパスは現在、既に高密度であり、長期的な将来計画を検討するためには、これだけでは不十分である」が故に、新キャンパスについても検討しておくことが必要であると述べた。

次いで昭和60年10月24日に提出された第2次答申(『京大広報』No.301別冊)においては、教育研究体制の長期構想と新キャンパスとの関連がより明確に

第7章 京都大学の再編と発展

述べられた。すなわち、第1次答申で課題として挙げられた「新分野の開拓」「総合性・学際性の視点」などにかかわる「教育研究上の新規計画は主として新キャンパスを対象として構想されることとなろう」とされたのである。

将来計画検討委員会(委員長近藤良夫工学部教授)は、その後さらに新キャンパス問題を中心として審議を重ね、昭和61(1986)年12月23日第3次答申を行った(『京大広報』No.324別冊)。それによると、委員会は「本学の教育研究の伝統を継承発展させ、また新しい夢を実現するための、環境整備の可能性という観点から、その『文化学術研究地区』について立地条件の調査を行った結果、南田辺・狛田地区が候補地として適切であるとの結論に達した。この地区は、本学の将来構想の具体化を進めるのに適当な自然的条件を備えており、かつ、この地区においては、将来における本学の教育研究の発展を保障する諸条件の整備が予想されている」とされた。また、「新キャンパスにおける教育研究機関の構想が具体化し、実施に移されるに依じて、それと連動して、現有キャンパスにおける教育研究機関の将来の在り方、敷地利用の在り方が、再開発をも含めて総合的に検討されなければならない」と述べられている。

以上の第3次までの答申を経て将来計画検討委員会(委員長深海浩農学部教授)は、平成元(1989)年4月20日最終的な審議報告書を総長に提出した(『京大広報』No.371)。この報告書は「第一次から第三次にわたる答申の内容の底に流れる基本的な考え方に沿って、本学キャンパスの在り方と教育研究体制の将来構想に関して検討した結果をまとめたもの」であり、新旧キャンパスの機能分担の必要、吉田地区の再生にかかわる問題点、新キャンパスに設置されるべき施設について述べた後、特に、「人的組織や運営に流動性を導入した新しい形の学際的教育研究機構」として「学際的流動研究教育機構」の構想を提案している。そして将来計画検討委員会は、上述の「多様な構想を実現へとつなげるためには、それらを全学的立場から整理し、全体的構想へとまとめて具体化を積極的に推進することを任務とする新しい性格の組織が

必要であり、その速やかな設置が望まれる」とその報告書を結んだのである。

ところで、上述の将来計画検討委員会の第1次答申には、国立大学である本学が新キャンパス用地を取得する際の困難さが指摘されていた。「国立大学では、私立大学等とは異なり、新キャンパス用の土地を取得するための先行投資はできない。しかし、長期的な将来計画を実現するためには、各年度毎の概算要求による土地確保では不十分であるので、土地の先行確保のための工夫と努力が望まれる」。また第3次答申においても「長期的視野に基づく土地の先行確保や活用のための構想があらかじめ検討され、確立されていなければならない」とされ、審議報告書においても、「新キャンパス用地の早急な取得が強く要望される場所である」と書かれている。確かに以上の将来計画検討委員会の審議によって、長期的な将来計画の内容自体は一定程度煮詰められはしたが、しかしその構想に基づいた「土地の先行確保」のための具体的方途については、第1次答申以後前進が見られなかったように思われる。

2. 将来構想検討委員会

以上によって将来計画検討委員会はその任務を終え、平成2(1990)年3月20日に解散した。その後しばらく将来計画を巡る全学レベルでの論議は途絶えたが、平成4(1992)年以降大学院改革の動きの中で、部局長会議の中に第5部会が設けられて、大学院重点化をはじめとする将来構想が検討されることになり、それを基礎として、平成5年3月に「京都大学将来構想検討委員会」(委員長井村裕夫総長、委員長代行久馬一剛農学部長)が発足するに至った。委員会はその中に企画小委員会(委員長中川博次工学部教授、委員長代理佐藤幸治法学部教授)を設けて、主に大学院の将来構想とキャンパス問題について審議検討し、その結果を平成5(1993)年6月に「21世紀における京都大学のあり方について〈将来構想試案その1〉」として、また平成5年11月には「独立研究科及び第3キャンパス基本構想(1)〈試案〉」として公表した(『京大広報』

第7章 京都大学の再編と発展

No.457別冊)。そして、それらの試案に対する学内の意見を考慮してさらに検討を重ね、平成6(1994)年2月「21世紀における京都大学のあり方について——中間報告」を公表した(『京大広報』1994年2月8日付号外)。

この中間報告は以後の本学における研究教育体制拡充の指針となったものであるが、「21世紀の京都大学」を構想する際の基本方針として大学院の拡充、学部教育の改革の推進、研究所・センターの新たな位置付け、キャンパスや施設の拡充整備を挙げ、特に大学院の拡充について、「すでに着手されている大学院重点化を今後も積極的に推進していくとともに」「従来の伝統的学問体系の枠を越えた学際的、総合的な教育研究の場として、独立研究科の設置を推進する」ことを提唱している。そして、その際考慮すべき基本事項を列挙した上で、それに適合する学問分野として、総合エネルギー科学研究科、生物・生命科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、多元価値総合政策研究科の4つの独立研究科の構想を示している。

次にキャンパス問題について中間報告は、吉田地区の再開発問題にも触れながら、以下のように第3キャンパスの必要性を数字を挙げて具体的に明らかにしている。吉田地区(74ha)は「国立大学の中では有数の過密キャンパス」となっているが、特に本部構内と北部構内の過密度が顕著で、建蔽率はそれぞれ32.6%、32.5%、また容積率は121.4%、112.2%と既に建て詰まりの状態になっている。ところで京都大学の「建築委員会」では平成5(1993)年3月に、建物の高層化による本部構内の再開発計画案(吉田キャンパス施設長期計画に関するガイドライン)を作成し、それに基づいて関係機関との間で建築規制の緩和について協議を続けてきたが、平成6(1994)年1月に京都市が大学敷地を対象に地区計画制度を導入し、関連規制の緩和によって大学施設整備に関する支援・誘導策を打ち出したことによって吉田地区の再開発計画は現実味を帯びることになった。上の再開発計画案では、建蔽率は30%以下、容積率は150%以下、また建物の高さは敷地境界線から20m未満では15m、20m以上では31mで計画されており、東山の景観保持とキャンパスの環境保全の観点から見て、これが1つの上限を示すものと考えることができ

第3節 教育・研究条件の改善と整備

る。一方、吉田地区の再開発が計画通りに進められたとしても、年率1.5%で建物の床需要が増大すれば、15年程度で現状の建蔽率に達するものと見込まれる故、「早晚、空間的な限界に達することは明らかであり、学問分野の拡大や再編に伴う新たなスペースの需要には対処できない。したがって、新用地を確保するための第3キャンパス構想を早急に計画しなければならない状況となっている」。

次いで中間報告は、第3キャンパスへ移転することが適当と考えられる部局の備えるべき条件を列挙した後、次のように論じている。「つまるところ、どのような移転方法においても問題は少なからず生じるので、学問領域の枠組みの変化が大きく、研究の進展が早い、またそのために施設の需要が高い自然科学系の大学院等を主に移転するのが、いまのところ総合的に判断して妥当と考えられる」が、同時に「人文社会科学系を含めた独立研究科等の新設移転を行う等、移転部局の学問分野のバランスを考慮することが重要である」。

さらに中間報告は第3キャンパスの位置について、「用地取得の難易性、将来の発展性、本部キャンパスからの距離等を考慮すると、京阪奈学研都市付近とするのが適当と考えられる」とした上で、前述の建物計画の上限の目安から見て、現在地での大学院重点化計画の実現は将来の発展等を考慮すると極めて困難であることを数字を挙げて明らかにし、新たに100ha規模の第3キャンパス用地を確保して構想を進める必要があると結論づける。そして最後に、「現在の厳しい財政状況」の下での用地取得の困難さに触れながら、「大学所有地の利用状況や隔地施設の移転の可能性などについて調査を行い、処分可能な土地については売り払いあるいは等価交換するなど、自らの努力によって第3キャンパス用地を取得する方策がないかどうかを検討していく必要がある」と提言している。

以上この項では、昭和59(1984)年頃からの本学の将来計画構想の検討の経緯とその基本的な考え方について、キャンパス問題に特に留意しながら略述した。キャンパス問題の現状については、平成6(1994)年6月に刊行された

第7章 京都大学の再編と発展

『京都大学自己点検・評価報告書』の次のような指摘も合わせて考慮されるべきであろう。「吉田地区が全国的にみても超過密の状況に至っている」にもかかわらず、「学内の認識は一部を除いてそこまで深刻な状況に至っているとは実感していない雰囲気がある。今日まで、この過密状況の中で大学は個性ある発展を続けてきたという経験と、伝統ある大学と吉田地区への愛着がこの雰囲気を形成しているのかも知れない」(152頁)。

上述の将来構想検討委員会の審議結果を踏まえて、平成6年3月29日には「京都大学新キャンパス委員会」が設置され、①新キャンパスの確保およびこれに伴う現キャンパスの整備に関すること、②新キャンパス利用の基本計画策定に関することの2つの事項について、審議検討を続けているが、なお具体的方策を提示するに至っていない。

第5項 学術情報システムの整備

1. 学術情報システム整備への動き

京都大学では昭和54(1979)年12月4日、総長の諮問機関として「学術情報問題調査検討委員会」が発足し、以後委員長に林良平附属図書館長を選出して、①目録情報・所在情報を中心とする図書館業務の機械化システム、②文献情報、数値情報、図形情報等のデータベースの形成・維持および情報検索システムの2点について審議を重ねた。さらにこれらを研究開発および維持するための「京都大学学術情報システム研究開発センター(仮称)」の設置の必要性およびその具体的なあり方について検討を重ね、昭和55(1980)年10月3日総長に対して中間答申を行った(『京大広報』No.209)。

その間、昭和55年1月に学術審議会から文部大臣に対して「今後における学術情報システムの在り方について」なる答申が提出された。この答申の基本的な考え方は、資源共有の理念に基づき、既存の大学等の機関で蓄積されてきた各種の情報資源の有効な相互利用を前提とし、電算機と通信技術を駆使して各機関を結び、全国的なネットワークを構築することであった。その

基本的な方策は、①1次情報の収集・提供機能の充実、②情報検索システムの確立、③わが国固有のデータベースの形成の促進であった。このうち②については、全国的な学術情報システムの中核となる機関として全国的なセンターを設け、これを中心に学術情報ネットワークの結節点(ノード)としては、7つの大型計算機センターほかいくつかの共同利用機関がこれに当たるというものである。上述の学術情報問題調査検討委員会の中間答申は学術審議会の答申について、「学術情報流通に関する全国的規模のネットワークが構築されようとしており、各大学における学術情報の在り方も大きな変革を迫られるものと考えられる」との観点に立って、京都大学における学術情報システムの機能と構成を示した後、そのシステムの整備に関して学内の関係諸機関間の連絡・調整を行い、研究・開発・維持を支援する専任の機関が是非とも必要であるとして、上記「学術情報システム研究開発センター(仮称)」の設置を提案したのである。

その後昭和59(1984)年10月には、学術情報問題調査検討委員会を発展的に解消し、新たに「京都大学学術情報システム整備委員会」(委員長長尾真工学部教授)を設置して、学内の情報システムの整備を行うことが決定された。同委員会は精力的な検討の結果、昭和60(1985)年6月「京都大学学術情報システム統合情報通信網整備に関する長期計画」について総長に建議し、構内の通信網をいわゆる統合通信網の形で、すべてのキャンパスで等質のサービスが受けられることを目標として整備すべきであるとして、その整備計画を第1期と第2期に分けて具体的に示した(『京大広報』No.296)。また同委員会の技術設計による統合情報通信網設置計画が本学の総意としてまとめられ、概算要求された結果、昭和62(1987)年度から3年間にわたる整備が認められた。そしてその整備事業を推進するために、昭和62年4月「京都大学統合情報通信システム(KUINS)建設本部」(建設本部長西島総長)が大型計算機センターを母体として開設されることになる(KUINSはKyoto University Integrated information Network Systemの略、『京大広報』No.332)。

2. 統合情報通信システムの整備

「京都大学統合情報通信システム(KUINS)建設本部」は昭和62年4月14日に発足し、以後3年にわたるKUINS第1期計画の建設事業が開始された。この計画の目的は、本学構成員のすべてに対して研究・教育・事務などにおける情報資源の相互利用・統合的処理を行うための基盤となる学内ネットワークを整備するとともに、学術情報ネットワークを中心とする全国網にも接続することであった。

この計画に沿って、吉田地区および宇治地区における基幹ループLAN(Local Area Network)の敷設、キャンパス間を専用回線で接続するためのディジタル交換機・パケット交換機・マルチメディア多重化装置等の整備が進められた。平成2(1990)年3月末に第1期計画は完了し、KUINSに接続された大型・中型コンピュータ、ワークステーション、パソコンなどは、キャンパス相互間だけでなく、学術情報ネットワークを介して全国の学術研究機関のコンピュータ等との接続も可能となった。

KUINS第1期計画の完成により、統合情報通信システム建設本部はその所期の目的を達し、平成2年3月末日をもって解散したが、しかし大学における多様な学術情報活動を一元的な組織によって支援することが必要であり、そのために「京都大学学術情報ネットワーク機構」が同年4月1日に発足した。それは、総長を機構の長とし、研究開発部門と事務部門を大型計算機センターに置き、情報処理教育センター、附属図書館、庶務部庶務課、経理部情報処理課、施設部企画課および設備課を支援担当部局とするものであった。

同機構は完成したKUINSの機能強化に努めるとともに、KUINS第2期計画を実現すべく研究開発を進めた。平成5(1993)年度補正予算によって基幹ループLANが拡張・充実され、また平成7(1995)年度補正予算によってATM(非同期転送方式)交換機から構成される超高速情報ネットワークシステムが構築された。さらに犬山・熊取・宇治各地区および病院構内にISDN

第3節 教育・研究条件の改善と整備

対応のディジタル交換機が設置された。以上のほか第2期計画に含まれていた映像情報電送システムの導入による遠隔講義・テレビ会議の実現についても、ディジタル衛星通信による映像交換を中心とした大学間ネットワークシステムであるSCS(スペース・コラボレーション・システム)が平成8(1996)年10月に運用を開始し、本学にも吉田・宇治・熊取・犬山の各地区にそのための超小型地球局が設置されることによって、遠隔講義や遠隔会議が可能になった(以上この項については、『KUINS ニュース』No.1~23、『京都大学——研究・教育の現状と展望』1995-1996年版、1997年版、を参照した)。

第4節 開かれた大学へ

第1項 国際交流の進展

1. 国際交流委員会の設置

本学は早くから国際交流に積極的に取り組んできており、昭和49(1974)年6月4日には「京都大学と海外の学界との交流を促進し、同大学の学術活動の発展に必要な援助を行う」ことを目的とした財団法人京都大学七十周年記念後援会が設立され、教官の海外派遣、海外からの学者招聘、海外派遣学術調査に対する奨学金制度が設けられた。ところがその後、国際交流の進展に伴い学内的に多くの問題が提起され、これに対処する体制を整備する必要があると痛感されるに至った。このため昭和50(1975)年8月、とりあえず総長の非公式な助言機関として国際交流委員会準備会が設置された。そしてこの準備会における審議をふまえて、京都大学における国際交流事業に関する基本方針の立案ならびに関連する諸問題の検討を行う委員会として、昭和52(1977)年7月1日「京都大学国際交流委員会」が設置されたのである(『京大広報』No.143)。本委員会は、学部および教養部から教授または助教授各1名、研究所およびセンターから教授または助教授5名、附属図書館長、その他総長が必要と認める教授または助教授若干名、事務局長および学生部長という20名内外の委員で構成され、学術面の交流のみでなく、留学生等の教育面についても全学的観点から検討することが期待されていた。

一方、学内の事務機構としては、昭和48(1973)年に学生部学生課の第二教務掛が留学生掛として改組され、次いで昭和51(1976)年5月本部事務局に国際主幹が新設されて本学の教育および研究にかかわる国際交流関係事務を有

機的に処理することになった。昭和60(1985)年4月には国際主幹の構成が改組、充実され、国際交流課となった。

さて、国際交流委員会は昭和52年7月20日に第1回の会合を開き、委員長に河野健二人文科学研究所教授を選出した。委員会はその内部に小委員会を設けて具体的な事項について検討や活動を行うことになるが、A委員会を中心に検討が進められた『京都大学英文一覧』“Kyoto University Bulletin”の刊行については、同年末に全学的な編集委員会が選出され、翌昭和53(1978)年10月に第1版(1978/1979)が刊行された。これは京都大学を外国に紹介するために、大学の組織、各部局の研究・教育内容とそれらに関連した施設およびサービスの現状を詳述したもので、その後隔年に改定新版が編集発行されており、平成9(1997)年10月現在、第10版(1996/1997)を数えている。

2. 大学間学術交流協定

昭和54(1979)年11月2日、岡本道雄京大総長とフランスのパリ第7大学フランソワ・ブリュア副学長との間で、両大学間の学術交流協定が締結された。これが本学と外国の大学との間に締結された最初の学術交流協定であり、翌昭和55(1980)年には双方2名ずつの研究者を数カ月間受け入れる形で、この協定による第1回の人物交流が実現の運びとなった。その後、本学が交流協定を締結する大学が増加するに伴って昭和57(1982)年4月には京都大学が外国の大学と交流する場合の覚書作成の要領が決められ、「学術交流に関する一般的覚書」が定められた。この「一般的覚書」には協定を結ぶ両大学が学術交流を拡大するために、①学術資料、刊行物、情報の交換、②教員、研究者の交流、③学生の交流、④共同研究や研究集会の実施などを推進し、その具体化については両大学間で緊密に連絡、協議して実施に当たると記されており、これがその後の覚書の雛形となった。表1-7-7によると、本学が覚書交換等の学術交流協定を締結した外国の大学はその後も着実に増加し、平成9(1997)年5月現在、18カ国、30大学、2大学群に達している。

第7章 京都大学の再編と発展

表1-7-7 京都大学と一般的覚書交換等大学間学術交流協定を
締結した外国大学

(平成9年5月1日現在)

協定締結年	協 定 校 名 等 (国 名)
昭和54年	パリ第7大学 (フランス)
昭和55年	西北大学 (中国)、武漢大学 (中国)
昭和56年	クイーンズランド大学 (オーストラリア)
昭和58年	北京大学 (中国)、グアダハラ大学 (メキシコ)
昭和59年	慶北大学校 (韓国)、カセサート大学 (タイ)、ベルリン自由大学 (ドイツ)
昭和60年	ウエイン州立大学 (アメリカ)
昭和62年	モスクワ大学 (ロシア)
平成元年	スタンフォード大学 (アメリカ)、ミュンヘン大学 (ドイツ)、サセックス大学 (イギリス)、スイス連邦工科大学 (スイス)、シエナ大学 (イタリア)
平成2年	カリフォルニア大学 (アメリカ)、ポリテクニク大学 (アメリカ)、ボン大学 (ドイツ)、ハイデルベルク大学 (ドイツ)、カレル大学 (チェコ)
平成3年	ストラスブール第1大学 (フランス)、ソウル大学校 (韓国)、トロント大学 (カナダ)、オックスフォード大学 (イギリス)
平成4年	ブラウン大学 (アメリカ)
平成5年	ウィーン大学 (オーストリア)
平成6年	ケベック州大学学長校長協議会 (カナダ)
平成7年	ボローニャ大学 (イタリア)
平成8年	ストラスブール第1・第2・第3大学 (フランス)
平成9年	ウプサラ大学 (スウェーデン)、ライデン大学 (オランダ)、オー克蘭ド大学 (ニュージーランド)

注 『京都大学概要 平成9年度版』23頁により作成。

また表1-7-8が示すように、各部局においても多くの学術交流協定の締結や覚書の交換がなされており、その数は平成9(1997)年5月現在274件(うち工学部が185件)に上っている。

こうした大学間交流協定等の増加とともに、既に締結された協定等の具体的内容の実施についても迅速な対応が必要となったために、西島総長は昭和

表1-7-8 部局における学術交流協定等締結件数

(平成9年5月1日現在)

部 局 名	件 数	部 局 名	件 数
文 学 部	2	胸部疾患研究所	1
教育学部	2	エネルギー理工学研究所	6
法 学 部	1	木質科学研究所	1
経 済 学 部	8	防災研究所	9
理 学 部	2	基礎物理学研究所	1
医 学 部	5	経済研究所	1
薬 学 部	2	数理解析研究所	1
工 学 部	185	原子炉実験所	8
農 学 部	8	霊長類研究所	2
人間・環境学研究科	12	東南アジア研究センター	1
化学研究所	12	生体医療工学研究センター	1
人文科学研究所	1	生態学研究センター	2
合 計			274

注 『京都大学概要 平成9年度版』23頁により作成。

63(1988)年7月国際交流委員会に対して「大学間学術交流協定を締結するに当たっての基本的な考え方について」諮問し、委員会は同年11月25日次のような内容の答申を行った。「本学が外国の大学その他の研究機関と作成する学術交流に関する覚書は、そのままでは権利義務の発生しない一般的協定である。覚書に書かれている諸活動については、それぞれのプロジェクトに関して個別的な協議を経たうえで初めて権利義務が発生する。そのような協議は関係各部局の責任で行われる。これらの基本的な考え方を明確にするため、覚書の標準的な文案を改める」(『京大広報』No.363)。以後、交流協定の締結に当たっては、大学間の学術交流の基本的な枠組みを作るための文書として、「学術交流に関する一般的覚書」を交換する方式をとることになった。

3. 留学生センターの設置

これより先、昭和53(1978)年には、京都大学の国際交流を一層発展させる

第7章 京都大学の再編と発展

ために国際交流委員会から総長に対し、外国人学生のための日本語教育の教官定員をもつ研究部、国際交流関係業務のための事務機構および国際交流のための施設を含む「国際交流機構」の設置が建議された(『京大広報』No. 161)。このうち外国人研究者および留学生のための宿泊施設については、昭和57(1982)年3月洛北修学院の地に鉄筋コンクリート造り5階建て、延べ床面積6,800m²の京都大学国際交流会館が完成し、研究者用57室、学生用76室の施設をもつことになった。さらに昭和62(1987)年1月には、宇治地区構内で研究・勉強する外国人研究者・留学生の便宜を計るため、国際交流会館宇治分館(研究者用、学生用各13室)が開館の運びとなった。

こうして外国から来る研究者および学生のための宿泊施設は不十分ながらも実現されたが、国際交流委員会は昭和62(1987)年11月、「国際交流機構」に代えて、本学への外国人留学生に対する日本語・日本文化等の教育を行うとともに、就学・生活上の相談指導業務を体系的・総合的に行うことを目的として、「京都大学国際交流センター」の設置を提案し、昭和63(1988)年12月当面の学内措置として「国際交流センター」が設置された。その後平成2(1990)年6月に至って、上記の理念を引き継ぐ学内共同教育研究施設として「留学生センター」が発足することになり、これとともに「国際交流センター」は廃止された。また同時に学生部に留学生課が新設され、留学生に関する事務部門が拡充されることになった。初代の留学生センター長には当時学生部長であった佐野哲郎教養部教授が任命され、その後も歴代の学生部長がセンター長を兼ねることになる。

4. 人物交流

京都大学における外国人研究者の受け入れ制度には、文部省事業としての外国人教師、外国人研究員、教員としての外国人の任用などがあり、それ以外にも日本学術振興会や京都大学後援会によるものがある。外国人教師と外国人研究員はいずれも大学が常勤の教師として雇用するもので、外国人教師は明治期の「お雇い外国人」の伝統を継ぐものであるが、現行の制度ができ

たのは昭和44(1969)年である。その数は昭和54(1979)年から平成8(1996)年までは10～15名の間で推移している。これに対して、この外国人教師に準ずる職務に従事する非常勤の外国人講師の数は昭和54年の13名から平成8年には41名へと大幅に増加している。外国人研究員は昭和54～63年には大体20人台であったが、平成4(1992)年以降は60名を超え、平成8年には83名に上っている。

しかし、本章の対象をなす時期の最も重要な出来事は、昭和57(1982)年9月に「国立または公立の大学における外国人数員の任用等に関する特別措置法」(外国人数員任用法)が施行され、外国人を正式の教員(教授、助教授または講師)に任用できるようになったことである。従来、現行の法体系の下では「公権力の行使又は公の意志の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という内閣法制局の解釈(昭和28年)のために、外国人を講師以上の職の教員に任用することはできないとされていた。しかしこの昭和57年の法律では、外国人の教員も教授会等大学の運営に関与する機関の構成員となり、議決に加わることができること、また外国人数員の任期は大学が定めること、とされた。本学ではこの法律に基づいて昭和58(1983)年に外国人数員の任期に関する規程を定め、外国人数員の任期は一般には3年とする(再任を妨げない)が、部局ごとに評議会の議を経て別にも定めることにした。しかしその後平成7(1995)年の規程改正により、「外国人の教員は任期を定め、あるいは任期を定めないで任用することができる」ことになり、任期を定めて任用される場合の任期は従来通り一般には3年とされた。この外国人数員任用法によって、京都大学では昭和58年4月より2年間イギリス人ピーター・コーニッキー(Peter Kornicki)を人文科学研究所助教授として任用し、次いで同年10月には工学部大学院に新設の分子物性工学講座の担当教授としてイギリス人ジョージ・ホール(George Hall)を任用したが、これらはいずれも国公立大学では戦後初の外国人教授、助教授であった。このように本学では、他の国立大学等に先がけて外国人数員を採用し、平成9(1997)年4月1日現在では教授2名、助教授9名、講師

第7章 京都大学の再編と発展

4名、計15名が任用されている。

なお、昭和52(1977)年には「京都大学招へい外国人学者等受入れ要項」が制定され、本学で研究等を行っている外国人研究者のうち、外国人教師や外国人研究員のような勤務の契約によらずに受け入れる者は招聘外国人学者、京都大学招聘教授、外国人共同研究者の3つに分類されることになった。招聘外国人学者(招聘教授を含む)は昭和54(1979)年には90名であったが、昭和59(1984)年には200名を超え、平成3(1991)年に308名を数えた後漸減を示している。外国人共同研究者は昭和50年代は20名前後であったが、その後急増して平成2(1990)年に103名、平成8(1996)年には239名に達している。一方、在外研究、国際会議への出席、海外学術調査等を目的とした京都大学教官の海外渡航の件数は、昭和48(1973)年には549件であったが、その後年を追って急増し、昭和59年には1,515件、平成6(1994)年には2,510件を数えるに至った。これを海外派遣制度別に見ると、昭和60(1985)年と平成6年とにおいて、在外研究員や科学研究費補助金など文部省事業による渡航は、200件から497件に増加し、その他の政府関係派遣者も142件から197件に増加しているのに対して、外国政府等受け入れ側支弁による渡航者は315件から309件に減少している。また政府関係以外の国内の資金による渡航がこの間に357件から988件へと急増し、渡航者全体の約4割を占めるようになったことが注目される。

5. 学生交流

京都大学における外国人留学生数は、昭和37(1962)年には129名(うち国費留学生25名)であったが、昭和54年からの中国政府派遣留学生の受け入れや国費研究留学生の定員増などのために急増を示し、平成8年には968名(うち国費留学生343名)に達するに至った。本学が受け入れている外国人学生は、①学部留学生(正規の学部学生として入学する外国人学生)、②研究留学生(大学院レベルの勉学を目的とする留学生で、正規の大学院学生として入学する者と、研究生あるいは研修員の身分で研究に従事する者とがある)、③日本語・日本文

化研修留学生(主として外国の大学の学部学生で、日本語・日本文化等の学習を目的とする国費留学生)の3種があるが、これらのうちでは研究留学生が全期間を通じて圧倒的多数を占めている。日本語・日本文化研修留学生の受け入れは昭和57(1982)年に開始され、初年度は9カ国12名の留学生が関係学部の聴講生として受け入れられたが、その数は平成6(1994)年度には16カ国18名に増加し、その後若干減少している。以上の外国人学生の出身地別を見ると、中国、韓国をはじめとするアジア諸国からの留学生が圧倒的に多い。また部局別の受け入れ数では、工学部が一貫して最も多く、以下経済学部、農学部、文学部、医学部の順になっている。

一方、外国に留学する本学の学生数は海外からの留学生に比べてはるかに少ない。各学部で把握している留学者の数は、昭和50年代後半には年平均80名前後であったが、昭和60(1985)年以降年平均50名前後へと減少し、平成6～7(1994～95)年には年平均79名に回復している。もちろんこれ以外に短期の旅行者として、あるいは語学研修等のために外国へ行く学生がおり、その数は近年飛躍的に増加している。留学する学生は大部分が大学院生であり、また自費で留学する者が過半数を占めている。学部別では文学部、農学部、理学部が最も多く、留学先別では北米、ヨーロッパ、アジアの順になっている(以上この項については、京都大学国際交流委員会編『京都大学における国際交流』第1号・昭和60年、第2号・平成2年、第3号・平成7年、および『京都大学——研究・教育の現状と展望』1997年版を参照した)。

なお、平成7年には国際交流委員会の提言に基づいて、特に短期の留学による学生交流を一層促進するために、従来部局間でしか締結できなかった学生交流協定を大学間において締結し、授業料の不徴収による留学生の受け入れを行うことができるように方針が変更された。そして平成9(1997)年10月には、本学と学生交流協定を締結した外国の大学からの学部留学生を短期1年程度受け入れ、本学の正規課程の学生とともに英語により教育する「京都大学国際教育プログラム」(KUINEP)が開始されることになる(『京大広報』No.490別冊、493、501別冊、509)。

6. 名誉博士の称号授与

京都大学では昭和62(1987)年2月24日「京都大学名誉博士称号授与規程」を制定し、本学における学術研究に寄与した功績が特に顕著であると認められ、かつ国外における研究成果が特に顕著な研究者に対して名誉博士の称号を授与することになった。名誉博士の称号は、関係研究科長の推薦に基づき、大学院審議会において功績について審議した上で、評議会の議を経て総長が決定することになっているが、平成8年度までの称号の授与は表1-7-9

表1-7-9 京都大学名誉博士称号授与

種 類	氏 名	職 名	授 与 日
名誉理学博士	イズライル・モイセーヴィチ・ゲルファント (数学者)	ソ連科学アカデミー会員、モスクワ大学教授	平成元年 3月27日
名誉工学博士	ジョージ・ガーフィールド・ホール (理論化学者)	国際量子分子科学アカデミー会員、元本学工学部教授	平成元年 5月10日
名誉医学博士	ハンス・ノイラート (生物物理化学者)	米国科学アカデミー会員、ワシントン大学名誉教授	平成2年 3月12日
名誉工学博士	ルドルフ・エミール・カルマン (システム理論学者)	米国フロリダ大学大学院教授、スイス連邦工科大学教授	平成2年 9月10日
名誉農学博士	ターゲ・リカルド・エリクソン (植物生理学者)	スウェーデン王立アカデミー会員、ウプサラ大学名誉教授	平成4年 12月7日
名誉医学博士	クリスチャン・シュトレッファアー (医学放射線生物学者)	ドイツ連邦共和国エッセン大学教授	平成7年 1月17日
名誉工学博士	ロバート・バイロン・バード (化学工学者)	米国科学アカデミー会員、ウイスコンシン大学バイラス名誉教授	平成7年 12月12日

注 『京都大学——研究・教育の現状と展望』1997年版、728頁により作成。

9のとおりである。

第2項 社会との連携

1. 公開講座、公開講演会、公開展示等

本学における公開講座としては、人文科学研究所、数理解析研究所など部局単位で開催されるものが早くから存在したが、昭和54(1979)年度からは、財団法人京大会館楽友会の協力の下に、全学的な公開講座として「京都大学市民講座」が開催されるようになった。これは、「本学の学術研究の一端を広く社会一般に公開し、社会人の教養と文化の向上に資する」ことを目的とするもので、毎年秋の、一般市民が参加しやすい土曜日の午後に3週連続で開催され、共通テーマを設け、総合大学の特色を生かして学問の諸領域にわたる講義を分かりやすく行おうとするものであった。第1回の市民講座は昭和54年10月6日、13日、27日の3日にわたり法経第7教室において、「人間を考える」という共通テーマの下に、人文・社会・自然諸科学にわたる6名の講師によって行われた。受講申込者は予定の定員を超えたため290名をもって締め切られたが、その内訳は主婦、無職、会社員、公務員、自営業など多様であり、また女性が60%を占めた。翌年以降数年間の共通テーマを挙げておくと、[人間の生活を考える] (昭和55年)、[人間・自然・文化] (昭和56年、57年)、[自然と生命] (昭和58、59年)、[生命を考える] (昭和60年) となっている。このように市民講座は全学の部局の協力の下に運営されてゆき、受講者数も平均して300名を超えた。

さらに昭和63(1988)年秋からは、市民講座とは別に京都大学春秋講義を開講することになった。これは、市民講座とは異なり、掘り下げた専門的講義を目的としたものである。春秋講義は月曜講義と水曜講義に分かれ、前者が「現代と哲学」(昭和63年秋)、「先端工業技術の現在」(平成元年春)といった共通テーマを設けて行われるのに対して、後者は講師が時宜を得たテーマについて講義を行うものである。内容が専門的であることもあって、受講者数

第7章 京都大学の再編と発展

は市民講座よりも少ないが、毎回100名前後に達している。

以上のほか、部局主催の公開講座や公開講演会なども数多く開催されるようになった。例えば平成4(1992)年度には全学の25の部局で公開講座もしくは公開講演会が開催されており、各分野の基礎知識や最新の研究成果を一般市民に伝達することが行われている。さらに文学部博物館では、昭和62(1987)年の新館完成以来毎年春秋の2回、一般市民のための公開展示を開催してきた。

2. 寄附講座の設置

社会との連携としては、産業界等から大学等への協力制度である奨学寄付金制度と、大学等と産業界等との研究協力制度である受託研究制度および民間等との共同研究制度があるが、これらについては大学財政の節で触れたので、ここでは寄附講座の設置についてのみ述べておくことにする。

寄附講座・寄附研究部門とは、大学は施設を用意するだけで人件費や研究費は民間団体や個人の寄付金によってまかなわれる講座あるいは研究部門で、昭和62年5月の国立大学設置法の規則改正によって設置が可能になったものである。同年10月には東京大学先端科学研究センターと九州大学経済学部にも最初の寄附講座が開設されたが、本学においては研究上の主体性が損なわれるのではないかなどの理由から慎重論が存在した。しかし、平成4年度に入り複数の部局から、教育・研究の一層の進展と充実を図るために寄附講座を設置したいとの要望が高まり、同年11月「京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程」が制定された。この規程には、本学の主体性が確保されるよう十分な配慮の下に設置および運営するため、寄附講座等審査委員会の設置が盛り込まれている。

この規程に基づいて、まず平成6(1994)年10月1日、大学院人間・環境学研究科に寄附講座「国際予防栄養医学講座」が設置された。これは、大塚製薬株式会社からの寄付金3億円によって設置されたもので、設置期間は平成6年10月から平成10(1998)年9月までの4年間、担当教員は助教授1名、助

手2名(うち1名は併任)であり、研究目的は、遺伝子の分析と栄養環境の制御により、疾患の予知・予防を可能とし、人類の健康長寿の実現に貢献することである。

次いで平成7(1995)年4月1日、大学院医学研究科に寄附講座「分子免疫学・アレルギー学講座」がバイエル薬品株式会社からの寄付金2億5,000万円によって設置された。設置期間は平成7年4月から平成12(2000)年3月までの5年間で、担当教員は教授、助手各1名、研究目的は、免疫システムの仕組みを分子レベルで明らかにし、免疫アレルギー疾患の診断治療に役立てることである。

さらに平成9(1997)年4月17日、第3の寄附講座として大学院工学研究科に「水資源質総合計画講座」が、株式会社クボタからの寄付金1億5,000万円によって設置された。設置期間は平成9年4月から平成12年3月までの3年間で、担当教員は教授、助手各1名、研究目的は、水資源の質の管理と諸施策を総合化することの効果、最近の発達した計算機機能と情報処理技術を駆使して定量的に具体化してゆくことである。

3. 社会人の受け入れ

現代社会の急激な変容、技術進歩の加速度的進行とともに、高度専門職業人の養成や社会人のリフレッシュ教育に対する社会的要請が強まったが、本学では昭和62(1987)年にまず経済学部が、現代経済学専攻が新設されたのを契機として修士課程専修の「社会人コース」を設置し、社会人の受け入れを開始した。平成8(1996)年度の受け入れ数は19名である。翌昭和63(1988)年度からは教育学部が、臨床教育学専攻の修士課程に社会人の受け入れを開始した。これは、臨床教育についての専門的知見を有する在職社会人でさらに高度の専門的能力を養おうとする者を対象にしており、平成8年度の受け入れ数は2名である。

次いで平成3(1991)年度からは新設の人間・環境学研究科が社会人の再教育を積極的に推進するため、職業を有する学生の履修上の便宜等を考慮し

第7章 京都大学の再編と発展

て、大学院設置基準第14条の規程の趣旨に即した教育方法の特例による社会人の受け入れを行うことになった。平成8年度の受け入れ数は修士課程5名、博士後期課程4名である。さらに平成4年度からは、法学研究科が大学院重点化とともに修士課程に「専修コース」を設け、社会人の受け入れを開始した。これは、修士の学位取得後は企業や官公庁、法曹実務、国際機関、ジャーナリズムなど実社会の第一線で活躍することを目指す人々のためのコースである。定員約40名のうち社会人の受け入れ枠は20名、平成8年度の実績は20名である。同じ平成5(1993)年度には工学研究科においても、大学院重点化の開始とともに材料化学、物質エネルギー化学、分子工学、高分子化学、合成・生物化学、化学工学の各専攻において、博士後期課程への社会人の受け入れが始まった。官公庁、企業等において研究開発を担う高度の研究者、技術者等の養成および再教育を行うことを目的としたコースであるが、平成6年度以降は化学系だけでなく、すべての専攻に社会人特別選抜が設けられた。平成8年度の受け入れ数は18名である。最後に平成8年4月に発足したエネルギー科学研究科は同年度博士後期課程4専攻に11名の社会人を受け入れた。

以上のほか、学部レベルでも、一般社会人を含めた国内外の大学、短期大学、高等専門学校卒業者を対象とした第3年次編入学試験が、教育・法・経済・工の4学部で実施されている。また総合人間・文・教育・経済・理・工の各学部では、本学出身者を対象とした第3年次編入学試験(いわゆる学士入学試験)を実施している。

さらに、平成3年7月に施行された大学設置基準の改正によって科目等履修生の制度が導入された。これは、大学におけるフルタイムの学習が難しい社会人に対して、大学教育を受ける機会の拡大と学習意欲の向上に資することを目的とするもので、聴講生とは異なり、単位の認定を前提とした制度である。本学でもこれを導入し、大学通則第61条に「本学の学生以外のもので学部または大学院において、1又は複数の科目の履修を志望する者には、当該学部又は研究科の定めるところにより科目等履修生として入学を許可する

ことがある」と定めた。平成5(1993)年度にまず理学部が科目等履修生を受け入れ、他の学部でも順次実施されることになった。

第5節 学部入学試験制度の改革

第1項 共通第1次学力試験の実施と入試期日の一本化

昭和24(1949)年に始まった新制国立大学の入学試験は、いわゆる1期校・2期校制により行われており、京都大学の入学試験は1期校の日程で3日間(3月3～5日)にわたって行われてきた。しかし、この入試制度に対しては、それが大学間格差を生み出しているとして、その廃止あるいは改善を求める声が次第に強くなった。1期校・2期校制については国大協が昭和40(1965)年以来第2常置委員会において検討してきたが、昭和43(1968)年9月から「入試期特別委員会」を設置して国立大学の入試期日を一本化することについて具体的検討を開始した。国大協の昭和49(1974)年のアンケート調査では、国立大学の大多数が入試期の一本化の方向を支持していることが明らかとなったが、なお、一部の大学には2回制の方が良いとする意見もあり、国大協としての一致した結論には至らなかった。しかし、この入試期日の一本化の問題は、共通第1次学力試験の実施と関連して再び取り上げられることになる。

国立大学入学志願者に対する全国共通の学力試験制度としては、昭和24年度から昭和29(1954)年度まで実施された進学適性検査があり、次いで昭和38(1963)年度から昭和43年度まで実施された能研テストがあった。そして能研テストが廃止された翌年の昭和45(1970)年1月12日には、中教審第26特別委員会の「高等教育の改革に関する基本構想試案」において共通テストの構想

が初めて示されることになった。そして翌昭和46(1971)年6月には中教審の第22回答申が、その「大学入学者選抜制度の改善の方向」において調査書の重視と共通テストの導入を提言することになる。

一方、国大協においても昭和45年頃から、共通第1次試験を導入して各大学が行う第2次試験と組み合わせることが入試の改善に役立つのではないかという意見が有力となり、昭和46(1971)年2月には「入試調査特別委員会」が設置されて、本格的な調査研究が開始された。そして昭和48(1973)年4月「入試改善調査委員会」を設置し、3カ年にわたり文部省から事業経費の交付を受けて共通第1次試験の実施に関する調査研究を行うことになる。同委員会が昭和52(1977)年3月に発表した報告書によれば、共通第1次学力試験は、受験競争が激化する中で高等学校教育が強い歪みを受けつつある事態を改善すべく実施されるもので、「高等学校における一般的学習の達成の程度を評価することに力点を置いた国立大学入学のための学力試験」であり、「それに各大学で行う第二次試験を各大学の学部乃至は学科に対する適性評価ならびに総合力や思考力の判定に資する試験として行うことによって、適切な入学者選抜を行おうとするもの」(『国立大学入試改善調査研究報告書』1977年、9頁)であった。

国大協は昭和51(1976)年4月にアンケート調査を行って各国立大学の意見を求め、その結果に基づいて、昭和51年6月の総会において「共通第一次学力試験が大学の入試改善に資するものと判断する」との結論を下した。そして同年11月の総会において、「共通第一次学力試験は入学者選抜期日の一元化とともに、昭和54(1979)年度大学入学者選抜から実施可能である」との結論を得、文部省にその実施方を要望した。同年12月公立大学協会臨時総会は共通第1次試験への参加を決め、国大協へこれを申し入れた。翌昭和52(1977)年3月には共通第1次試験の事実上の実施主体である大学入試センターが設置され、同年12月に8万人規模の試行テストが実施された上で、昭和54年1月13(土)、14(日)両日第1回の国公立大学共通第1次学力試験が実施されることになる(佐々木享・寺崎昌男「共通一次試験を中心とする入試制度改

第7章 京都大学の再編と発展

革に関する考察と意見」日本教育学会入試制度研究委員会編『大学入試制度の教育学的研究』1983年、293-302頁）。

第1回の共通第1次学力試験は全国225の試験場で行われ、約32万2,000名が受験した。京都市では本学の2つの試験場と京都府立医科大学の試験場で6,693名が受験した。この共通第1次試験の実施に当たり京都大学では、その実施機関として総長を委員長とする「共通第1次学力試験実施委員会」が設置され、試験の実施に向けて具体的な実施方法の検討が進められた。また、共通第1次学力試験の実施に伴う京都大学の入学者選抜方法については、まず「入学者選抜方法研究委員会」（委員長永田雅宜理学部教授、以下、入選研）が中心となって各学部の意見を取りまとめ、昭和52(1977)年7月19日開催の部局長会議の了承を得て、基本的事項を発表した。さらにその後各学部で第2次学力検査実施教科・科目および共通第1次試験と第2次学力検査との配点等を含む最終的な見解が作成され、これを「入学試験委員会」で確認の上、昭和53(1978)年7月11日に大綱を発表したのである。

それによると、昭和54(1979)年度の入学者選抜においては第2次学力検査を全学部について実施するが、法・経済・理・医・薬・農の各学部については2段階選抜を行い、共通第1次学力試験の総得点が1,000点満点中400点以上の者を第1段階の選抜による合格者とし、文・教育・工の各学部については2段階選抜を行わないことになった。第2次学力検査実施教科は、文・教育・法・経済各学部では国語、数学、外国語の3教科、理学部では国語、数学、理科、外国語の4教科、医・薬・工・農各学部では数学、理科、外国語の3教科であった。また共通第1次試験および第2次学力検査における教科別配点は学部によって異なっていたが、1次と2次の配点の比率は、文学部が700点对400点、教育・法・経済学部が700点对450点、理学部が600点对600点、医・薬・工・農学部が700点对550点であり、全体として第1次試験の方に多くの配点がなされていた。なおこれによって、それまで京大の入学試験において全学部で課されていた社会が第2次学力検査教科から外されることになった。

しかしその後昭和62(1987)年度から、文・法・経済の各学部において社会が第2次学力検査の教科として復活する。また1次と2次の教科別配点にも昭和60(1985)年頃からすべての学部で大幅な変更が加えられ、当初に比べて第2次学力検査の成績が著しく重視されるようになった。また共通第1次学力試験の教科・科目も昭和62年度から改革され、さらに平成2(1990)年度からは共通第1次学力試験に代わって大学入試センター試験が実施されることになり、試験科目のアラカルト方式が採用されて科目の選択の幅が広げられた。これに伴い京都大学入学志願者が受験すべき共通第1次学力試験の科目も変更され、学部ごとに一層多様化することになる。

第2項 受験機会の複数化

国立大学の入学試験期日は、上述のように共通第1次学力試験の実施と同時に一本化された。しかし、国立大学志望者に2回の受験機会を与えるべきであるとの意見はその後も根強く存在しており、また共通第1次学力試験についてもその出題教科・科目、自己採点方式などについて問題点が指摘され、1次試験の点数による受験生のいわゆる「輪切り現象」を生じさせ「大学の序列化」を招くといった批判が出されるようになった。このため国大協は昭和58(1983)年6月の総会において、「入試改善特別委員会」を設置して審議を始めたが、昭和59(1984)年8月と昭和60年4月に各大学に対して入試改善に関するアンケート調査を行った。この2回のアンケートに対して京都大学は、「受験機会の複数化に関しては、大学の自主性に任せた二期制が望ましい」と回答している。

これらのアンケート調査の結果から国大協入試改善特別委員会では、受験機会の複数化は大学側においても基本的には賛成の意見が多く、また高校側からも強い要望があり、社会的にも関心が高く、早急な実現を望む声も高まっているので、昭和62(1987)年度からの受験機会複数化の実現のため、積極的に対応する必要があるとの結論を下し、昭和60(1985)年9月「国立大学の

第7章 京都大学の再編と発展

受験機会の複数化に関するアンケート」調査を国立大学長宛に行った。このアンケートに対して本学は、昭和62年度からの実施については基本的に「賛成」の意向を、「十分な審議の余裕のないまま実施することに批判的な意見も多い」と注記して、表明している。このアンケート調査結果の集約と国大協理事会での論議を経て、昭和60年11月の国大協総会において、「国立大学の受験機会の複数化は昭和62年度から実施する方向で検討する」と決議された。そしてこの総会決議を受けて入試改善特別委員会は、昭和62年度第2次試験の具体的な実施案を作り、これについて各国立大学宛アンケート調査を昭和60年12月に行った。このアンケートの結果をふまえて再度実施案が作成され、昭和61(1986)年3月第2回の大学宛アンケート調査が行われたが、それに対して本学は「グループ分けの内容の提示がないので、賛否の表明はし難い」との意見を述べた。このアンケートに対して大学としてまとまった回答をしたのは86大学であったが、そのうち75大学が「実施原案」および「実施日程」に賛成の意向を表明しており、5大学が一部修正案を提出し、3大学が昭和62年度実施は時期尚早とした。原案に不賛成または反対を表明したのは2大学、賛否を保留したのは京都大学のみであった。

このように昭和60年秋以降、国大協において受験機会複数化の実施案策定への歩みが急速化するとともに、学内ではより慎重かつ基本的な論議を尽くす必要があるとの意見も次第に強くなった。しかし、当時国大協のメンバーであった西島京大総長によれば、「事態の動きは既に急なものがあり、62年度からの複数化の実施を見送るという結論に至る道は、ここへきてほとんど残されていないのではないかと思われた」のである。

受験機会複数化の実施に当たって解決を要する困難な問題は、全国の国立大学を2つの入試日程にどのようにグループ分けするかであった。この点に関して国大協の中の論議では、受験機会の複数化を実質的意義あるものにするためには、いわゆる旧帝大7大学の入試期を何らかの形で2つの日程に分けることが必要とされた。また旧帝大7大学の学長懇談会も3月の中頃になって、全国95の国立大学が2つの入試期に分かれるには、7大学が2つのグ

グループに分かれざるを得ないと判断するに至った。

そこで京都大学としての意向を固めるために、たびたび部局長会議および部局長懇談会が開かれ、各部署の意見の集約が試みられたが、昭和61(1986)年3月28日の部局長会議において次のような意向が固まった。即ち、「入試期の設定については、各大学の自主性を最大限に尊重するという立場で、京都大学としては、他大学のグループ分けの在り方には、あえて意見を述べない。京都大学の入学試験は、入学者の選抜に十分な日程を確保するために、仮にA、Bいずれかの日程を採らねばならない場合には、基本的に前の方の3月1日を初日とするA日程を選択したい。しかし、別の方法で別の期日に試験をすることを含めて検討している学部もあるため、そのことについては、その可能性を最後まで保留したい」というものである。

こうして7大学の意向が固まった後、4月3日に7大学の2分案が発表され、次いで全国7地区でそれぞれのグループ分けについて案が練られた。昭和61年4月21日に翌昭和62(1987)年度の第2次試験の実施日程について国大協からの最終的な照会が各国立大学に出され、これに対して京都大学は4月28日付で次のように回答した。

5月7日に開催される臨時総会において慎重に審議検討が行われ、その結果「実施(案)」及び「実施日程(案)」が合意に達し、昭和62年度実施が決議された場合には、本学は以下のように実施する。

昭和62年度第2次試験実施日程

A日程グループ……3月1日より、全学部、但し法学部については募集人員の一部で実施

B日程グループ……3月5日より、法学部について上記A日程グループで実施した残りの募集人員で実施

5月7日の国大協臨時総会において「国立大学の受験機会の複数化についての昭和62年度実施要領」と「同実施細目」が提案され、審議の上、6月18日開催の国大協総会において決定された。受験機会複数化の昭和62(1987)年度実施がこのように決定されたことを受けて、本学では学内の入試体制を固

第7章 京都大学の再編と発展

めるため、4月10日に第1回の入試委員会が開催された。その後、部局長会議、入選研、入試委員会を並行して開催しながら、出題・採点体制の組み方、2段階選抜についての考え方など受験機会複数化に伴う諸問題の検討を進めてゆくことになる(以上この項については、昭和61年7月1日付の西島安則総長による詳細な経過説明「受験機会の複数化について」『京大広報』No.316に依拠した)。

以上の経過により、昭和62年3月1日・2日にA日程、3月5日・6日にB日程の各大学における第2次学力試験が実施された。本学では法学部を除く各学部がA日程で試験を行い、法学部は募集定員をA・B両日程に分割して試験を行った。しかし合格者の確定に不都合が生じたこともあって、各学部で入試期の再検討を行った結果、翌昭和63(1988)年度は理学部、医学部、薬学部、工学部、農学部がA日程、法学部がB日程、文学部、教育学部、経済学部がA・B両日程で(ただし募集人員の大部分をB日程に当てて)、それぞれ第2次試験を実施することになった。しかしこの方式での合格者決定にもなお多くの問題が含まれていたため、平成元(1989)年度には、B日程で第2次試験を実施した法学部を除いて、他の学部は分離・分割方式に踏み切った。こうして、この年度には、前期日程(2月28日・3月1日)、B日程(3月5日・6日)、後期日程(3月16日・17日)の3回にわたって第2次試験が行われ、出題、採点をはじめ入試に伴う諸業務はおびただしく増加することになった。ただし分離・分割方式といっても、どの学部も募集人員の大部分を前期日程に当てており、前・後期の募集人員は1,743名対638名と極めてアンバランスであった。また法学部では昭和62年度から、文・教育・経済各学部では昭和63年度から論文が入試科目の中に登場し、特に経済学部では、募集人員の一部について論文のみによる第2次試験が実施されることになった。さらに平成2(1990)年度からは、法学部も分離・分割方式に踏み切り、全学部がこの方式で第2次試験を実施することになる。この年度に前期・後期の募集定員は、2,092名対689名であったが、その後平成4(1992)年度からは工学部が前・後期の募集人員の比をそれまでのほぼ6対4から9対

第5節 学部入学試験制度の改革

1に変更した結果、全学部とも募集人員の圧倒的部分を前期日程に当てて第2次試験を行うことになった。

以上、昭和54(1979)年の共通第1次学力試験導入以来の京都大学の学部入試制度の変遷を略述してきたが、最後に、その間に一部の学部で実施されるようになった外国学校出身者のための特別選抜制度(帰国子女特別選抜)について一言しておこう。この制度は、まず法学部において昭和57(1982)年度から実施され、昭和59(1984)年度からは経済学部でも行われることになった。その主旨は、海外で活動する日本人の子女で、諸外国の学校で教育を受けている者の数が飛躍的に増加してきた今日、それらの学校で基礎的学力を身に付けてきた者に対して大学の門戸を開こうとする点にあった。募集人員は法学部が20名、経済学部が10名であり、この特別選抜による入学者数は平成8(1996)年度において法学部が17名、経済学部が7名である(『京大広報』号外2、1996年4月)。

第6節 学生の動向

第1項 入学定員および入学者数の変動

京都大学の各学部の入学定員および入学者数は、昭和40(1965)年度から平成7(1995)年度に至る間に、表1-7-10のような変動を示した。即ち、入学定員、実際の入学者数とも昭和40～45(1965～70)年には顕著に増加しているのに対して、昭和45～60(1970～85)年にはほとんど増加していない。昭和40年代前半までは、昭和30年代半ば以来の政府の理工系学生増募計画に基づいて、工学部を筆頭に理学部、農学部の定員が著しく増員され、その結果昭和35(1960)年に既に全定員の6割強を占めていた理系5学部の入学定員は、昭和45年には全定員の7割に達するに至ったのである(昭和35年度の数字は『京都大学概覧』による)。次いで日本経済が低成長期に入った昭和45～60年には入学定員の増加はほとんど見られなくなったが、昭和61～62(1986～87)年以降、第2次ベビーブーム世代の成長による大学受験者急増に対処するために各学部で臨時増募が行われることになり、入学定員および入学者数は再び著増を示すに至った。そして総合人間学部の最初の入学者が加わった平成5(1993)年には、入学定員、入学者数とも初めて3,000名を突破したのである。しかし平成6(1994)年度以降多くの学部で臨時増募分の定員が一部削減された結果、入学定員、入学者数とも再び2,900人台に後退する。

ここで入学者中に占める女子の割合を見ると、同じ表が示すように、その割合は昭和40年以降平成7年まで一貫して上昇を続けている。こうして昭和40年には女子は全入学者の5%弱にすぎなかったが、平成5、7両年には15～16%を占めるようになった。これを学部別に見ると、昭和40年代から女子

第6節 学生の動向

表 1-7-10 各学部の入学定員と入学者数の推移

(昭和40～平成7年度)

	昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
総合人間学部	—	—	—	—	—	—	—	—
文学部	200	203(35)	200	202(38)	200	203(54)	200	198(57)
教育学部	50	50(12)	50	50(11)	50	51(21)	50	50(15)
法学部	250	271(4)	330	338(15)	330	330(18)	330	330(16)
経済学部	200	220(1)	200	220(2)	200	200(6)	200	199(4)
理学部	246	255(9)	281	279(6)	281	281(13)	281	281(16)
医学部	100	110(6)	100	101(4)	120	122(7)	120	120(9)
薬学部	80	82(31)	80	80(32)	80	79(46)	80	80(38)
工学部	870	883(1)	945	945(2)	945	944(6)	945	945(11)
農学部	244	238(9)	300	299(25)	300	289(27)	300	294(38)
合 計	2,240	2,312(108)	2,486	2,514(135)	2,506	2,499(198)	2,506	2,497(204)

	昭和60年度		平成2年度		平成5年度		平成7年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
総合人間学部	—	—	—	—	130	133(21)	130	130(25)
文学部	200	200(58)	220	222(74)	240	246(91)	220	224(79)
教育学部	50	50(21)	60	68(23)	70	73(36)	60	63(31)
法学部	350	350(49)	400	405(84)	410	418(80)	400	408(103)
経済学部	210	210(13)	250	260(32)	270	271(29)	240	241(37)
理学部	281	281(24)	306	306(22)	326	326(20)	326	326(19)
医学部	120	121(12)	100	99(16)	100	102(14)	100	102(10)
薬学部	80	80(29)	80	89(27)	80	90(41)	80	85(37)
工学部	945	945(24)	1,040	1,041(38)	1,060	1,057(42)	1,050	1,051(54)
農学部	300	304(38)	325	333(61)	325	333(77)	315	325(86)
合 計	2,536	2,541(268)	2,781	2,823(377)	3,011	3,049(451)	2,921	2,955(481)

注 () 内は女子の数で内数である。

昭和40～50(1965～75)年度については『京都大学概覧』、昭和55～平成7(1980～95)年度については『京都大学概要』により作成。

第7章 京都大学の再編と発展

の割合が相対的に高かった文学部、教育学部、薬学部のうち、薬学部では昭和50(1975)年に女子の入学者が58%で最高値を記録し、平成5、7年にも45%前後に達している。また文学部と教育学部でも、昭和50(1975)年頃に女子の入学者が急増し、平成5、7年には女子入学者の割合は文学部で35%以上、教育学部では50%近くに達している。また農学部でも平成2(1990)年頃から女子の入学者が急増し、その割合は平成7年には26%に上昇している。さらに、昭和40年代には女子学生がきわめて少数であった法学部や経済学部、工学部でも、昭和60(1985)年頃から女子の入学者の著増が認められる。特に法学部では女子入学者の増加がめざましく、その数は平成7年度には100名を超えている。

次に大学院について見ると、表1-7-11、1-7-12が示すように、その入学定員は昭和40(1965)年から昭和55(1980)年にかけて理系の研究科を中心にかなり増加しているが、その後は伸び悩みを示し、漸く平成5年以降、大学院重点化に伴って大幅に増員されることになる。まず修士課程について見ると、全研究科の入学者総数は昭和40～50年代を通じて着実に増加していったが、これは全体の半ば以上を占める工学研究科の入学者の増加によるところが大きい。工学研究科修士課程では毎年、入学者が定員をオーバーしており、また薬学研究科でも入学者が定員を上回っている年が多いが、その他の研究科では昭和60年までは全体として入学者が定員を下回っており、入学者数の明確な増加傾向は認めがたい。しかるに昭和60年以降理学・工学・農学各研究科の入学者の著増によって、それまで定員に達しなかった修士課程全体の入学者数は、定員総数を恒常的に上回るようになるのである。

修士課程の入学者数は平成4(1992)年以降大学院重点化の進行とともに急増し始め、平成7年には文系の各研究科においても入学者の定員充足率が目立って高まっている。入学者数の増加は理系の各研究科においても同様に見られ、こうして全学の修士課程入学者数は昭和60年の1,008名から平成7年には1,688名へと10年間に1.7倍に増加したのである。また修士課程の女子入学者は、昭和60(1985)年以前には徐々に、それ以後はより急速に増加した。

第6節 学生の動向

表1-7-11 修士課程の入学定員と入学者数の推移

(昭和40～平成7年度)

	昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
文学研究科	70	82(14)	87	90(8)	90	77(11)	94	65(11)
教育学研究科	15	14(3)	24	21(3)	26	22(9)	26	19(8)
法学研究科	60	16(1)	74	23(0)	74	10(5)	76	15(1)
経済学研究科	35	11(0)	40	13(1)	40	8(1)	40	16(0)
理学研究科	106	131(10)	150	121(8)	175	117(6)	184	126(4)
薬学研究科	26	32(5)	26	29(9)	27	23(6)	27	27(7)
工学研究科	258	381(1)	308	474(3)	346	508(2)	373	544(3)
農学研究科	83	98(1)	100	101(4)	124	108(8)	131	106(7)
人間・環境学研究科	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	653	765(35)	809	872(36)	902	873(48)	951	918(41)

	昭和60年度		平成2年度		平成5年度		平成7年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
文学研究科	94	64(13)	94	72(22)	94	58(16)	94	95(39)
教育学研究科	26	12(6)	34	16(5)	34	13(8)	34	33(20)
法学研究科	76	18(2)	76	22(3)	90	66(15)	90	73(14)
経済研究科	40	15(1)	52	22(3)	56	29(4)	56	58(14)
理学研究科	186	137(8)	186	175(10)	186	214(17)	340	273(36)
薬学研究科	27	36(6)	27	40(10)	46	65(12)	46	61(15)
工学研究科	389	592(8)	412	615(20)	478	657(24)	558	758(26)
農学研究科	131	134(13)	131	146(32)	131	207(40)	163	214(54)
人間・環境学研究科	—	—	—	—	125	126(35)	129	123(39)
合 計	969	1,008(57)	1,012	1,108(105)	1,240	1,435(171)	1,510	1,688(257)

注 () 内は女子の数で内数である。

昭和40～50(1965～75)年度については学生部資料、昭和55～平成7(1980～95)年度については『京都大学概要』により作成。

第7章 京都大学の再編と発展

表1-7-12 博士後期課程の入学定員と入学者数の推移

(昭和40～平成7年度)

	昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
文学研究科	35	38(10)	49	40(4)	52	69(9)	54	70(11)
教育学研究科	11	9(3)	11	10(0)	12	22(4)	13	16(6)
法学研究科	33	7(0)	33	10(0)	37	15(3)	37	9(0)
経済学研究科	17	12(2)	21	8(0)	23	18(1)	23	15(0)
理学研究科	58	65(3)	82	102(0)	102	88(5)	111	90(2)
医学研究科	63	78(6)	77	—	83	47(5)	88	69(3)
薬学研究科	13	7(0)	13	20(2)	14	17(2)	14	18(2)
工学研究科	134	79(0)	160	86(1)	177	85(1)	197	49(1)
農学研究科	47	34(1)	50	56(2)	64	60(3)	72	56(8)
人間・環境学研究科	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	411	329(25)	496	332(9)	564	421(33)	609	392(33)

	昭和60年度		平成2年度		平成5年度		平成7年度	
	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数	定員	入学者数
	人	人	人	人	人	人	人	人
文学研究科	55	58(8)	55	59(10)	55	51(17)	55	61(14)
教育学研究科	13	14(6)	13	16(4)	15	19(13)	15	11(7)
法学研究科	37	17(1)	37	17(5)	37	10(1)	37	19(2)
経済学研究科	23	18(0)	23	13(0)	23	21(5)	23	30(2)
理学研究科	113	86(4)	113	120(9)	113	141(8)	166	162(16)
医学研究科	98	97(5)	98	118(16)	109	148(16)	140	143(19)
薬学研究科	14	17(3)	14	19(1)	14	23(7)	22	23(1)
工学研究科	200	70(0)	208	95(4)	236	124(10)	269	137(7)
農学研究科	72	60(7)	72	74(6)	72	85(8)	85	104(16)
人間・環境学研究科	—	—	—	—	31	29(6)	78	81(23)
合 計	625	437(34)	633	531(55)	705	651(91)	890	771(107)

注 () 内は女子の数で内数である。

昭和40～50(1965～75)年度については学生部資料、昭和55～平成7(1980～95)年度については『京都大学概要』により作成。

医学研究科にあっては博士課程。なお昭和45(1970)年度の同研究科は大学院入試を実施せず。

入学者全体に占める女子の割合は、昭和60年の5.6%から平成7(1995)年には15.2%へと上昇したのである。女子入学者の割合が高いのは文学・教育学両研究科と、平成3(1991)年度から入学者を受け入れた人間・環境学研究科であるが、女子の人数では、農学研究科が平成2(1990)年以降第1位を占めている。

一方、博士後期課程の入学者総数も昭和40(1965)年以降着実に増加を続けているが、特に昭和60年以降めざましい増加を遂げ、平成7年には昭和55(1980)年の2倍近くに達している。それにもかかわらず、博士後期課程の入学者総数は全期間を通じて定員を多かれ少なかれ下回っている。研究科別では、医学研究科と理学研究科の入学者が最も多く、工学研究科と農学研究科がそれに次ぎ、修士課程の場合と同様、理系の入学者が大多数を占めているが、この理系入学者の比率は近年一層増大している。また定員の充足率を見ると、全期間を通じて高いのは、文学・教育学・医学・薬学の各研究科であるが、平成3～5(1991～93)年以降、経済学・理学・農学の各研究科でも入学者が著増を示している。次に女子入学者の割合は、昭和55年の8.4%から平成7年には13.9%へとかなりの上昇を示している。女子入学者は、平成5、7両年に教育学研究科で6割以上に達したほか、文学研究科と人間・環境学研究科において相対的に高い比率を示している。最後に、修士課程、博士後期課程を通じて外国人留学生の入学が着実に増加し、平成8(1996)年度には留学生が修士課程入学者の5%、博士後期課程入学者の14%を占めるに至ったことを付け加えておかなければならない(『京都大学概要 平成8年度版』参照)。

第2項 学生の生活状況と卒業後の進路

1. 生活状況

京都大学では、「学生の主に経済生活の実態を把握し、有効適切な厚生施策を実施するための基礎資料を得ること」を目的として、学生部による全学

第7章 京都大学の再編と発展

表1-7-13 学生の生活状況

(昭和58、平成元、7年度)

	昭和58年度		平成元年度		平成7年度	
	学部学生	大学院学生	学部学生	大学院学生	学部学生	大学院学生
家庭の所在地						
京都府下	13.2%	15.8%	8.7%	16.0%	9.6%	17.1%
近畿地方	57.3%	57.7%	52.7%	56.2%	54.3%	57.0%
アルバイト(過去半年間に行った者)	80.5%	76.6%	84.7%	79.7%	77.2%	64.4%
奨学金受給者の比率	23.4%	69.0%	21.9%	62.0%	24.2%	54.2%
自宅通学者の比率	30.7%	21.6%	24.4%	23.0%	26.6%	26.5%
収入月額(自宅外通学者)						
家庭から(平均値)	76,400円	37,200円	84,400円	46,000円	100,000円	58,700円
アルバイト、奨学金(平均値)	30,100円	88,100円	38,100円	90,400円	40,300円	85,800円
収入金額合計(平均値)	108,300円	127,600円	123,500円	139,100円	142,400円	154,600円
支出月額(自宅外通学者)						
部屋代(平均値)	22,300円	22,600円	31,700円	28,500円	45,900円	41,800円
食費(平均値)	32,200円	38,700円	33,200円	38,200円	38,500円	43,000円
勉学費、書籍費(平均値)	8,900円	14,700円	8,300円	13,100円	8,400円	12,200円
支出金額合計(平均値)	106,800円	125,300円	125,900円	139,800円	149,200円	159,300円

注 『京大広報』No.280、388、506により作成。

的な調査(学生生活実態調査)が昭和28(1953)年から毎年定期的に行われるようになり、昭和43(1968)年以降は隔年に実施されてきた。以下その調査報告書に基づき、学生の生活状況について若干の資料を提示し説明を加えるが、昭和43～54(1968～79)年の状況については本冊第2編の「学生部」の章に叙述されているので、ここではその調査結果の要約が『京大広報』に掲載されるようになった昭和58(1983)年以降に限って述べることにしたい。

まず学生の居住形態を見ると、表1-7-13が示すように彼らの家庭の所在地は、学部・大学院とも近畿地方が過半数を占めている。しかし京都府下に家庭のある者は学部学生の10%前後、大学院学生の15%余りにすぎず、自宅から通学する者は平成元年度以降では全体の4分の1前後に留まっている。京大生の大多数は自宅外通学者であり、彼らの多くはアパート、マンションに住み、あるいは貸間、学生寮等に居住している。

次に、同じ表によって学生の経済状況を見ると、平成7(1995)年度におい

て自宅外通学者の平均収入額(月額)は、学部学生の場合14.2万円、大学院学生の場合は15.5万円である。これを12年前の昭和58年度と比較すれば、学部学生で1.3倍、大学院学生で1.2倍の増加である。この収入の内訳を見ると、学部学生の場合約70%が家庭からの仕送りであり、残りの大部分がアルバイト収入と奨学金からなっている。これに対して大学院学生の場合には逆にアルバイト収入と奨学金が収入の主力をなしているが、しかし近年はその比重が低下し、家庭からの仕送りの割合が増加する傾向が認められる。これは、平成7年度には昭和58年度に比べて大学院学生の奨学金受給率が大きく低下したことと関係があらう。

一方、学部学生の奨学金受給率はこの間25%以下に留まっている。なお、学部・大学院を通じて大多数の学生が過去半年間にアルバイトを行っているが、その割合は平成元(1989)年以降若干低下したように見える。

次に、自宅外通学者の平均支出額(月額)は、平成7(1995)年度において学部学生の場合14.9万円、大学院学生の場合は15.9万円であり、昭和58(1983)年度に比べてそれぞれ1.4倍、1.3倍に増加している。支出の内訳を見ると、部屋代と食費が2大費目であるが、昭和58年度と平成7年度の比較では、学部・大学院とも部屋代の上昇率が高いことが注目される。これは学生の中で貸間居住者が減り、より家賃の高いアパートやマンションに居住する者が増えたことによるものであらう。これに対して学生の食費の伸び率は学部・大学院とも支出全体の増加率を下回っている。さらに目につくのは、勉学費、書籍費が平成元年度以降伸び悩み、あるいは絶対的な減少を示していることであり、とりわけ大学院学生の場合、勉学・研究のための支出の少なさが際立っている。

ところで、上述の奨学金受給率は抽出調査の対象となった学生のみに関するものであるが、ここで全学生に対する日本育英会奨学金受給者の比率の推移を見ると、次の事実が確認される。すなわち、奨学金の受給率は昭和56(1981)年から平成8(1996)年に至る間に、学部学生では25%から18%へ、大学院修士課程学生では55%から36%へ、博士後期課程学生では69%から51%

へと、いずれも大幅に低下しているのである(学生部調べ)。

2. 就職・進学状況

まず表1-7-14は、昭和58(1983)年度以降の学部卒業者の進路状況を大学紛争以前の昭和41(1966)年度の状況と比較可能な形で示したものである。これによると、昭和58年度までは学部卒業者のうち大学院修士課程等へ進学する者は全学平均で3分の1程度に留まり、半数以上の者が就職していたが、その後進学者が急増し、平成7年度には全体の半ばを占めるようになっている。このような進学者の増加は、文系学部の卒業者にも見られるが、とりわけ理系学部の卒業者(臨床研修医となる医学部卒業者を除く)においてめざましい。すなわち平成7(1995)年度には、進学率は理学部の80%を筆頭に、工学部で75%、農学部で66%、薬学部で58%に達したのである(数字は学校基本調査資料による、以下同)。

このようにして学部卒業者総数の著増にもかかわらず、平成7年度には、学部卒の就職者総数は昭和58(1983)年度の1,287名に対して1,101名に減少し、しかもその中では法・経済両学部を主力とする文系学部卒業者が60%以上を占めるようになった。この点を考慮しながら、次に学部卒業者の業種別就職状況を示すならば、表1-7-15のとおりである。これによると、製造業

表1-7-14 学部卒業者の進路状況

年 度	卒業者数	進 学 者	就 職 者	そ の 他
	人	人	人	人
昭和41年	2,116	688(32.5)	1,161(54.9)	267(12.6)
昭和58年	2,478	905(36.5)	1,287(51.9)	286(11.5)
昭和61年	2,477	974(39.3)	1,197(48.3)	306(12.4)
平成元年	2,511	995(39.6)	1,263(50.3)	253(10.1)
平成4年	2,722	1,175(43.2)	1,218(44.7)	329(12.1)
平成7年	2,932	1,469(50.1)	1,101(37.5)	362(12.3)

注 () 内は全体比(%)を表す。「その他」は医学部卒業者からなる臨床研修医を含む。

【京都大学一覧 昭和41・42年版】および学校基本調査資料により作成。

表1-7-15 学部卒業者の業種別就職状況（医学部を除く）

（昭和41、58、平成7年度）

業 種	昭和41年度	昭和58年度	平成7年度
	人	人	人
農・林・漁・鉱業	25(2.2)	10(0.8)	3(0.3)
建 設 業	43(3.7)	44(3.4)	47(4.3)
製 造 業	564(48.6)	488(37.9)	347(31.5)
電気・ガス・水道業	33(2.8)	29(2.3)	34(3.1)
運輸・通信業	45(3.9)	35(2.7)	75(6.8)
卸売・小売業	58(5.0)	66(5.1)	47(4.3)
金融・保険業	172(14.8)	234(18.1)	223(20.3)
サービス業	142(12.2)	192(14.9)	130(11.8)
〔うち教育〕	〔88〕	〔59〕	〔 8 〕
公 務	68(5.9)	165(12.8)	181(16.4)
そ の 他	11(0.9)	24(1.9)	14(1.3)
合 計	1,161(100.0)	1,287(100.0)	1,101(100.0)

注 () 内は各業種の全体比(%)を表す。

表1-7-14と同じ資料による。

に就職する者がどの年度においても最も多いが、その比率は昭和41(1966)年度に比べて昭和58～平成7年度には大幅に低下している。製造業に次いで多いのは金融・保険業就職者であり、製造業とは反対に昭和58年度以降比率を高めている。これらに次いで多数を占めるのは、昭和41、58両年度には各種のサービス業であったが、その数は平成7年度には激減し、代わって国家・地方公務員が第3位を占めるようになった。ここで注目されるのは、サービス業のうち特に教育職に就く者が激減したことである。教育職は昭和62(1987)年度にはなお51名(うち女子16名)を数えたのであるが、翌昭和63(1988)年度には23名(うち女子5名)へと激減している。

さらに学部ごとの就職先の特徴を挙げておくと、文学部では教育職の激減により平成7年度には出版・印刷関係と教育以外のサービス業への就職者が最も多数を占めるようになっている。教育学部では公務員とサービス業のほか、近年は製造業への就職者が増加している。法学部では公務員が最も

第7章 京都大学の再編と発展

多く、金融・保険業がそれに次ぐのに対して、経済学部では金融・保険業が最も多く、製造業が第2位を占めている。理学部では製造業、金融・保険業、サービス業が大多数を占め、薬学部では製造業のうち特に医薬品工業への集中傾向が見られる。工学部では電気機械器具・化学工業をはじめとする製造業が全体の半数近くを占めるほか、建設業にも多く進出している。農学部でも製造業が多数を占めるが、食料品・たばこ関係への就職者が多いのが特徴である。

次に大学院修士課程および博士後期課程修了者の進路状況を確認しておこう。修士課程修了者のうち博士後期課程等に進学する者の割合は、研究科によって大きく異なっている。すなわち文学・教育学・経済学・理学各研究科では修士修了者の大多数が進学するのに反して、工学研究科では平成7(1995)年度において修士修了者の80%が就職しており、薬学・農学研究科でも就職者が過半数を占めている。そこで、修士課程修了者の就職先の業種別を見ると、表1-7-16のとおりであり、いずれの年度においても製造業就職者が全体の60%以上を占めている。このように修士修了者の就職先の中では製造業の比重が学部卒業者の場合よりもはるかに高くなっているが、これは、製造業への集中率が高い工学研究科出身者が修士修了の就職者全体の中で大多数(平成7年度では850名中554名)を占めるためである。なお、昭和41(1966)年度と比べて昭和58(1983)年度以降には修士修了で教育職に就く者が大幅に減少している点、また公務員になる者が急増している点は、学部卒業者の場合と共通である。

最後に博士後期課程修了者の就職状況を一瞥しておくならば、まず各年度の修了者総数に占める就職者の割合は、昭和41年度46%、昭和58年度51%、平成7年度66%となっている。それ故、博士後期課程修了の時点では修了者の半数から3分の1が定職を見出し得ず、いわゆるオーバードクターになったものと推定される。博士後期課程修了者の就職先の中では、当然のことながら表1-7-16が示すように、教育職(おそらく大学等の教育研究職と思われる)が断然首位を占めているが、それに次いで医学研究科出身者の就職先

表1-7-16 大学院修了者の業種別就職状況

(昭和41、58、平成7年度)

業 種	昭和41年度		昭和58年度		平成7年度	
	修 士	博士後期	修 士	博士後期	修 士	博士後期
	人	人	人	人	人	人
農・林・漁・鉱業	3(0.8)	0	7(1.1)	1(0.5)	3(0.3)	2(0.7)
建 設 業	18(5.0)	0	54(8.8)	3(1.6)	38(4.5)	0
製 造 業	224(61.7)	11(13.1)	407(66.3)	33(18.1)	519(61.1)	41(15.2)
電気・ガス・水道業	10(2.8)	0	31(5.0)	0	45(5.3)	1(0.4)
運輸・通信業	14(3.9)	0	26(4.2)	0	65(7.6)	1(0.4)
卸売・小売業	3(0.8)	0	1(0.2)	0	6(0.7)	0
金融・保険業	0	0		0	15(1.8)	1(0.4)
サービス業	71(19.5)	73(86.9)	35(5.8)	133(73.1)	52(6.1)	188(69.9)
〔うち医療保健〕	〔 0〕	〔 2〕	〔 0〕	〔38〕	〔 1〕	〔70〕
〔うち教育〕	〔58〕	〔67〕	〔20〕	〔78〕	〔17〕	〔99〕
公 務	17(4.7)	0	51(8.3)	9(4.9)	84(9.9)	30(11.1)
そ の 他	3(0.8)	0	2(0.3)	3(1.6)	23(2.7)	5(1.9)
合 計	363(100.0)	84(100.0)	614(100.0)	182(100.0)	850(100.0)	269(100.0)

注 () 内は各業種の全体比(%)を表す。博士後期課程修了者には、所定単位修得退学者および学修退学者を含む。

表1-7-14と同じ資料による。

としての医療保健関係が大きな比重を占めており、さらに工学研究科出身者を中心に製造業就職者も無視できない数に上っている。

第3項 学寮問題

学寮問題は前述のように昭和44(1969)年京大紛争の直接の契機となった問題であるが、大学紛争がひとまず終結した後も学寮の管理運営を巡って大学当局と学生の主張が真っ向から対立し、十数年にわたって紛争が続くことになった。本学では学寮の管理運営に関して伝統的に寮生の自治権が認められてきており、例えば入寮者の選考についても、本来は昭和38(1963)年5月改正の「京都大学学生寄宿舍規程」第4条に基づき、「寮生代表の意見をきい

第7章 京都大学の再編と発展

て学生部長が行なう」と定められているにもかかわらず、実際には各寮自治会がいわゆる自主募集、自主選考を行ってきた。そして寮自治会は、選考した入寮者の氏名を『京都大学新聞』に発表するにすぎず、大学側としてはこの新聞記事だけでは在寮者を正確に把握できなかった(ただし、室町寮と女子寮については学生部で在寮者を確認していた)。また上述の「京都大学学生寄宿舎規程」第8条には、「入舎を許可された者は寄宿料及び光熱水料を納付しなければならない」と規定されていたが、寄宿料を納めない学生が大多数を占めていた。さらに寮生の私生活のための光熱水費、食事材料費、炊事人の人件費と炊事のための光熱水費は、昭和39(1964)年2月18日付文部省の負担区分通達によって寮生自身が負担すべきものとされていたが、昭和56(1981)年の時点で寮生が現実に負担していたのは吉田寮では食事材料費、熊野寮では食事材料費と厨房の燃料費の一部のみであり、それ以外の経費は大学が負担していた。加えて、大正期の建築物である吉田寮は老朽化が著しく、緊急に修理もしくは改築を必要とするという問題があった(学生部長藤原元始「吉田寮熊野寮の現状と問題」『京大広報』No.210)。

さて大学側は、大学紛争の余波が鎮静に向かった昭和53(1978)年頃から学寮の抱える問題点の解決により積極的な姿勢で臨むようになった。同年4月に就任した沢田敏男学生部長は、5月19日の寮自治会との引き継ぎ確認の場で、寮生との「団交」を今後は行わない、退職する事務員の補充はしない、寮と学生部との従来確約についてはすべて考え直したいという方針を打ち出し、実際に6月の寮生との話し合いにおいて、退職する熊野寮事務員の補充という寮生の要求を退けた。しかし、上述のような学寮の状況はもとより直ちには改善されず、昭和54(1979)年9月には会計検査院から「国有財産及び物品の管理に責任を有する職員が責任を的確に遂行していない」との指摘を受けることになった。

沢田学生部長に代わった翠川修学生部長は、昭和55(1980)年1月10日「学寮における当面の諸問題に関する学生部の基本的な方針について」という文書を吉田・熊野寮の寮生に送付し、いわゆる大衆団交は行わないという方針

を明確にするとともに、寮の管理運営を正常化するためには少なくとも以下の5項目の基本条件が満たされねばならないとした。即ち、①在寮者の確認、②寄宿料の早期納入、③国有財産および物品の管理の適正化、④炊事人の人件費の負担区分の適正化、⑤老朽寮(吉田寮)の早急な改築等の措置の必要、である(『京大広報』No.190)。

翌昭和56(1981)年2月15日、藤原元始学生部長は『京大広報』No.210に前記の文書を掲載し、寮自治会および寮生に対して寮の管理運営の正常化の第一歩として在寮者の確認と寄宿料納入に応じるよう強く要求した。しかし、大多数の寮生は依然として在寮確認を拒絶し、寄宿料納入にも応じなかったために、学生部としては在寮者の確認がほとんどできない状態が続いた(学生部長藤原元始「吉田寮熊野寮に関するその後の経過」『京大広報』No.221、昭和56年10月1日)。

このように問題解決の兆しすら見えない中、翌昭和57(1982)年10月12日北川善太郎学生部長は「本学の学寮問題について」と題する文書を発表し、学寮問題に関する本学としての「基本方針」を以下のように確立したことを明らかにした。即ち、「本学における学寮管理の正常化と老朽寮の問題は、放置しえない状態にいたっている。これをすみやかに解決するため、新寮の建設を含めて、学寮の正常化を実現していくことを本学の基本方針とする」というものである。そしてこの「基本方針」を具体化するための措置として、「在寮期限を設定し、期限がくれば、老朽寮は寮としての使用を廃止する。それと併行して、在寮期限の到来にあわせて、新しい学寮の建設に努める。熊野寮は老朽寮ではないが、第二段階として、同種の措置を講ずる」ことを提案した。この文書はさらに学寮の正常化のために早急に解決を要する管理上の問題として在寮確認、寄宿料の納入、費用負担の問題の3つを挙げた。

昭和57年12月3・4日の学生部委員会は、上述の「学寮に関する基本方針」に沿って吉田寮の在寮期限を昭和61(1986)年3月31日とする案を決定し、部局長会議の議を経て、12月14日の評議会で承認された。昭和61年3月31日をリミットにしたのは、当時の1年次の学生が正規の卒業年まで在寮できるよ

第7章 京都大学の再編と発展

う配慮したものであった。沢田総長は翌15日『京大広報』No.245において本学における学寮問題について総長としての基本的な考えを表明した。そこで総長は、吉田寮の老朽化の進行と、吉田寮、熊野寮における入退寮手続き拒否、寄宿料、光熱水費の不払いという「異常な状態の存続」とを挙げ「総長としては、一層学寮の正常化をはかるために格別の努力を注ぎその速やかな実効を期したい」と述べた。

この「在寮期限」の決定は直ちに吉田寮自治会に通知されたが、同自治会は、これを「建物の老朽化」を表向きの理由としながら、実際には強権的「寮正常化」路線に沿った自治寮潰し策動にはかならないとして、直ちに激しい反対行動を展開した。寮生の要求により翌昭和58(1983)年1～2月には神野博学生部長と吉田・熊野・女子・室町各寮自治会との「団交」が3回にわたって開かれたが、学生部長は2月21日、「団交」での確認書の撤回を通告、話し合いは振り出しに戻った(『京大広報』No.250)。

寮生との交渉が決裂した後、学生部委員会は昭和58(1983)年3月、学寮へ負担区分を適用することを決定し、3月分から各寮自治会委員長宛に光熱水費の請求を開始した。寮自治会は支払いを拒否したが、学生部は4月以降も繰り返し請求を行い、同時に寮生の親元にも文書を送って支払いを求めた。ところが10月になって寮自治会は、熊野寮の寮食堂の厨房の改善が急務となっているという理由で、「負担区分の支払いを前提とした代表者による学生部との交渉に応じる」ことを寮生大会で決議した。これは、負担区分適用反対、「団交」による話し合いという従来の寮自治会の方針を大きく変更するものであった。こうして同年11月から翌昭和59(1984)年初めにかけて、学生部委員会の寮担当小委員会と寮自治会代表との間で頻繁に交渉が行われ、昭和59年2月13日に至って寮生の負担する費用の算出方法について合意が成立した。その交渉中の1月12日に熊野寮自治会は寮食堂の厨房改善の実行と引き換えに、単独で負担区分請求に応じることを決めたのである。吉田寮と女子寮も、交渉で合意された算出方法に基づいた負担区分を呑むことを決議した。室町寮は4月以降、自治会宛の請求を個人請求に切り替えるよう求めた

上で、支払いに応じた(以上、昭和58年3月以降の経過については、『京都大学新聞』1984年2月16日付および4月16日付による)。このようにして、長年の懸案であった負担区分問題には、昭和59年3月にひとまず決着が付いたのである。

さて、大学当局は老朽化の甚だしい吉田西寮を撤去する代わりに新寮(木造の旧寮、鉄筋の新寮と区別して新々寮ともいう)を建設することを明らかにしていたが、昭和60(1985)年1月吉田寮自治会は加藤幹太学生部長に対して、寮生全員が移り住むことのできる新寮の完成までは現在の吉田寮を取り壊さないことを文書で要求した。これに対して学生部長は、新寮は原則として新生のための寮であると回答し、現在の吉田寮居住者に優先権があるべきだとする寮自治会との意見の対立が明らかになった(『京都大学新聞』1985年2月1日付)。吉田寮自治会は5月6日に再度学生部長に要求書を提出し、在寮期限の到来後も寮自治会との合意なしに寮の機能を停止せず、また今後新寮に関するすべての事柄について吉田寮自治会と話し合いを続けること、現吉田寮生全員が新寮に移行できること、の2点に関して保証が得られるならば、新寮の建設予定地(吉田東寮敷地内の南側空き地)における埋蔵文化財の調査を妨害する意志はないとした(『京都大学新聞』5月16日付)。しかるに7月29日～8月9日に予定された埋蔵文化財の試掘調査は、熊野寮自治会の一部学生が実力阻止行動をとったために、8月2日その中止が決定された(『京大広報』No.297)。これにより昭和60年度における埋蔵文化財調査は不可能になり、在寮期限の切れる昭和61(1986)年3月までに新寮が建設される見通しはまったく消滅した。

昭和60年12月3日、朝尾直弘学生部長は「吉田寮の在寮期限について」という文書を寮生とその父兄および吉田寮自治会委員長に送付して、在寮期限が昭和61年3月31日であることを知らせるとともに、入寮届の未提出者にその速やかな提出を要請したが(『京大広報』No.304)、これに反対する学生らは12月19日法経第7教室で在寮期限糾弾全学集会を開いて氣勢を挙げた。さらに年が明けた昭和61年2月には、大学側は4月以降の吉田寮入寮募集の停止

第7章 京都大学の再編と発展

を決定し、3月1日朝尾学生部長名で吉田寮自治会委員長に対して、昭和61年度の入寮募集を行わないよう通知した(『京大広報』No.310)。

昭和61年3月31日吉田寮の在寮期限が到来したが、前年12月に沢田総長に代わって就任した西島総長は、「在寮期限の到来の時に、強制的に吉田寮の寮生を退去させ、吉田寮を老朽建物として機械的に撤去することは、本学の学寮問題の基本的な解決にはつながらず、かつ、在寮期限設定に至る本来の趣旨に沿うものでもないと考え」て、朝尾学生部長と協議の上、「在寮期限の『執行中』という基本方針を採る決心をした」(総長西島安則「吉田寮在寮期限設定に伴う一連の措置の完了について(所感)」『京大広報』No.375)。このような大学側の措置に対して、吉田寮自治会は入寮募集停止の一方的決定を不当とし、引き続き自主入寮募集を継続しようとした。これに対して大学側では、その後も昭和61(1986)年4月以降平成元(1989)年にかけて、寛田知義学生部長次いで河合隼雄学生部長の在任中、学生部委員会、特にその第3小委員会委員および学生部の寮担当職員が寮生との話し合いを続けた。

昭和63(1988)年10月17日の学生部委員会において「本年度中に在寮期限決定に伴う吉田寮問題の解決をみるよう努力する」という基本方針が決定され、11月7日から翌年2月16日まで5回にわたって河合学生部長と吉田寮自治会との間で話し合いが行われた。11月7日の話し合いで学生部長は、それまでの大学側の方針から大きく踏み出した内容をもつ提案を寮自治会に対して行うことになる。それは、翌平成元年3月までに吉田西寮の撤去と代替スペースとしてのプレハブの設置、吉田東寮の補修を行い、入寮募集停止を解除するとともに、4月以降の在寮者名簿の提出と寄宿料の納入を寮生に約束させる(ただし寮自治会の入退寮権は侵害せず)ことによって、在寮期限決定理由の「管理運営の正常化」と「老朽寮の改善」を完全に履行するというものである(『京都大学新聞』1988年11月16日付)。この「河合提案」について吉田寮自治会は平成元年1月13日以降連日検討を重ね、1月22日の寮生大会において河合提案受け入れを内容として含む運動方針を決定した。これに基づいて吉田寮自治会は1月23日学生部長に要求書を提出し、同日夕学生部長は回

答を行い、寮自治会の同意を得た。この学生部長の回答では、今回設置するプレハブが西寮代替スペースとして不十分であることを認め、今後も寮機能の回復、維持、発展に努めること、そのための抜本的解決策として新しい寮の建設に努め、その内容については寮自治会と話し合いの上決定すること、また寮自治会と確認した諸点に関して、学生部長名文書に記述して次期以降の学生部長に引き継ぐこと等が、寮生との合意事項として新たに付け加えられている(『京都大学新聞』1989年1月1日付)。吉田寮自治会の回答を受けて、1月24日開催の評議会において河合提案が承認された。3月25日には、吉田寮自治会との合意に基づいて吉田西寮が撤去された。そして3月27日付で「吉田寮入寮禁止措置解除」が公示された。この間吉田東寮の一部補修も行われ、4月14日には吉田寮入寮者名簿が提出され寄宿料が納入された(『京大広報』No.375)。

平成元(1989)年4月18日開催の評議会において吉田寮に係る学寮問題が付議され、総長から、昭和61(1986)年3月31日以降「執行中」であった吉田寮の在寮期限についてそれまでの経緯が説明された後、「今回学生部長と吉田寮自治会との間で交わされた吉田西寮の撤去、東寮の補修、在寮者名簿の提出及び寄宿料の納付等の合意をもって、在寮期限設定以後の一連の執行は完了したとしたい」旨の提案がなされ、了承された(『京大広報』No.374)。

なお、熊野寮では平成2(1990)年以来退職する炊夫の補充問題が起こっていたが、佐野哲郎学生部長は炊夫の補充(経費は寮生負担)には寄宿料の納入が絶対条件であると主張、平成3(1991)年3月熊野寮自治会もこれを認め、同年4月以降熊野寮の寄宿料も納入されることになった(『京都大学新聞』1991年4月16日付)。

以上のようにして、「学寮の正常化」の3本柱とされてきた在寮確認、寄宿料納入、負担区分の適用が実現することになり、昭和53(1978)年以来歴代の学生部長および学生部委員・職員が多大の時間と精力を傾けてきた学寮問題に一応の決着が付けられることになった。ただし、その際大学側は、入退寮者の自主選考権をはじめとする学寮の自治権を基本的に承認し、また将来

第7章 京都大学の再編と発展

の新寮建設についても寮自治会との合意によることを約束するなど、寮生の要求に対して大幅な譲歩を余儀なくされたのである。

河合学生部長の後しばらくは学生部長と寮自治会の「団交」は行われなかったが、平成4(1992)年7月万波通彦学生部長が就任すると、吉田寮自治会は先の河合学生部長との確認事項を中心に新たな要求を提出し、11月18日の「団交」において「吉田寮の運営については今後も寮生と話し合い、寮生の自治によるものとする」ことなど6項目を確認した。次いで平成6(1994)年11月7日には、同年5月に就任した瀬地山敏学生部長と吉田寮自治会との話し合いが行われ、上述の万波学生部長の6項目の確約を引き継ぐ旨が確認された。さらに平成8(1996)年5月16日には、益川敏英新学生部長が吉田寮自治会と話し合いを行い、学生部長は寮自治会の要求を受け入れて、万波学生部長が確約した6項目に「新寮の運営についても、寮生と話し合って、寮生の自治とする」「吉田寮に補修が必要な箇所がある」という文言を付け加えて引き継ぐことを確認した。

第7節 京都大学の改革と創立百周年

第1項 大学設置基準の大綱化と一般教育の改革

1. 教育課程等特別委員会の設置

平成3(1991)年7月1日に施行された大学設置基準の改正＝大綱化によって、従来の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目という授業科目の区分は廃止され、教育課程の編成は原則的に各大学の自主的決定に委ねられることになった。また卒業の要件となる単位数も、その細かな内訳についての規定が削除されて、ただ全体として124単位以上を修得すればよいことになった。このような変更は、京都大学において20年来検討されてきた教養課程教育の改革の方向と合致するものであった。平成元(1989)年1月に「教養部にかかわる構想検討委員会」の最終報告が提示した「教養課程教育の改革案」では、総合人間学部の設置(教養部の廃止)と並んで、全学的な4年(医学部では6年)一貫教育への移行がうたわれていたが、その動きはこの大学設置基準の改正によって加速されることになったのである。同時に平成3年7月には学位制度について重要な改訂が行われ、従来学部卒業生に対する称号であった学士号は学位として位置付けられることになった。このような4年一貫教育への移行、総合人間学部の新設と教養部の廃止、大学設置基準の改正および学位規則の改正などに対する京都大学としての教育上、制度上の対応を検討するための機関として、平成3年7月に「教育課程等特別委員会」(委員長久馬一剛農学部教授)が設置されることになる。

教育課程等特別委員会は、その内部にカリキュラム等検討専門部会および自己評価等調査検討専門部会を設けて審議検討を重ね、その経過について平

第7章 京都大学の再編と発展

成4(1992)年4月13日総長に中間報告を行い(『京大広報』No.427別冊)、次いで同年9月29日に最終報告を提出した(『京大広報』No.435別冊)。後者によれば、本特別委員会の主要な所掌事項は、①教育課程の編成方針と編成方法に関すること、②自己点検・評価に関すること、③学士の学位に関すること、④大学設置基準の改正等に基づく学内諸規則の改正・整備に関すること、の4つであった。このうち①にかかわる事項は、平成4(1992)年10月に総合人間学部が発足し翌平成5(1993)年3月末には教養部が廃止されることになっていただけに、とりわけ緊急を要するものであった。

特別委員会ではカリキュラム等検討専門部会(部会長中川博次工学部教授)の検討を経て、まず平成4年度の暫定的カリキュラム編成に伴う各学部の一般教育相当科目等の卒業要件を審議決定した。また平成4年度以降のカリキュラム編成に用いる科目区分の名称を全学的に統一することにし、開講対象による区分としては「全学共通科目」と「学部科目」、教育目的・内容による区分としては「教養科目」と「専門科目」とすることを決めた。

次に全学共通科目の教育実施体制については、「総合人間学部が、全学的協力体制の構築を基本に、全学共通科目の主要な部分を提供し、全学の高度一般教育の実施に責任をもつこと」について共通の理解がカリキュラム等検討専門部会で得られ、教育課程等特別委員会において承認された。そして同特別委員会は、平成5年度以降全学共通科目を全学的に企画・調整・運営すべき恒常的機関として、総長を委員長とする「京都大学教育課程委員会」を設置することを提案し、平成4年11月同委員会が発足することになった。

さらに特別委員会は、全学共通科目のカリキュラムをスムーズに実施するためには各学部の時間割やアカデミック・カレンダーの調整が不可欠であるとし、時間割については全学共通にⅠコマ90分、移動時間を15分として、Ⅰ限8時45分～10時15分、Ⅱ限10時30分～12時、Ⅲ限13時～14時30分、Ⅳ限14時45分～16時15分、Ⅴ限16時30分～18時と定められた。またアカデミック・カレンダーについては平成5年度は次のように統一することになった。

入 学 式 平成5年4月9日(金)

前期授業 4月12日(月)～7月16日(金) 14週

夏 休 み 7月17日(土)～9月12日(日)

前期試験 9月13日(月)～10月1日(金) 3週

後期授業 10月4日(月)～12月24日(金) 12週

冬 休 み 12月25日(土)～平成6年1月9日(日)

後期授業 平成6年1月10日(月)～1月21日(金) 2週

後期試験 1月24日(月)～2月18日(金) 4週

アカデミック・カレンダーは平成6(1994)年度以降もこのような形で実施されることになる。

自己点検・評価の実施については既に簡単に触れたが、前述の自己評価等調査検討専門部会(部会長朝尾直弘文学部教授)は京都大学としてのこの問題の受け止め方を審議するとともに、点検・評価項目や実施体制について検討し、その結果を平成4(1992)年7月教育課程等特別委員会に報告した。そして平成4年11月には同部会の提言に基づく「自己点検・評価実施準備委員会」が設置され、実施規程が制定された後、平成5(1993)年4月に総長を委員長とする全学的な自己点検・評価委員会が設置されることになった。

2. 全学共通科目の開設

上述の大学設置基準の改正の結果、本学では平成4年4月から従来の一般教育科目(人文・社会・自然科学系科目)、外国語科目、保健体育科目という全学的科目区分は消滅し、それに代わる授業科目として「全学共通科目」が開講されることになり、それはA群(従来の人文・社会科学系科目)、B群(自然科学系科目)、C群(外国語科目)、D群(保健体育科目)から構成された。そして平成4年度の全学共通科目は、移行措置として、従来から教養部で開講されてきた授業科目が踏襲されるが、平成5(1993)年度からは、新設の総合人間学部の科目を中心に、他部局から提供される科目を加えて、新たに編成し直された全学共通科目が開講されることになった。

第7章 京都大学の再編と発展

全学共通科目の授業計画は教育課程委員会の下部機構であるカリキュラム専門委員会によって全学的に決定されることになったが、平成5年度において全学共通科目に参加した専任教員数は、総合人間学部が182名、人間・環境学研究科が28名、他の部局が135名、計345名で、ほぼ全学的なものになりつつあった(『京都大学自己点検・評価報告書』45頁)。

さて、全学共通科目の開設に伴ってそれぞれの学部では、規程改正によって卒業に必要な履修単位数が改めて定められたが、それによるとA～D群の各科目の位置付けには学部間で著しい多様性が生じている。即ち、総合人間学部ではA、B兩群を一括して、また文学部ではA、B、Dの3群を一括して、必要最低単位数を定めたのに対して、他の学部ではA群科目とB群科目の区別を設けており、さらに教育学部ではA群科目の中に人文科学系科目と社会科学系科目の区別を設け、それぞれについて必要最低単位数を定めるという具合であった。C群(外国語科目)の修得要件についても学部間で特色が見られる。総合人間・文・教育・法・経済・医の各学部が2カ国語それぞれ8単位以上(総合人間学部国際文化学科と文学部では第1外国語について12単位以上)を要求したのに対して(ただし文学部では平成7年度入学者からは8単位以上)、理・薬・農の各学部と平成6年度以降の医学部では第1外国語については8単位以上を要求しているものの(医・薬・農各学部では第1外国語を英語に限定)、残りの8単位については第1外国語以外の複数の外国語で履修してもよく、また工学部の多くの学科では第1外国語(英語)8単位のほかに4単位を他の外国語で履修すればよいことになった。なお本学では、教養科目として履修できる外国語は長らく英・独・仏・中国・露の5カ国語であったが、平成4(1992)年度からイタリア語が、翌平成5(1993)年度からはスペイン語が正式に外国語科目として認められることになった。最後に全学共通科目の実施とともに、D群(保健体育科目)は教育学部と農学部を除く大多数の学部において必修科目から外された(『京都大学自己点検・評価報告書』41-42頁、『全学共通科目履修案内 平成9年度』7-8頁)。

さて、全学共通科目の開講後、教育課程委員会のカリキュラム専門委員会

では、平成5年度から毎年全学共通科目の履修状況調査を行ったが、その結果特定科目への履修登録者の集中などいくつかの問題点が明らかになった。そこで平成8(1996)年3月「全学共通科目レビュー委員会」(委員長万波通彦工学部教授)が設置され、全学共通科目の実施状況を調査しつつ、その改善策について審議を重ねた。同委員会が平成9(1997)年1月総長に提出した報告書においては、「全学共通科目は危機的状況にある」との診断が下され、その原因は本学の教養教育の方針の不徹底、また総合人間学部を責任部局とする方針の意味の不明瞭さにあるとされている。そして「総合人間学部における担当教官不足、それに伴う非常勤講師の増加、他学部からの旧来の一般教育に相当する科目の提供が少ないこと等、現在の全学共通科目の問題点の多くは教官の教育負担に関連して生じている」とされた上で、教養教育改善のための基本方針として、①全学の協力のもとに総合人間学部を実施責任部局として全学共通科目を行う現教育体制を維持発展させること、②全学の教官の協力で教養教育を充実するとともに、教育と研究を両立させる体制を確立すること、③各学部において全学共通科目を中心にカリキュラムの見直しを行い、学部科目(専門科目)においても高度一般教育を充実すること、が提案されている。全学共通科目と教養教育のあり方については、平成8年8月28、29両日レビュー委員会の企画になる討論集会「京都大学の教育を考える(第一回)——全学共通科目をめぐる」(於比叡山国際観光ホテル)が開催され、全学の多様な専攻の教官約200名が情報を交換し意見をたたかわせた。また平成9年5月には、レビュー委員会による学生へのアンケート調査「京都大学の教育についての4回生の意見」の結果が公表されるなど、改善充実のための努力が続けられている。

第2項 大学院重点化の進行

大学審議会は平成3(1991)年5月17日の文部大臣宛答申「大学院の整備充実について」において、「大学院は、基礎研究を中心として学術研究を推進

第7章 京都大学の再編と発展

するとともに、研究者の養成及び高度の専門的能力を有する人材の養成という役割を担う」とした上で、わが国の大学院が抱えている問題点として次の4点を指摘している。

(1) わが国の大学院は学部とは独立した実体を具備するものが少なく、教育研究組織として十分に成熟を見ているとはいえない。即ち、学部を基礎とする大学院の場合、教員はほとんど学部の教員が兼務しており、施設設備についても学部と共用しているのが通例である。運営においても、実質的には予算、人事等学部の運営に依存しているものが多い。

(2) 教育課程や研究指導のあり方の面から見ても、必ずしも課程制大学院の趣旨に沿って体系的に整備されているとはいえず、特に社会人に対する再教育や留学生に対する教育の面で多くの問題点が指摘されている。

(3) 近年の厳しい行財政事情もあり、大学院の教育研究経費、施設設備等が、企業の研究所などその他の研究施設に比べ立ち遅れてきており、このため世界の第一線に伍した学術研究の推進や、教育研究上の国際交流の推進等に支障が生じている。また、民間企業の研究所等との間で研究条件や処遇における格差が大きくなり、優秀な学生が大学院に残らなくなるなど憂慮される状況となっている。

(4) 規模から見て、わが国では欧米先進国に比べて、大学院の占める割合は小さく、大学院の整備が今後の重要な課題となっている。

このような問題点を解決し、学術研究上の要請や人材養成に対する社会的要請に適切に応えてゆくために、大学院重点化が開始されることになる。

大学院重点化はまず平成3(1991)年4月東京大学法学部で行われたが、京都大学でも平成4(1992)年度に法学部で大学院重点化が行われ、既存の2つの大講座を含む39講座を大学院に移して、21大講座に再編した。改組された法学研究科は基礎法学、公法、民刑事法、政治学の4専攻からなり、各専攻はそれぞれ4～7大講座からなるが、これら各専攻に属する大講座とは別に、横断的・先端的な教育・研究を行う総合法政分析という大講座が設けられた。また、修士課程の定員を76名から90名に増員し、そのうち約40名を新

設の「専修コース」に当て、約20名は一般選抜、他の20名は職業人選抜とした。法学部が大学院重点化を図った背景には、社会の高度専門化・国際化等に対応して研究体制を強化する必要があり、かつ法学・政治学に関する高度専門教育への社会的需要の高まりにもかかわらず、学部における教育には限界があるという事情があった。また「専修コース」の設置には、職業人教育を通じて法学・政治学に関する高度専門教育への社会的需要に応えようという面もあった。

平成5(1993)年度には医学部と工学部の大学院重点化が開始された。医学部では従来の学部講座を大学院に移し、生理系、病理系、社会医学系、内科系、外科系、分子医学系、脳統御医科学系の7専攻系に再編することになり、平成7(1995)年4月までに全専攻の重点化が完了した。医学部教授会は大学紛争の時期に大学院を真の医学研究と研究者養成の場として位置付け、それに沿った改革を断行した。その結果、医学研究科は本格的な研究者養成コースになり、志願者が激増して入学者が定員の130%を超えるまでになった。この医学研究科を拡充強化するために、独立専攻として分子医学系(昭和60年度)、脳統御医科学系(平成2年度)を発足させたが、従来の生理、病理、社会医学、内科、外科の5つの系を個々に改組拡充するには長い年月を要することでもあり、全部を一括大学院重点化する方がよいと考えられたのである。いくつかの大学院専任講座が設けられ、また新しく先端・国際医学講座として、教授、助教授5名ずつが客員教官として教育・研究に加わるようになった。さらに、胸部疾患研究所、ウイルス研究所、生体医療工学研究センターなどの大学院担当部門は、協力講座として参画することになった。また社会人特別選抜制度を設定して、大学院を外部の研究者に開放することにしたのである。

工学部の大学院重点化は平成5(1993)年から平成8(1996)年まで4年計画で実施されたが、全教官を大学院に移し、旧来の専攻の枠にとらわれない共通の基盤に立つ講座によって専攻を再編成することになった。新たに設けられたのは、土木工学、土木システム工学、資源工学、環境工学、環境地球工

第7章 京都大学の再編と発展

学、建築学、生活空間学、機械工学、機械物理学、精密工学、原子核工学、材料工学、航空宇宙工学、電気工学、電子物性工学、電子通信工学、数理工学、情報工学、応用システム工学、材料化学、物質エネルギー化学、分子工学、高分子化学、合成・生物化学、化学工学の25専攻である。各専攻には工学部から移行した基幹講座、研究所・センター等の関連部門からなる協力講座のほか、萌芽的・先端的研究の推進と博士課程教育の充実のために大学院専任講座が置かれた。また、専任講座以外は大講座制を採用して、人事の流動化と研究の連携を促進することにした。また大学院重点化に伴い学部の改組が行われ、広い分野に柔軟に対応できる人材の養成という観点から、従来の23学科を6つの大学科に統合するとともに、大学科目制の導入によってより自由度の高いカリキュラムの編成と講義内容の設定が可能になるようにした。

医学部と工学部の一部の大学院重点化が実現した平成5(1993)年6月、将来構想検討委員会は前述の「21世紀における京都大学のあり方について(将来構想試案その1)」において、「近年の急速な学問の高度化や学際化、社会の高度複雑化に対応していくには、大学の教育研究体制を抜本的に見直すことが必要になってきている」として、「学部では学科の統合等によってより幅広い共通の基礎教育を実施し、4年一貫の教育課程を整備するとともに、大学院では、学問の進化に伴った専攻の見直しを行い、先端的・学際的基礎研究の促進と若手研究者の育成を可能にする弾力的組織へと改変する必要がある。更に、社会人や外国人留学生等に対する高度教育を行うための制度の充実も必要とされている」と提言した。そして「上記の趣旨に基づく各学部の大学院重点化に共通した基本的方針は、大学院研究科を教官の所属組織とし、学部の現講座を基幹講座として、かつ大講座として運営しようというものであり、更には関連研究所・センター等の部門で構成する協力講座を設け、或いは、大学院専任講座や共通大講座を設置するというものである」と述べたのである。

次に理学部においても、平成6～7(1994～95)年に大学院重点化が実現さ

れ、それまでの12専攻を数学・数理解析、物理学・宇宙物理学、地球惑星科学、化学、生物科学の5専攻に改組するとともに、従来の講座を整理統合して大講座制をとった。このような専攻・講座の統合を行った狙いは、教育においては視野が広く分野横断的な発想のできる人材を育て、研究の面からは、自然科学の急激な進展に即応して弾力的運営を行い研究の発展を目指す点にあった。そして、各専攻には体系的な各分野を担当する大講座のほか、分野横断的あるいは学際的な新領域の教育と研究を推進する拠点として、関連大講座が置かれ、さらに理学部附属施設および他の研究所、センターの教官による協力講座が設置された。学部教育組織は理学科1学科に改組され、学生は数理科学系、物理科学系、地球惑星科学系、化学系、生物科学系の系単位で教育を受けることになった。

文学部においても平成8(1996)年4月に、人文科学研究の高度化と多様化、あるいは学際的研究の進展といった状況に対応し得る教育研究体制の構築を目指して大学院重点化を行った。それに先立ち、まず平成7(1995)年度に学部の組織をそれまでの4学科44講座から1学科(人文学科)16大講座へと改組して、各専門分野間の有機的な連携を図るとともに、新しい学問分野の発展にも対応し得るようにした。次いで平成8年4月には、文学研究科の既存の17専攻と1講座を文献文化学、思想文化学、歴史文化学、行動文化学、現代文化学の5つの専攻に再編成し、基幹16大講座をそのもとに配置して、大講座相互間の研究・教育における交流と協力を一層密にしようとした。また基幹講座のほかに4つの協力講座を設け、それらには人文科学研究所の教官17名がそれぞれの専門にに応じて加わることになり、さらに外国人を含む学外の研究者を招聘する客員講座として、専攻横断的な総合文化学講座が設置された。なお重点化に伴って学部の教育制度は学科目制となり、大学院の基幹講座と合致する6学科目から構成されることになった。

さらに農学部においても、平成7年度に学部の改組が行われ、幅広い基礎学力を備え新しい研究領域に柔軟に対応できる人材を養成するために、従来の講座制に代えて学科目制(コース制)が導入され、それまでの10学科が生物

第7章 京都大学の再編と発展

生産科学科、生物機能科学科、生物環境科学科の3学科にまとめられた。また平成7～9(1995～97)年には農学研究科の改組と大学院重点化が行われ、学際的・総合的研究をさらに深く追究し、また独創性のある深い専門性をもった学生を養成するために、それまでの11専攻が6専攻(農学、森林科学、応用生命科学、応用生物科学、地域環境科学、生物資源経済学)へと統合・再編された。また人事の流動化と新しい分野への柔軟な対応のために大講座制を採用し、基幹講座のほかに協力講座が置かれ、既存の3つの研究施設は廃止されてそれぞれ関係する専攻に組み込まれた。さらに、3つの専攻に外国人客員教官を置いて国際化への対応を図った。

経済学部においても平成8(1996)年度から平成9(1997)年度にかけて大学院重点化が行われ、研究科は経済システム分析、経済動態分析、組織経営分析、現代経済学の4専攻から構成されることになった。この改組は何よりも、社会的要請に応えて先端的な理論研究および実証研究の展開と大学院教育の高度化を図るとともに、その成果を学部教育に還元することにより経済学教育全体の水準を向上させることを目的としており、基幹10講座のほかに5つの協力講座を設け、それらには経済研究所の全部門をはじめとした学内の経済学関係教官が加わることになった。なお、重点化に伴って学部組織は平成9年度に経済学科が5つの大学科目に、経営学科が2つの大学科目に改組された。

さらに平成9年4月には、薬学部においても大学院重点化が実現され、薬学研究科の薬学、製薬化学、薬品作用制御システムの3専攻は創薬科学、生命薬科学、医療薬科学の3専攻に再編成された。研究科の改組に伴って学部組織も変更され、従来の2学科(薬学科、製薬化学科)を統合して総合薬学科1学科とした。この薬学部の大学院重点化によって、平成4(1992)年の総合人間学部創設以前に存在した本学の9学部のうち8学部が大学院を教官の所属部局とする体制へと移行することになった。残る教育学部においても平成10年度に大学院重点化が行われる。

さて上述の大学院重点化の結果、各研究科の入学定員は修士課程、博士後

期課程とも大幅に増員され、それとともに両課程の入学者数も著しく増加するに至った。修士課程全体の入学定員は平成2(1990)年度の1,012名から平成8年度には1,701名へと68%増加したのに対して、修士課程の入学者数は同じ期間に1,108名から1,862名へとこれまた68%増加している。ただしこの学生数の増加は、大学院重点化に伴う増募だけでなく、人間・環境学研究所(平成3年度)および後述のエネルギー科学研究科(平成8年度)の新設にもよっていることに注意しなければならない。また文学・教育学・法学・経済学の各研究科の修士課程では、平成5(1993)年度までは入学者数が定員をかなり下回っていたが、それらの研究科でも平成6～8(1994～96)年度には定員の充足率が著しく高まったのである。

次に博士後期課程について見ると、その入学定員は全体で平成2(1990)年度の633名から平成8年度には979名へと55%増加しているのに対して、入学者数は同じ期間に531名から882名へと66%の増加を示している。このように博士後期課程全体としては、平成2～8年度においても入学者数は定員に達していないが、しかし医学・薬学研究科では常に、また文学・教育学・理学・農学の各研究科でも多くの年度に入学者が定員を上回っており、平成8年度には経済学研究科でも定員を充足している(数字は各年度の『京都大学概要』による。ただし平成8年度の定員は学生部調べ)。

ここで、大学院重点化が行われた時期における博士学位の取得状況の変化について一言しておこう。新制大学院発足以来京都大学において授与された新制博士学位は、平成9(1997)年5月1日現在で課程博士が6,930件、論文博士が9,611件、合計1万6,541件に上る。そして、このうち1万5,632件(94.5%)が理系の各研究科によるものであり、文系研究科における新制博士は僅か888名(うち課程博士170名)にすぎない。ところで注目したいのは、大学院重点化が始まった平成4(1992)年頃から多くの研究科において課程博士取得者の著増が認められることである。この時期においても博士学位取得者の圧倒的多数は理系の研究科に集中しているが、従来課程博士取得者がごく少数に留まっていた文学・法学・経済学の各研究科においても平成6年度か

ら課程博士取得者が目立って増加しており、また文系・理系両分野にまたがる新設の人間・環境学研究科においても平成7(1995)年度以降相当数の課程博士取得者が出始めたのである(平成元～9年度の『京都大学概要』による)。

第3項 独立研究科、附置研究所、研究センター等の新設と改組

平成3(1991)年4月の人間・環境学研究科の開設の後、新たな独立研究科を設置する必要については、将来構想検討委員会の前述の平成5(1993)年の2つの試案および平成6(1994)年の中間報告が詳しく論じたところである。即ち、平成5年6月の「将来構想試案その1」においては、「従来の伝統的学問体系の枠を越えた学際的・総合的な教育研究の場として、独立研究科の設置を推進する」とし、その際考慮すべき基本原則が示された上で、それらの原則を満足する学問分野として、既設の人間・環境学研究科のほかに、総合エネルギー科学研究科、生命科学研究科、地域研究研究科、比較文化・総合政策研究科の4つが挙げられた。その後同委員会において上記4つの独立研究科について、関係諸部局の教官の協力を得ながら検討され、平成5年11月の「独立研究科及び第3キャンパス基本構想(1)〈試案〉」においては、総合エネルギー科学研究科、生物・生命科学研究科(生命科学研究科の名称を変更)、多元価値総合政策研究科(比較文化・総合政策研究科の名称を変更)の基本構想が提示されることになった(なお、地域研究研究科より名称変更のアジア・アフリカ地域研究研究科の構想は、平成6年2月の中間報告で示された)。

以上の独立研究科設立計画に基づいて、平成8(1996)年4月1日まず第一陣として大学院エネルギー科学研究科が設置され、5月11日新宮秀夫教授が初代研究科長に任命された。本研究科は、エネルギー問題の教育研究に取り組むマルチディシプリナリーな大学院として設置されたもので、エネルギー社会・環境科学、エネルギー基礎科学、エネルギー変換科学、エネルギー応用科学の4専攻、9基幹講座22分野(いずれも工学部、理学部、農学部、経済学

部、原子エネルギー研究所、ヘリオトロン核融合研究センターからの移行、振り替えによる)と6協力講座(エネルギー理工学研究所の11分野および原子炉実験所の4分野、総合人間学部の1分野よりなる)からなり、入学定員は修士課程109名、博士後期課程49名である。

続いて平成8(1996)年5月11日にはエネルギー理工学研究所が設置された。本研究所は、原子エネルギー研究所がヘリオトロン核融合研究センターの一部と合体し、新しい研究所へと改組されたもので、すべて大部門でエネルギー生成、エネルギー機能変換、エネルギー利用過程の3つの研究部門(14分野)と、附属研究施設としてのエネルギー複合機構研究センターからなる。横断的・機動的研究を推進しエネルギー問題に関連する先端的科学技術研究の新たな展開を図ろうとするもので、上述の大学院エネルギー科学研究科にも協力講座として参加しつつ、活発に交流を進めることになる。初代所長には東邦夫工学部教授が就任した。なお、ヘリオトロン核融合研究センターの一部は平成元年に文部省核融合科学研究所に統合されていたが、同センターは平成8年度よりその部門を新設のエネルギー科学研究科およびエネルギー理工学研究所に移行させることによって発展的に解消することになった。

さらに平成8年4月1日には、10年の時限を迎えたアフリカ地域研究センターが大学院人間・環境学研究科アフリカ地域専攻へと改組転換された。これは、上述の将来構想検討委員会の「中間報告」に基づいて、大学院アジア・アフリカ地域研究研究科を平成10(1998)年度に新設するための第1ステップとして行われたものである。これに伴い、アフリカ地域研究資料センターが学内措置によって設置され、従来アフリカ地域研究センターが果たしてきた国内外の学術交流および情報資料の集積・発信センターとしての役割を担うことになる。

次いで平成9(1997)年4月1日には、学内共同教育研究施設として京都大学総合博物館と総合情報メディアセンターが新設されることになった。

まず総合博物館についていえば、古く大正3(1914)年に建設された文学部

第7章 京都大学の再編と発展

陳列館が昭和30(1955)年博物館相当施設の指定を受け、昭和34(1959)年には博物館と改称、わが国ではほとんど例のない大学博物館として活動してきた。昭和61(1986)年にはその建物の一部を解体して4階建ての新館が竣工し、以来毎年春と秋に企画・特別展示および公開講座を開催するほか、他部局の資料展示も行うなど学内共同施設としての機能も果たすようになった。しかし、この博物館を維持してゆくことは文学部にとって財政的に小さからぬ負担であったため、これを全学の共同利用施設に転換してゆく道が模索されることになった。

他方、理学部、農学部、教養部などにおいても、自然史や技術史に関する膨大な学術標本資料を保管し学内外の研究と教育に役立てるために自然史博物館の設立を求める声が高まり、こうして既設の文学部博物館を統合し、文化史分野と自然史・技術史分野を含む新たな施設として総合博物館を設置することが計画されるに至ったのである。この大学博物館計画は平成元(1989)年から概算要求に組み込まれていたが、諸般の事情から実現に至らなかった。しかし、平成7(1995)年に文部省の学術審議会の報告が学術標本の保存やデータベース構築の重要性を指摘し、大学博物館の必要性を主張したことから状況が好転し、翌平成8(1996)年度には東京大学に総合研究博物館が設置された。本学においても総合博物館設立準備室を中心に博物館計画の具体化が行われ、平成9年度予算においてその設置が認められたのである。

本博物館は学術標本資料に関する收藏、展示、公開および教育研究の支援を行うとともに、これに関連して学術標本資料の収集と利用、解析と学術的評価およびその情報化に関する研究を行うことをその機能とするものであり、初代館長には河野昭一理学研究科教授が就任した。

次に京都大学総合情報メディアセンターは、既設の学内共同利用施設である情報処理教育センターと工学部附属高等情報開発実験施設の両者を転換・統合するとともに拡大したもので、21世紀の高度情報化社会に向けた人材の養成と大学教育の発展に寄与することを目的としている。具体的には、教育支援部門と開発支援部門を置き、両者の有機的な連携の下に情報処理教育環

境の提供、発信型語学教育環境の提供、教養教育・専門教育におけるメディアを利用した教材作成とその支援、遠隔講義・会議の支援およびオープンスペースラボでの学習環境の提供等の諸事業を行うことになっている。初代センター長には富田眞治工学研究科教授が就任した。

以上のほか、平成8(1996)年度には全学の教育研究施設として京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(KU-VBL)が設置されることになり、平成8年3月にはその研究棟が竣工して本格的活動を開始した。これは平成7(1995)年度補正予算の「大学院を中心とした独創的研究開発推進経費」により設立されたもので、ベンチャー精神に富んだ独創的研究者の育成を目的とした施設である。現在は「先進電子材料開発のための原子・分子アプローチ」を教育研究テーマに、工学研究科の電気系・化学系を主体に理学研究科・化学研究所等の多数の教官からなる横断的で柔軟な組織でプロジェクトを推進している。

第4項 京都大学創立百周年記念事業

1. 創立百周年記念事業委員会の設置

京都大学が平成9(1997)年に創立百周年を迎えるのを機に記念事業を実施することについては、早く昭和62(1987)年5月26日の部局長会議で話題となり、以来、学内の各部局・委員等から様々な提案が寄せられていたが、昭和63(1988)年11月15日の部局長会議において「創立百周年記念事業計画の提案」が議せられた後、同月22日の評議会において西島総長より記念事業の実施が提案され、了承された。次いで翌平成元(1989)年5月16日の評議会において、この記念事業を企画立案し実施するための「創立百周年記念事業委員会」(以下、記念事業委員会)の設置が認められ、学内からの提案を基に同年秋までに具体的な実施計画を作成することになった。

記念事業委員会は総長を委員長とし、各学部長、大学院人間・環境学研究科長、各研究所長、各センター長および遺伝子実験施設長、医学部附属病院

第7章 京都大学の再編と発展

長、農学部附属農場長および農学部附属演習林長、附属図書館長、医療技術短期大学部部长、事務局長および学生部長によって組織された。平成元年5月30日に開かれた第1回の委員会では、幹事会の設置と本委員会の運営方法の申し合わせが承認され、以後幹事会を中心に記念事業計画について詰めてゆくことになった。同年11月7日の第2回委員会では、創立百周年記念事業計画案(事業計画、募金目標額、使用に関する基本方針)が承認され、評議会の了承を得た後、同年12月11日の財団法人京都大学後援会役員会において説明された。なお、この段階で記念事業の1つとして企画されていた百年史の刊行については、多くの準備期間を必要とするところから、上記11月7日の記念事業委員会において、全体計画の確定に先立って「京都大学百年史編集委員会」を設置することが承認された。翌平成2(1990)年9月11日に設置された同委員会は記念事業委員会の委員若干名、各部局選出の委員各1名、編集上の観点から委嘱された専門委員若干名によって構成され、百年史の構成および内容に関する基本的計画の立案や編集の総括を行うもので、平成2年11月7日に第1回の委員会を開催、委員長に西田龍雄附属図書館長(文学部教授)が指名され、編集作業を開始した(なお、西田図書館長の停年退官後、朝尾直弘、長尾真、万波通彦の各図書館長が順次、編集委員長に就任した)。

記念事業委員会ではその後も幹事会を中心に記念事業の内容について検討を続け、平成2(1990)年7月16日には「創立百周年記念事業計画(原案)」が京都大学後援会役員会に付議され承認された。次いで平成3(1991)年5月28日には「創立百周年記念施設建設委員会」が設置され、記念施設についてその基本計画の立案に当たることになった。また同年11月22日に開催された京都大学後援会役員会では、「京都大学創立百周年記念事業推進実行委員会」を設けて記念事業の推進に全面的に協力することになり、委員長に大西正文常務理事(のち副会長、大阪瓦斯株式会社会長)を内定した(大西は同実行委員会発足とともに委員長に就任)。しかし、その後わが国は戦後最長の不況に見舞われたため、記念事業の決定が大幅に遅れただけでなく、記念事業の内容についても再検討を余儀なくされた。記念事業計画が漸く確定し公表されたの

は、平成6(1994)年6月21日のことであった(『京大広報』号外)。

2. 記念事業の内容

計画された記念事業は大別して4つの柱からなっている。その第1は記念行事であり、記念式典をはじめとして記念シンポジウム、記念特別講演会、音楽会、新「学歌」の制定からなる。第2は上述の百年史の刊行であり、近・現代の日本の国家、社会の歩み、学術・文化・教育の発展を背景に置きつつ、世界的視野に立って京都大学百年の歴史を記述するものである。第3は百周年時計台記念館の建設であり、本学のシンボルともいえる時計台を再生し、異分野学問領域の間のみでなく大学と社会との学術的交流のためのインターフェイスとなる施設にしようという計画である。第4は国際交流事業の推進であり、教官の研究交流、学会への出席、事務系・技術系職員の海外研修を行うほか、特に協定校等との学生交流制度を設け、国際化時代にふさわしい人材を養成するための基金を作ろうとするものである。以上の事業を遂行するための費用は60億円とされ、募金によってまかなうが、そのほか国費によって時計台の改修および管理棟等の新築を実施することが予定された。

以上の記念事業計画の決定の後、平成7(1995)年4月18日には「百周年記念式典・シンポジウム委員会」が設置され、記念式典およびシンポジウムの企画・立案と実施に当たることになった。同委員会には、記念式典、記念シンポジウム、記念音楽会、京都大学展の各実行委員会および記念映画制作委員会が設置され、それぞれの事業案の具体化のための詰めを行うことになる。またこれより先、平成6(1994)年4月12日には財団法人京都大学後援会が行う百周年記念事業募金を支援するため、学内に「百周年記念事業支援委員会」が設置された。募金活動は平成7年初めから開始される予定であったが、同年1月17日の阪神・淡路大震災によって広範囲にわたり甚大な被害が生じたために開始を見合わせることになり、平成7年4月にまず個人宛に、次いで同年10月には法人宛に募金依頼状が送られた。また記念事業の実施に係

第7章 京都大学の再編と発展

る事務の連絡調整のために、平成8(1996)年7月事務局庶務部に「創立百周年記念事業推進室」が設置された。

3. 記念事業の実施状況

まず、百年史の編集は、平成3(1991)年6月4日の第2回編集委員会で承認された編集大綱に基づいて進められた。百年史は総説編1巻、部局史編3巻、資料編3巻の7巻編成とすることが決定され、平成9(1997)年の創立百周年時にまず部局史編3巻を刊行し、翌年以降、総説編、資料編を順次刊行することになった。また、これより先昭和62(1987)年に発足した「京都大学写真集企画委員会」(委員長新田博衛教養部教授)の仕事を受け継いで京都大学写真集を百年史の別冊として刊行するとともに、京大の沿革史を広い範囲の読者に紹介するための小冊子を刊行することが決まり、その編集作業が百年史編集委員会に委ねられた。

百年史本編については上述の計画に従って、各部局でそれぞれ部局史の編集委員会が設置され、原稿が執筆された。各部局から提出された原稿には、内容の調整と表記や構成の統一のために中央の専門委員会および百年史編集史料室において詳細な検討が加えられ、問題点の解決のために部局の編集委員会との間で協議が重ねられた。こうして原稿が完成して平成8(1996)年6月より印刷作業に入り、平成9(1997)年11月2日の記念式典に先立ち『京都大学百年史』部局史編3巻(2,000部)が刊行された。これは、平成6(1994)年3月末時点の本学のすべての部局と医療技術短期大学部および旧教養部の歴史を収録したもので、総頁数3,300の大冊である。またこの部局史編と同時に『京都大学百年史 写真集』(1万部)および小冊子『京大百年』(3万部)が刊行の運びとなった。さらに上述の部局史の編集・刊行作業と並行して、大学全体の通史と事務局・学生部・附属図書館の歴史を収める百年史総説編の編集作業が平成10年6月刊行を目指して進められた。残る資料編3巻についても、平成11(1999)年以降順次刊行すべく現在、作業が進められている。

次に、記念式典およびこれに関連する諸行事は、式典・シンポジウム委員

第7節 京都大学の改革と創立百周年

会において検討された具体案に沿って、平成9年11月1～3日に挙行された。即ち、記念式典は11月2日午前10時30分より京都館第1ホールにおいて、来賓、同窓生、教職員、学生等約1,700名の出席のもと盛大に挙行され、同日午後には京都市勧業館において記念祝賀会が催された。翌3日、文化の日には、京都テルサホールにおいて、午前中記念特別講演会がドイツの哲学者・社会学者ユルゲン・ハーバーマスとイギリスの分子生物学者シドニー・ブレンナーを招いて挙行され、また午後には同じ会場において「20世紀から新世紀へ——知の軌跡と大学の可能性」なるテーマの下に、利根川進マサチューセッツ工科大学教授、森嶋通夫ロンドン大学名誉教授、廣中平祐、藤澤令夫両本学名誉教授をパネリストとして、記念シンポジウムが開催された。さらに記念式典に先立ち、11月1日には京都コンサートホールで記念音楽会が開催された。

以上のほか記念行事としては、創立百周年記念展覧会、記念公開講座、地域講演会が開催され、また記念映画の制作、記念切手・絵葉書の発行が行われた。記念展覧会は、平成9(1997)年10月28日より「知的生産の伝統と未来」なるテーマの下に、総合博物館と附属図書館をメイン会場として4週間にわたって開催されたが、その間約1週間は数個のサテライト会場でも開かれることになった。記念公開講座と記念地域講演会は、「京都大学市民講座・春秋講義企画委員会」の立案によるものであるが、そのうち公開講座は10月18日午後、京都産業会館において「知の最前線はいま——日本の文化と国土」をテーマに、日高敏隆、河合隼雄両名誉教授を講師として開催された。また地域講演会は、平成9年10月4日にまず名古屋で井村裕夫総長、伊東光晴名誉教授を講師として、次いで平成10(1998)年2月21日には大阪で井村前総長、佐藤幸治大学院法学研究科教授を講師として開催されたが、平成10年10月には東京でも開催されることになっている。なお、新「学歌」の制定は、公募の結果「学歌」にふさわしい優秀作がなく、取り止めとなった。

上述の百周年記念式典・祝賀会・シンポジウム等の終了後、11月14、15両日井村裕夫総長の任期満了に伴う次期総長の選挙が行われ、長尾真大学院工

第7章 京都大学の再編と発展

学研究科教授が12月16日本学第23代総長に就任した。

以上に述べたように、百周年記念行事は平成9年中にそのほとんどが滞りなく終了し、また百年史の刊行も当初の計画通りに進行したのであるが、計画された記念事業の他の2つの柱である百周年時計台記念館の建設と国際交流事業の推進については、記念事業募金の終了後に具体化される予定である。